

土佐清水市地域防災計画

資料編

令和5年10月（一部改訂）

土佐清水市防災会議

目 次

1. 条例等		
資料 1-1	土佐清水市防災会議条例	1
資料 1-2	土佐清水市防災会議運営規則	3
資料 1-3	土佐清水市災害対策本部条例	4
2. 各種協定		
資料 2-1	災害時における協定一覧表	5
3. 情報伝達		
資料 3-1	土佐清水市防災行政無線局一覧表	6
資料 3-2	災害時連絡先一覧表	9
4. 避難等		
資料 4-1	避難所・避難場所一覧表	15
資料 4-2	福祉避難所一覧表	16
資料 4-3	避難情報の発令区分	17
資料 4-4	要配慮者利用施設一覧表	27
資料 4-5	応急仮設住宅建設候補用地一覧表	29
5. 消防		
資料 5-1	消防本部組織図	30
資料 5-2	消防団組織及び施設等の状況	31
6. 物資・資材・施設		
資料 6-1	ヘリコプター臨時離発着場一覧表	32
資料 6-2	水道施設所在地一覧表	33
資料 6-3	飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所等一覧表	34
資料 6-4	災害応急対策に必要な資機材等の現況	35
7. 災害対策本部		
資料 7-1	災害対策本部組織図	36
資料 7-2	災害対策本部各部所掌事務	37
資料 7-3	災害対策本部配備体制別職員動員表（総括表）	42
8. その他		
資料 8-1	土砂災害警戒避難体制の整備	43
資料 8-2	土砂災害警戒区域一覧表	47
資料 8-3	危険物取扱所一覧表	60

資料 8-4	土砂災害ハザードマップ	61
資料 8-5	被害認定基準	84
資料 8-6	激甚災害指定基準	87
資料 8-7	局地激甚災害指定基準	90
資料 8-8	災害救助基準	92

9. 様式等

< 県報告 >

資料 9-1	災害報告取扱要領	97
--------	----------	----

< 協力・応援要請 >

資料 9-2	県への応援要請文書	102
資料 9-3	自衛隊への災害派遣要請関係文書	103

< 緊急車両 >

資料 9-4	緊急通行車両等事前届出書	104
--------	--------------	-----

< 被災者 >

資料 9-5	被災者台帳	105
資料 9-6	罹災証明書	106
資料 9-7	罹災証明等申請受付簿兼交付簿・異議申出者一覧	107

10. タイムライン

資料 10	タイムライン（台風接近時）	109
-------	---------------	-----

1. 条例・要領等

○土佐清水市防災会議条例

(昭和 38 年 3 月 22 日条例第 8 号)

改正昭和 50 年 10 月 11 日条例第 28 号昭和 62 年 10 月 3 日条例第 20 号
平成 12 年 3 月 28 日条例第 18 号 平成 24 年 9 月 28 日条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、土佐清水市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 土佐清水市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 高知県知事が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 市の区域の全部又は一部を管轄する警察署長又はその指名する職員
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防長及び消防団長
 - (7) 市長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者
 - (9) 清医会の代表者
- 6 委員会の定数は、25 名以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、高知県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

- 第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年10月11日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年10月3日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

○土佐清水市防災会議運営規則

(昭和 39 年 8 月 25 日規則第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、土佐清水市防災会議条例第 6 条の規定に基づき、土佐清水市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、会議に出席することができない理由のある場合においては、会議の開会までにその旨を会長に連絡するものとする。

(会議の議事等)

第 3 条 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 議長は、会議において必要と認めたときは、専門委員の意見を求めることができる。

(議事録)

第 4 条 防災会議を開いたときは、会議録を調整するものとする。

2 前項の会議録には、議長及び会議において、そのつど定めた署名委員 2 名が署名するものとする。

3 第 1 項の会議録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催の日付及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 会議の経過の概要

(4) 議案別の議事の概要

(提案)

第 5 条 防災会議に提案しようとする事項は、特別の場合を除き、会議の開催前に会長まで提出するものとする。

附 則

この規則は、昭和 39 年 9 月 1 日から施行する。

○土佐清水市災害対策本部条例

(昭和 38 年 3 月 22 日条例第 9 号)

改正平成 8 年 6 月 28 日条例第 11 号平成 24 年 9 月 28 日条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、土佐清水市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 6 月 28 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 各種協定

災害時における協定一覧表

番号	協定名称	相手方	締結日
1	災害時の応急対策活動協力に関する協定書	土佐清水市水道工事協同組合	H17.6.7
2	災害時における飲料供給に関する覚書	株式会社四国リョーショク ダイードリンク株式会社	H17.12.1
3	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング株式会社	H17.12.1
4	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	社会福祉法人土佐清水市社会福祉協議会	H19.2.1
5	高知県内市町村災害時相互応援協定	高知県内市町村(34市町村、土佐清水市含)	H20.1.25
6	高知県消防防災ヘリコプター支援協定	高知県	H20.7.30
7	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	株式会社福商	H22.6.7
8	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	社団法人高知県エルピーガス協会土佐清水支部	H23.7.29
9	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	高知県電気工業工業組合清水支部	H23.10.17
10	災害時における情報交換及び支援に関する協定(リエゾン協定)	国土交通省四国地方整備局	H23.10.26
11	高知県被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定書	社団法人高知県建築士会	H24.3.30
12	四国西南サミット災害時相互応援協定	高知県:四万十市・宿毛市・大月町・大月町・黒潮町・三原村 愛媛県:宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・松野町・鬼北町・愛南町	H24.5.21 (H19.5.23)
13	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	西日本電信電話株式会社	H24.8.8
14	津波発生時における土佐清水市海上保安署執務室確保に関する協定書	高知海上保安部土佐清水市海上保安署	H24.8.22
15	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社中村支店	H25.2.6
16	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	H25.12.5
17	災害時における応急対策業務に関する協定書	大旺新洋株式会社	H26.6.2
18	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	高知県西部舗装協会	H26.6.25
19	災害時被災児童等の受入に関する相互応援協定	三原村	H26.7.3
20	災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協定に関する協定書	西日本電信電話株式会社	H26.7.22
21	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	H26.9.3
22	災害時の応急対策活動協力に関する協定書	高知県建設業協会土佐清水支部	H27.2.2
23	災害時における無人航空機の運用に関する協定書	一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会	H28.8.10
24	大規模災害時における避難所としての施設の使用及び救援物資の提供に関する協定書	土佐清水市旅館組合	H28.11.7
25	大規模災害発生時における中村警察署清水警察庁舎代替施設に関する協定書	中村警察署	H28.12.21
26	災害発生時における土佐清水市と土佐清水市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社	H29.6.5
27	幡多圏域における広域避難に関する協定	宿毛市・四万十市・大月町・三原村・黒潮町	H31.2.13
28	災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	宿毛市・四万十市・大月町・三原村・黒潮町・高知西南交通株式会社・有限会社足摺交通・竜串見残観光ハイヤー有限会社	H31.2.13
29	地理空間情報の活用推進のための協力に関する協定書	国土地理院	R1.5.31
30	災害時における相互応援及び支援協力に関する連携協定書	宇和島市・西予市・松野町・鬼北町・愛南町・宿毛市・四万十市・四万十町・大月町・三原村・黒潮町・株式会社大塚商会	R5.8.14

3. 情報伝達

土佐清水市防災行政無線局一覧表

親局及び中継局

局名	所在地
親局(市役所)	天神町 11 番 2 号
親局(消防本部)	以布利 980 番地 143
中継局	松尾字流越山1012-1

再送信子局・屋外拡声子局

局番	局名	所在地
1	立石 1	立石字宮ノ前1899
2	立石 2	立石字ウジシロ 1311-3
3	布郷	布字小向ヒ 2889
4	布浦	布字谷ノ上へ 1113-6
5	市野瀬	下ノ加江字船田 1153-2
6	市野々1	下ノ加江字正中谷 3549-2
7	市野々2	下ノ加江字竹ノ鼻 1666 地先
8	小方	下ノ加江字小方小路 532-1
9	長野	下ノ加江字城ノ下263-4
10	船場 1	下ノ加江 267-2
11	船場 2	下ノ加江字下澤 481
12	下浦	下ノ加江字西高岡 165-2
13	鍵掛	下ノ加江字平野駄馬 2856-2
14	久百々1	久百々字上ミ久百 184-3
15	久百々2	久百々字エノキサコ23-2
16	大岐 1	大岐字茶屋駄馬 2778-30
17	大岐 2	大岐字吾郎丸3145-2
18	大岐津波避難タワー	大岐字中芝 3560、3561
19	下港山	大岐字下港山 2830-3 地先
20	以布利 1	以布利字ウシロギレ 55-1
21	以布利 2	以布利字ヨコ田 411-1
22	以布利 3	以布利字刈谷ノ駄馬山 1096-36
23	窪津 1	窪津字王子山 1702-1
24	窪津 2	窪津字日ノ出ヤシキ 339 地先
25	柳駄馬	窪津字下灘山 1710-417
26	津呂	津呂字船戸屋敷136-4
27	駄馬	津呂字上ノ駄馬 211-7

28	大谷	大谷字大道下 159-2 地先
29	足摺岬 1	足摺岬字仲屋式 429
30	足摺岬 2	足摺岬字港ノ上 605-ロ
31	足摺岬 3	足摺岬字下前 650-1
32	堂ヶ森	足摺岬字千崎 766-2 地先
33	大戸	足摺岬字鏡川 1230-3
34	松尾 1	松尾字松ノ下 887
35	松尾 2	松尾字神ノ前 280-1
36	大浜	大浜字ナリトヲ 286-13
37	中浜 1	中浜字谷前 848-1
38	中浜 2	中浜字西ダバ 679-3
39	浦尻 1	浦尻字山伏谷山 452
40	グリーンハイツ 1	グリーンハイツ 416-371
41	グリーンハイツ 2	グリーンハイツ 416-428
42	旭町 1	清水笹原谷 853-44
43	旭町 2	旭町 856-68
44	土佐清水総合公園	清水笹原谷 853-30
45	清水ヶ丘	後口山 854-156 地先
46	浦尻 2	浦尻 277
47	厚生町	厚生町 13-1
48	緑ヶ丘	緑ヶ丘 380-240
49	土佐清水市役所	天神町 11-2
50	元町	元町 7-16
51	寿町	寿町 11-16
52	戎町	戎町 597-51
53	汐見町	越前町 394-1
54	加久見 1	加久見字潮江山 893-1
55	加久見 2	加久見字堀本 436
56	養老	養老字壹本松 283-11
57	松崎 1	加久見字松崎 1464-279
58	松崎 2	加久見字松崎 1464-45
59	松崎 3	加久見字灘山 1466-113
60	上野	上野字松ノ下 1279
61	下益野 1	下益野字イサイ沖 476-2
62	下益野 2	下益野字ツチハナ 339-1
63	浜益野	下益野字浜 1990
64	斧積	斧積字中ノ段 588-1

65	めじかの里	三崎字城ノ峯 543-18
66	三崎浦 1	三崎浦1丁目 1000
67	三崎浦 2	三崎浦3丁目 1221-3
68	下ノ段	三崎4丁目 3065-5 地先
69	平ノ段	三崎字平野 2768-2
70	竜串 1	三崎シュク谷 3588
71	竜串 2	竜串 143
72	爪白 1	三崎字中鶴尾 4008-1
73	爪白 2	爪白字サコ畑 487-2
74	下川口浦	下川口字ハチノスヒラ 1765-1
75	下川口郷 1	下川口字岡田屋敷 681-3
76	下川口郷 2	下川口字藪ノハナ 581
77	宗呂上	宗呂字下且ノハナ丙 1387-1
78	宗呂下	宗呂字ニウリ場丙 1993
79	片粕	片粕字東浜 197-2
80	齒朶ノ浦	貝ノ川字王屋式ノダバ 1750
81	貝ノ川郷 1	貝ノ川字南屋式 602-2
82	貝ノ川郷 2	貝ノ川字コビヤガ谷 690
83	貝ノ川浦	貝ノ川字横浜 1343-1
84	大津	大津字港 1433-3 地先
85	藤ノ川	宗呂字カキヤマクチ甲 377
86	坂井	宗呂字サンジンボオ乙 532-1
87	臼磔	松尾字臼磔 1042

災害時連絡先一覧表

配備体制	連絡先	所在地	電話番号
警戒体制	高知県県危機管理・防災課 ※総合防災情報システム要入力	高知市丸ノ内1-2-20	(088)823-9311
	高知県幡多土木事務所土佐清水事務所	土佐清水市清水ヶ丘28-10 土佐清水合同庁舎	82-1232
	中村警察署清水警察庁舎	土佐清水市幸町3-5	82-0110
	(株)ウェザーニューズ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデン	(043)274-3931
災害対策本部(部長体制) ～ 第三配備	高知県県危機管理・防災課 ※総合防災情報システム要入力	高知市丸ノ内1-2-20	(088)823-9311
	高知県幡多土木事務所土佐清水事務所	土佐清水市清水ヶ丘28-10 土佐清水合同庁舎	82-1232
	中村警察署清水警察庁舎	土佐清水市幸町3-5	82-0110
	土佐清水海上保安署	土佐清水市旭町18-46	82-4999
	航空自衛隊土佐清水通信隊	土佐清水市下益野2078-2	85-0266
	高知県幡多福祉保健所	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎	(0880)35-5979
	四国電力(株)清水お客様センター	土佐清水市旭町2-1	82-1147
	NTT西日本高知支店	高知市帯屋町2-5-11	(088)821-4144
	高知県漁業協同組合清水統括支所	土佐清水市市場町11-4	82-1221
(株)ウェザーニューズ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデン	(043)274-3931	

4. 避難等

避難所・避難場所一覧表

【風水害時】

- 避難所①: 台風の接近が予想される場合等で、避難者の受け入れに備えて開設する避難所

避難所	対象地区
中央公民館	市街地・半島地区
下ノ加江市民センター	下ノ加江地区
三崎市民センター	三崎地区
下川口市民センター	下川口地区

- 避難所②: 台風等による被害の可能性が大きいと予想された場合に、避難所①以外に避難者の受け入れを行う避難所
(被害状況により開設を行う避難所を決定)

区分	避難所	耐震	津波	特設電話	対象地区
下ノ加江地区	旧立石小学校	○	○	○	立石
	布福祉センター				東谷・布浦・布郷
	布小学校(校舎・体育館)				
	下ノ加江保育園	○			
	下ノ加江小学校(体育館)	○		○	下浦・船場・小方・市野々・市野瀬・大川内・長野・鍵掛・久百々・大八
	下浦青年会館			○	
	下ノ加江地区防災コミュニティセンター	○	○		下ノ加江地区全域
半島地区	大岐福祉センター				大岐
	幡陽小学校(体育館)		○		以布利
	旧清水中学校(体育館)	○			浦尻・厚生町
	窪津小学校(校舎)	○	○		窪津・津呂
	足摺岬小学校(体育館)	○	○	○	足摺岬
	足摺岬保育園	○	○		足摺岬
	旧松尾小学校(体育館)	○	○	○	松尾
	中浜小学校(体育館)	○	○	○	大浜・中浜
旧養老小学校(体育館)	○	○	○	松崎・養老	
市街地地区	清水小学校(体育館)	○	○	○	
	清水中学校(体育館)	○	○		加久見・横道・小江町・浜町・汐見町・越前町・戎町・市場町・本町・栄町・寿町・幸町・天神町・中央町・元町・旭町・緑ヶ丘・西町・グリーンハイツ
	市民体育館	○	○	○	
	きらら清水保育園	○	○		
三崎地区	益野小学校(体育館)				下益野・浜益野・上野
	三崎小学校(体育館)	○		○	三崎浦・平ノ段・下ノ段・斧積
	竜串福祉センター	○			竜串・爪白
	竜串ふれあいセンター				
	三崎地区防災コミュニティセンター	○	○		三崎地区全域
下川口地区	下川口小学校(体育館)	○		○	下川口郷・下川口浦・片粕・木ノ川
	貝ノ川小学校(校舎)	○			貝ノ川郷・貝ノ川浦・大津・鳥淵・銚ノ平・藤ノ川・齒朶ノ浦・松山・横峯
	旧宗呂小学校(体育館)	○	○		宗呂上・宗呂下・有永・珠々玉・坂井

※ 配備職員がスペアキーを利用してカギをあける事を基本とし、毛布等の必要な物資を持っていく。

【地震津波時】

●津波緊急避難場所

区分	地区名	津波到達 予想時間	避難場所	備考	
下ノ加江	立石	28分	大久保の上 山の神の上の高台 八幡宮 墓地		
	東谷	12分	高手神社の上 東谷第3団地(市営住宅)の公園 智円寺上の市道 東谷共同作業所		
	布郷	14分	沖操宅の上 横山誠宅前の山 西光寺の上 三次郎谷 橘不二男宅庭 熊井儀行宅裏山 山脇雪春宅裏山 天満宮 高嶽山の上 墓地下		
	布浦	8分	西光寺の上 天満宮		
	下浦	10分	下ノ加江市民センター裏山 下ノ加江地区防災コミュニティセンター カルト谷		
	船場	13分	下ノ加江市民センター裏山 小山 上若宮宮 下若宮宮		
	小方	19分	お墓 下ノ加江保育園の上 旧坂本医院の上(安田宅裏山) 橋本幸三宅上 薬師寺		
	市野々	28分	観音山 小川(コガ) 下地区急傾上 ナカマエ 集会所裏山 安田賞・安田資招宅裏山		
	長野	13分	鍵掛防災倉庫 お墓 お墓の上 観音さん 摺木谷急傾上 馬路上水タンク 八坂神社 木下宅倉庫上		
	鍵掛	15分	鍵掛集会所		
	久百々	13分	久百々防災倉庫 パイロット お墓 水槽		
	半島	大岐	16分	垣坪神社の上 東ノ段 西ノ段 大岐津波避難タワー 内沢 念西寺の上 すみだ 白皇神社	

区分	地区名	津波到達 予想時間	避難場所	備考
半島	以布利	12分	土佐清水市消防署	
			橋田宅裏	
			障害者支援施設 太陽の家	
			障害者福祉サービス事業所 たいよう	
			旧三鉢生コン跡	
			上ダバ	
			甚太谷口	
			特別養護老人ホーム しおさい	
			金刀比羅宮	
			ハナダバ	
	以布利ダム管理事務所			
	加久見広畑線			
	西松			
	窪津	10分	上駄馬	
			お宮	
			まるやま	
			たかせの裏山	
			火び消し	
			海蔵院	
			弘瀬の上	
尾川の上				
足摺岬	22分	仁淀建設駐車場		
		足摺岬小学校		
		旧足摺岬保育園		
		金剛福寺下駐車場		
		山田稲男広場		
		市宮東駐車場		
		千崎広場		
		堂ヶ森		
		診療所西駐車場		
		灘公園		
山下亭前				
松尾	8分	足摺サニーサイドホテル入口		
		旧松尾小学校		
		吉福邸前駐車場		
		山下商店前		
		若宮神社前		
		中川豆腐店前		
		下田邸駐車場		
		田中木工所		
		萩本駐車場		
		旧松尾保育園庭		
田中花恵宅跡				
天満宮				
大浜	18分	県道四十代		
		ドウショウ坂		
		寺上		
		ウエノ		
		ヒビケン山		
		長崎(1)		
		長崎(2)		
中浜	14分	岡駄場		
		旧中浜保育園		
		黒石		
		山崎		
		芝の内駄場		
		小森		
		西の駄場		
トウバイ				
中浜小学校				

区分	地区名	津波到達 予想時間	避難場所	備考	
半島	浦尻	11分	ニツチ山		
			浦尻公会堂上の畑		
			以布利谷		
			上原吾一宅裏山		
	厚生町	14分	中平公文宅上の山		
			八坂神社		
	加久見	12分	スカイライン上		
			土佐清水市斎場		
			足摺環境衛生入口		
			宮本建設裏山		
			清水高校裏山		
			加久見防災倉庫		
			馬路		
			潮江山		
			宝山		
			ミヤノコ		
養老	12分	城山			
		水槽タンク			
		旧養老小学校・あんきな家			
		55人組			
松崎	18分	中の駄場			
		天崎神社の上			
		木のくじら			
		西村宅の上			
		榎			
		山下宅庭			
		墓地			
		木下			
市街地	小江町 浜町 西町 汐見町 越前町 戎町 市場町 本町 栄町 寿町 幸町 天神町 中央町 元町 旭町	9分	旧養老小学校・あんきな家		
		9分	社会福祉センター(避難ビル)		
		9分	ホールビル(避難ビル)		
		9分	西牧山		
		14分	金比羅山		
		14分	つつじヶ丘公園		
		17分	墓地下		
		17分	恵比須神社の上		
		9分	尾浦		
		9分	地蔵谷		
		12分	第一避難所		
		12分	播磨水産の奥		
		12分	琴平宮		
		16分	墓地駐車場		
		16分	宮口宅付近		
		18分	市役所上		
		14分	清水小学校		
		11分	都計		
		11分	NTT西日本土佐清水電話交換所(避難ビル)		
		12分	山神町		
		12分	寺山		
		12分	蓮光寺		
		12分	旭ヶ丘		
		12分	水呉		
		12分	鹿島ヶ丘		
		緑ヶ丘	13分	畑	
				市営住宅付近	
市営住宅跡地					

区分	地区名	津波到達 予想時間	避難場所	備考
三崎	三崎浦	15分	市営住宅	
			桜山	
			五代地南	
			五代地北	
	竜串	17分	市民センター裏山	
			オレンジ園	
			千尋入り口	
禊田				
爪白	16分	海のギャラリー裏山		
		鎌田		
平ノ段	18分	千尋岬展望所		
		鎌田		
下ノ段	22分	オレンジ園		
		仲間屋敷		
下益野	29分	サコ畑		
		榎田		
浜益野	14分	オレンジ園		
下川口	下川口郷	19分	平ノ段区長場	
			天皇神社上	
			日吉神社	
			天満宮裏山	
	下川口浦	15分	荒神山	
			忠魂墓地	
	片粕	15分	五代地北	
			西光寺	
	齒朶ノ浦	27分	川島さん宅空地	
			大満宮	
貝ノ川郷	19分	倉松信雄宅裏山		
		横吹峠		
		天満宮横		
		天満宮上		
貝ノ川浦	9分	樋ヶ谷		
		西平山		
		中村屋敷		
		タヒラ		
大津	25分	ボウの山中		
		ボウの山①		
大津	25分	ボウの山②		
		港山の上		
大津	25分	那須裏山		
		一本松		
大津	25分	恵比寿神社		
		お墓東		
大津	25分	中村屋敷		
		宮本台枝宅		
大津	25分	新谷賢二宅裏山		
		道路のハナ		
大津	25分	山下君子宅裏山(アサヒラキ)		

●避難所：南海トラフ地震の津波浸水域外にある施設であり、かつ耐震性がある建物である公共機関

区分	避難所	耐震	津波	特設電話	有効面積	収容 (見込)	備考
下ノ加江地区	旧立石小学校	○	○	○	275.40㎡	112人	備蓄
	下ノ加江地区防災コミュニティセンター	○	○		218.50㎡	89人	備蓄
半島地区	幡陽小学校(校舎)	○	○		605.00㎡	246人	備蓄
	消防庁舎	○	○		297.00㎡	119人	備蓄
	窪津小学校(校舎)	○	○	○	486.30㎡	200人	備蓄
	足摺岬小学校(体育館)	○	○	○	358.40㎡	144人	備蓄
	足摺岬保育園	○	○		152.80㎡	63人	
	旧松尾小学校(体育館)	○	○	○	353.00㎡	141人	備蓄
	中浜小学校(体育館)	○	○	○	357.20㎡	143人	備蓄
旧養老小学校(体育館)	○	○	○	356.00㎡	143人	備蓄	
市街地地区	清水小学校(校舎)	○	○		1,290.90㎡	528人	備蓄
	清水小学校(体育館)	○	○		575.00㎡	230人	
	清水中学校(校舎)	○	○	○	2,592.50㎡	1,048人	備蓄
	清水中学校(体育館)	○	○		1,024.30㎡	411人	
	市民体育館	○	○	○	1,840.40㎡	739人	備蓄
	きらら清水保育園	○	○		869.20㎡	356人	
	中央公民館	○	○		375.20㎡	153人	備蓄
三崎地区	三崎地区防災コミュニティセンター	○	○		187.80㎡	76人	備蓄
	新三崎保育園	○	○		168.10㎡	67人	備蓄
下川口地区	下川口地区防災コミュニティセンター	○	○	○	582.40㎡	242人	備蓄
	旧宗呂小学校(体育館)	○	○		357.00㎡	143人	
	下川口保育園	○	○		104.20㎡	44人	
計					13,426.60㎡	5,437人	

避難所への避難者想定 5,592人(R3.7末時点)

福祉避難所一覧表

No	施設名	所在地	電話番号等
1	特別養護老人ホームしおさい	土佐清水市以布利83-5	電話番号 0880-82-8319 FAX番号 0880-82-8310
2	障害者支援施設太陽の家	土佐清水市以布利55	電話番号 0880-82-8899 FAX番号 0880-82-8900
3	あんきな家共生サービスホーム	土佐清水市加久見1464-279	電話番号 0880-82-0022 FAX番号 0880-82-0148
4	ケアハウスひだまり	土佐清水市天神町14番18号1	電話番号 0880-82-5440 FAX番号 0880-82-5441
5	介護老人保健施設サンケアしみず	土佐清水市天神町14番18号	電話番号 0880-82-5588 FAX番号 0880-82-0119
6	デイサービスセンターひまわり	土佐清水市浦尻452番地	電話番号 0880-82-4808 FAX番号 0880-82-4808
7	あんきな家清水ヶ丘	土佐清水市清水ヶ丘30-2	電話番号 0880-82-3335 FAX番号 0880-82-3336

避難情報発令の区分

～ 土佐清水市避難情報発令の判断・伝達マニュアル(抜粋) ～

5 避難情報等と居住者がとるべき行動

避難情報の発令区分は、以下のとおりとする。

区分	発令(発表)される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 今後気象状況悪化のおそれ 具体的には大雨等について、警報級の現象が5日先までに予想される、警報が発表される可能性がある又は高い場合に発表される情報。 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の情報に注意し、災害への心構えを高める。 自主的な避難先(親戚・知人宅やホテル等)の調整や、時間を要する準備について自らの判断で自主的に進めておく。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 気象状況悪化 気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報。 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により自宅の災害リスク、指定避難場所や避難経路、避難のタイミングや避難情報の把握手段を再確認するなど、避難行動に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令) * 高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> 災害のおそれあり 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から居住者等に対し発令される情報。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 具体的にとるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水及び高潮に対してはハザードマップ等により屋内で実の安全を確保できるか確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備や自主的に避難するタイミングであり、早めの避難が望ましい場所の居住者はこのタイミングで自主的に避難が望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 災害のおそれ高い 災害リスクのある区域の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める居住者等に対し発令される情報。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住者等は危険な場所から避難する。 具体的にとるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水及び高潮に対してはハザードマップ等により屋内で実の安全を確保できるか確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生ま又は切迫 身の安全を確保するために指定避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に発令される情報。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住者等は命の危険があることから直ちに実の安全を確保する。 ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。このため、このような状況に至る前的高齢者等避難や避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、**避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、住宅や隣接建物の2階等に避難することもある。**

6 避難情報の判断基準

(1) 発令の判断基準

土佐清水市の避難情報は、空振りをおそれずに、早めに出すことを基本とし、別紙1～4によるものとする。ただし、発令の判断基準については、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるため、各種防災情報、現地状況等を収集し総合的な判断をおこない、発令する。

- | | | |
|---------------------|-------|-----|
| ① 洪水等の避難情報の発令の判断基準 | | 別紙1 |
| ② 土砂災害の避難情報の発令の判断基準 | | 別紙2 |
| ③ 高潮の避難情報の発令の判断基準 | | 別紙3 |
| ④ 津波の避難情報の発令の判断基準 | | 別紙4 |

(2) 発令の解除

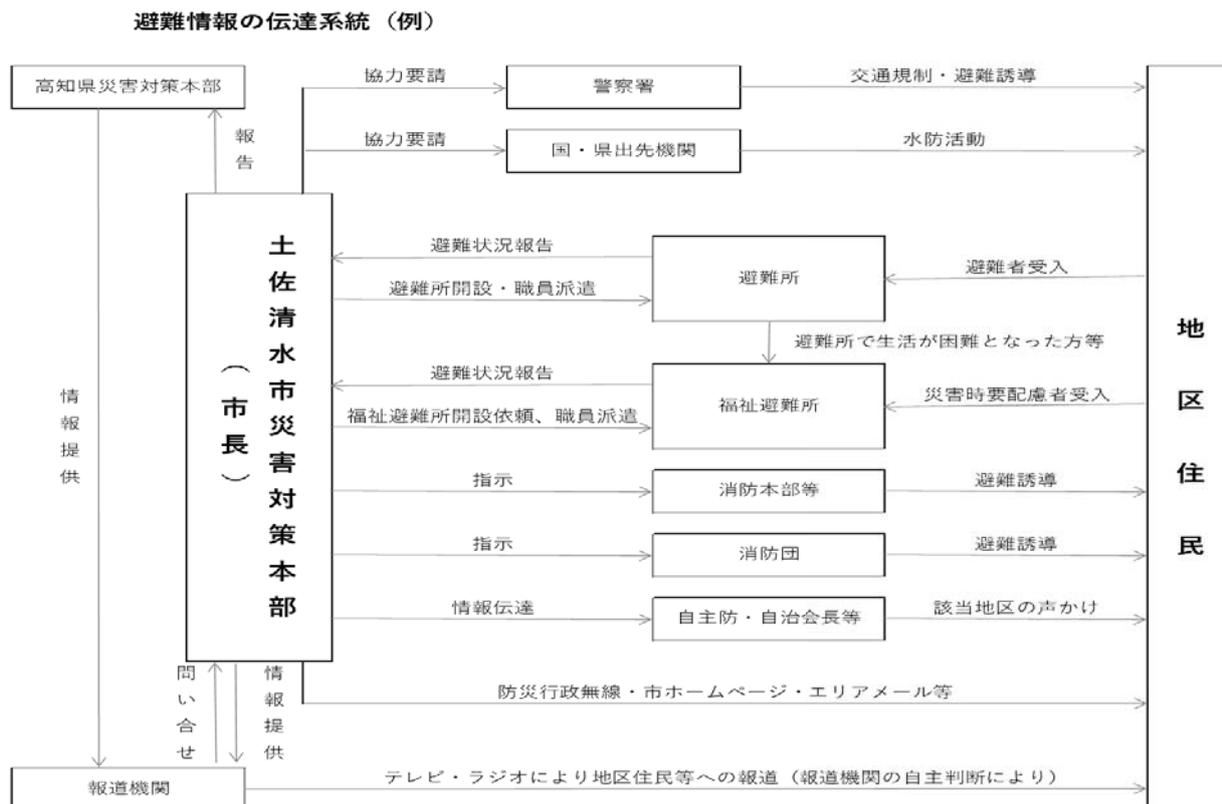
土佐清水市の避難情報の発令解除については、上記①～④の発令時の状況が解除され、人的被害の発生する危険性が無くなった場合に解除を行う。

7 避難情報の伝達方法等

(1) 避難情報の住民への伝達手段

- ① 防災行政無線による広報
- ② 土佐清水市ホームページによる広報
- ③ エリアメール等を活用した広報
- ④ 消防団等による該当地区への広報等
- ⑤ テレビ・ラジオ等の報道関係による広報
- ⑥ 自主防災組織・自治会等への情報伝達及び自主防災組織・自治会等から地区住民への周知等の依頼

(2) 避難情報の伝達系統



(3) 避難情報の伝達内容及び伝達方法等

- ① 防災行政無線の音声により、住民に対して避難情報の伝達を行う。
- ② 県への避難情報の報告

災害対策基本法第60条に基づく、県への避難情報の発令及び解除の報告については、高知県総合防災情報システムへ入力することにより行う。

別紙1

避難情報発令の判断基準(洪水等)

ア. 避難すべき区域

具体的な基準を作成する河川周辺集落

下ノ加江川 下浦・船場・長野・小方・市野々・市野瀬
 益野川 上野・下益野・浜益野
 宗呂川 下川口郷・下川口浦・宗呂上・宗呂下・坂井・有永・珠々玉

イ. 避難情報発令を判断する情報

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測、河川巡視者からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

- (1) 水位の実況値
- (2) 水位上昇の見込み
 - ・上流の水位(上流地点に水位観測所がある場合)
 - ・洪水警報の危険度分布
 - ・流域雨量指数の予測値
 - ・実況雨量や予測雨量(流域平均雨量、代表地点の雨量等)
- (3) 台風情報、洪水警報等
- (4) 堤防等の施設に係る情報

(指定河川洪水情報)

レベル	水位	発表する警報等の名称
1	水防団待機水位 ※1	
2 注意	はん濫注意水位 ※2	〇〇川はん濫注意情報 警戒レベル2相当
3 警戒	避難判断水位 ※3	〇〇川はん濫警戒情報 警戒レベル3相当
4 危険	はん濫危険水位 ※4	〇〇川はん濫危険情報 警戒レベル4相当
5 発生	はん濫の発生	〇〇川はん濫発生情報 警戒レベル5相当

- ※1 水防団待機水位 水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位
 ※2 はん濫注意水位 法崩れ、洗掘、漏水など災害が発生する危険性がある水位
 ※3 避難判断水位 避難情報の発令判断の目安
 ※4 はん濫危険水位 はん濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位

ウ. 発令基準設定の考え方

避難情報に関するガイドライン(水位周知河川)

【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>① 避難判断水位(レベル3水位)は、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>② 避難判断水位(レベル3水位)に到達する前であっても、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、高齢者等避難を発令する。</p> <p>③ 急激な水位上昇が見込まれるため要配慮者の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位(レベル3水位)が設定できないなど氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)以外の水位が設定されていない河川については、洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値)や雨量情報による降雨の見込みを、高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>④ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・浸食等が発見された場合は、高齢者等避難の判断材料とする。</p> <p>⑤ 前線や台風等により、夜間・未明に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>① 氾濫危険水位(特別警戒水位)(レベル4水位)は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。</p> <p>② 洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)に到達する前であっても、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難指示を発令する。</p> <p>③ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・浸食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・浸食等が発見された場合、避難指示の判断材料とする。</p> <p>④ 前線や台風等により、夜間・未明に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における避難指示の発令の判断材料とする。 他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により発令基準に該当した場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p> <p>⑥ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、避難指示の発令の判断材料とする。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>① 河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながるものが想定されるため、緊急安全確保の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合。</p> <p>② 洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨水特別警報(浸水害)の基準に到達した場合)を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>③ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・浸食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって堤防に漏水、浸食の進行、亀裂・すべり等異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合は、緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>④ 水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため、緊急安全確保の発令の判断材料とする。(水位到達情報の氾濫発生情報(警戒レベル5 相当情報[洪水])は必ず発表されるものではない。)</p>

エ. 具体的な判断基準

「土佐清水市避難情報発令の判断・伝達マニュアル」のとおり。

④ 避難が必要な状況が夜間・未明になった場合

(1) 基本的に夜間・未明であっても、躊躇することなく避難情報を発令する。

(2) 降水短時間予報(6時間先までの各1時間雨量)、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、気象情報(予測される24時間雨量)を判断材料とする。

(3) 過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

カ. 避難情報の解除の考え方

避難情報の解除については、水位がはん濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からのはん濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

別紙2

避難情報発令の判断基準(土砂災害)

ア. 避難すべき区域

・土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩落・土石流)	484箇所 (令和3年3月現在 別表4、5)	
・急傾斜崩壊危険箇所	294箇所	
・土石流危険渓流	190箇所	
	計 484箇所	被害が予想される箇所

イ. 避難情報発令を判断する情報

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| (1) 大雨警報(土砂災害) | 高齢者等避難の発令基準例 |
| (2) 土砂災害警戒情報 | 避難指示の発令基準例 |
| (3) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布 | 避難情報の発令基準例 |
| ・災害切迫 (黒) | 実況値がすでに大雨特別警報(土砂災害)の基準値以上 |
| ・危険 (紫) | 実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上 |
| ・警戒(赤) | 実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の基準以上 |
| ・注意(黄) | 実況値又は2時間先までの予測値が大雨注意報の基準以上 |
| ・今後の情報に留意(無色) | 実況値及び2時間先までの予測値が大雨注意報の基準未満 |
| (4) 土砂災害危険度情報 | 避難情報の発令基準例 |
| (5) 大雨特別警報(土砂災害) | 緊急安全確保の発令基準例 |

ウ. 具体的な判断基準

【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>① 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害]) (2~3時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達)となった場合。</p> <p>② 土砂災害の危険度分布において「警戒(赤)」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合。</p> <p>③ 事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合。</p> <p>④ 前線や台風等により、夜間・未明に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p> <p>市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)職員参集、土砂災害が危険な区域に対して発令</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>① 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合。</p> <p>② 土砂災害の危険度分布において「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合。</p> <p>③ 土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の状態になると、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>④ 前線や台風等により、夜間・未明に避難指示を発令するような状況(発令基準例1~2に該当する場合等)が想定される場合には、その前の夕刻時点における避難指示の発令の判断材料とする。</p> <p>他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例①~③に該当した場合は、躊躇なく避難指示の発令の判断材料とする。</p> <p>⑤ 避難指示の発令が必要となる(発令基準例①~③に該当する場合等)ような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに避難指示の発令の判断材料とする。(暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある)</p> <p>⑥ 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象区域とする。</p> <p>市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、土砂災害が危険な区域に対して発令</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>② 土砂災害の危険度分布において「災害切迫(黒)」(実況で土砂災害警戒情報の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に緊急安全確保を発令する。</p> <p>③ 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。</p> <p>役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集・第2配備職員参集、土砂災害が危険な区域に対して発令</p>

エ. 避難が必要な状況が夜間・未明になった場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難情報は発令する。

オ. 避難情報の解除の考え方

避難情報の解除について、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除判断を行う必要がある。

別紙3

避難情報発令の判断基準(高潮災害)

ア. 避難すべき区域

土佐清水市沿岸区域

イ. 具体的な判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測、海岸巡視者からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>① 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されている場合等、その後の台風等の接近に伴い警戒レベル4避難指示を発令する可能性がある場合。</p> <p>② 台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、高齢者等避難を発令する。</p> <p>③ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況(発令基準例1～2に該当する場合等)が想定される場合には、その前の夕刻時点における高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p> <p>④ 特別警報の発表は台風上陸 12 時間前からであるが、上陸 24時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等と言及する場合がある。このような場合には高齢者等避難を発令する。</p>
	市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)職員参集、沿岸地域に対して発令
【警戒レベル4】 避難指示	<p>① 高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])、あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合に、避難指示を発令することを基本とする。</p> <p>② 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況(発令基準例1に該当する場合等)が想定される場合には、その前の夕刻時点における避難指示の発令の判断材料とする。</p> <p>③ 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能と言及されている場合、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</p>
	市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、沿岸地域に対して発令
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)	<p>① 水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認された場合を、緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>② 潮位が危険潮位を超える場合、浸水が発生しているおそれがあることから、その場合を緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>水位周知海岸において、高潮特別警戒水位に到達し、高潮氾濫発生情報が発表された場合、高潮による浸水の発生が切迫している状況であることから、その場合を緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p>
	市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、沿岸地域に対して発令
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (災害発生を確認)	<p>① 高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合を緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>② 水位周知海岸において氾濫発生が確認された場合も同様である。</p>
	市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集・第2配備職員参集、沿岸地域に対して発令

ウ. 避難情報の解除の考え方

- (1) 当該地域の高波警報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- (2) 浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

別紙4

避難情報発令の判断基準(津波災害)

ア. 避難すべき区域

土佐清水市沿岸地域

下ノ加江地区	立石、東谷、布郷、布浦、下浦、船場、小方、市野々、長野、鍵掛、久百々
半島地区	大岐、以布利、窪津、足摺岬、松尾、大浜、中浜、浦尻、厚生町、加久見、養老、松崎口
市街地地区	戎町、市場町、本町、栄町、寿町、小江町、汐見町、越前町、幸町、天神町、中央町、元町、旭町、緑ヶ丘、西町
三崎地区	三崎浦、竜串、爪白、平ノ段、下ノ段、下益野、浜益野
下川口地区	下川口郷、下川口浦、片粕、齒朶ノ浦、貝ノ川郷、貝ノ川浦、大津

イ. 避難情報発令を判断する情報

	予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m ~	10m超	巨大
	5m ~ 10m	10m	
	3m ~ 5m	5m	
津波警報	1m ~ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ~ 1m	1m	(表記しない)

ウ. 判断基準設定の考え方

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

- ① 大津波警報 最大クラスの津波により浸水が想定されている地域を対象とする
- ② 津波警報 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする
- ③ 津波注意報 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

エ. 具体的な判断基準

注意喚起	(遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報)
	我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。
避難指示	市役所に警戒体制職員参集、市内全域に対して沿岸部からの避難を促す
	①~②のいずれか1つに該当する場合に避難指示を発令するものとする。
	① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 (ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。)
	② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることできない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合
	(津波警報が発表された場合) 市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、沿岸地域に対して避難指示を発令
	(大津波警報が発表された場合) 市役所に全職員参集、沿岸地域に対して避難指示を発令

オ. 避難情報の解除の考え方

- (1) 当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。
- (2) 浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

要配慮者利用施設一覧表

◎障害福祉サービス事務所

【障害者支援施設】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	さんごほうす共同作業所	加久見1464-262	20	82-0774	-	○	2~3	-	-
2	サンホームしおみ	汐見町11-9	12	82-0902	-	○	10~15	-	土石流
3	グループホームさんご	清水ヶ丘19-2	6	82-0774	-	-	-	-	-
4	太陽の家	以布利55	50	82-8899	-	-	-	-	-

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	小規模ケアハウス あんきな家	加久見1646-279	29	82-0022	82-0148	-	-	-	-
2	ケアハウス ひだまり	天神町14-18-1	29	82-5440	82-5441	-	-	-	-

【認知症対応型共同生活介護】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	ゆうゆうホーム	浜町1-23	9	83-0506	-	○	10~15	-	土石流
2	グループホーム 桜の園	浦尻431	9	83-0040	-	-	-	-	-
3	グループホーム 「百日紅の家」	グリーンハイツ20-21	9	82-0919	-	-	-	-	-
4	グループホーム 「第二百紅の家」	グリーンハイツ42-1	9	82-4520	-	-	-	-	-
5	グループホーム 「第三百紅の家」	グリーンハイツ42-27	9	82-5660	-	-	-	-	-
6	グループホーム あんきな家	加久見1464-279	9	82-0022	82-0148	○	0.3未満	-	-

【介護老人福祉施設】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	特別養護老人ホーム しおさい	以布利83-5	100	82-8319	82-8310	-	-	-	-
2	特別養護老人ホーム あんきな家清水ヶ丘	清水ヶ丘30-2		82-3335		-	-	-	-

【介護老人保健施設】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	介護老人保健施設 サンケアしみず	天神町14-18	70	82-5588	-	-	-	-	-

【介護療養型医療施設】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	足摺病院	旭町18-71	30	82-1275	82-5585	○	5~10	-	-
2	松谷病院	天神町14-18	12	82-0001	82-0119	-	-	-	-

【病院】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	足摺病院	旭町18-71	60	82-1275	82-5585	○	5~10	-	-
2	渭南病院	越前町6-1	105	82-1151	-	○	3~5	-	-
3	松谷病院	天神町14-18	54	82-0001	82-0119	-	-	-	-

【診療所】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	あしずり岬診療所	天神町1-26	-	87-9100	-	○	10~15	-	-
2	かざクリニック	本町10-3	-	83-0020	-	○	10~15	-	急傾斜
3	植垣歯科	天神町13-1	-	82-1881	-	○	0.3未満	-	-
4	大西歯科医院	寿町1-6-1	-	82-0531	-	○	10~15	-	-
5	楠井歯科	本町10-6	-	82-3188	-	○	5~10	-	土石流
6	幸歯科医院	栄町2-14	-	82-4181	-	○	10~15	-	-
7	安岡歯科診療所	下ノ加江216	-	84-0002	-	○	10~15	○	急傾斜
8	土佐丹羽クリニック	幸町5-3	19	82-2511	-	○	5~10	-	-

【幼稚園】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	しみず幼稚園 ・ふぞくつぼみぐみ	グリーンハイツ16-4	125	82-0577	82-3516	-	-	-	-

【保育所】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	足摺岬保育園	足摺岬579-1	20	88-0144	88-0144	-	-	-	土石流
2	きらら清水保育園	清水ヶ丘31-1	222	82-0002	82-2248	-	-	-	-
3	下ノ加江保育園	下ノ加江690-1	45	84-0868	84-0868	○	3~5	-	土・急
4	三崎保育園	三崎557-1	50	85-0153	85-0153	-	-	-	-

【小学校】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	足摺岬小学校	足摺岬579-1	-	88-0001	88-0001	-	-	-	土石流
2	清水小学校	幸町7-1	-	82-1156	82-0412	○	2~3	-	-
3	下ノ加江小学校	下ノ加江481	-	84-0031	84-0031	○	10~15	○	土・急
4	下川口小学校	下川口681-3	-	86-0011	86-0011	○	10~15	-	急傾斜
5	幡陽小学校	大岐2835-29	-	82-8126	82-8122	-	-	-	-
6	三崎小学校	三崎4-3-1	-	85-0351	85-1577	○	10~15	-	-

【中学校】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	清水中学校	清水ヶ丘26-1	-	82-1243	83-0027	-	-	-	-

【高等学校】

No	施設名	所在地	定員	TEL	FAX	津波災害警戒区域	津波浸水想定	洪水浸水想定区域	土砂災害
1	清水高等学校	加久見893-1	-	82-1236	82-2264	○	10~15	-	急傾斜

応急仮設住宅建設候補用地一覧表

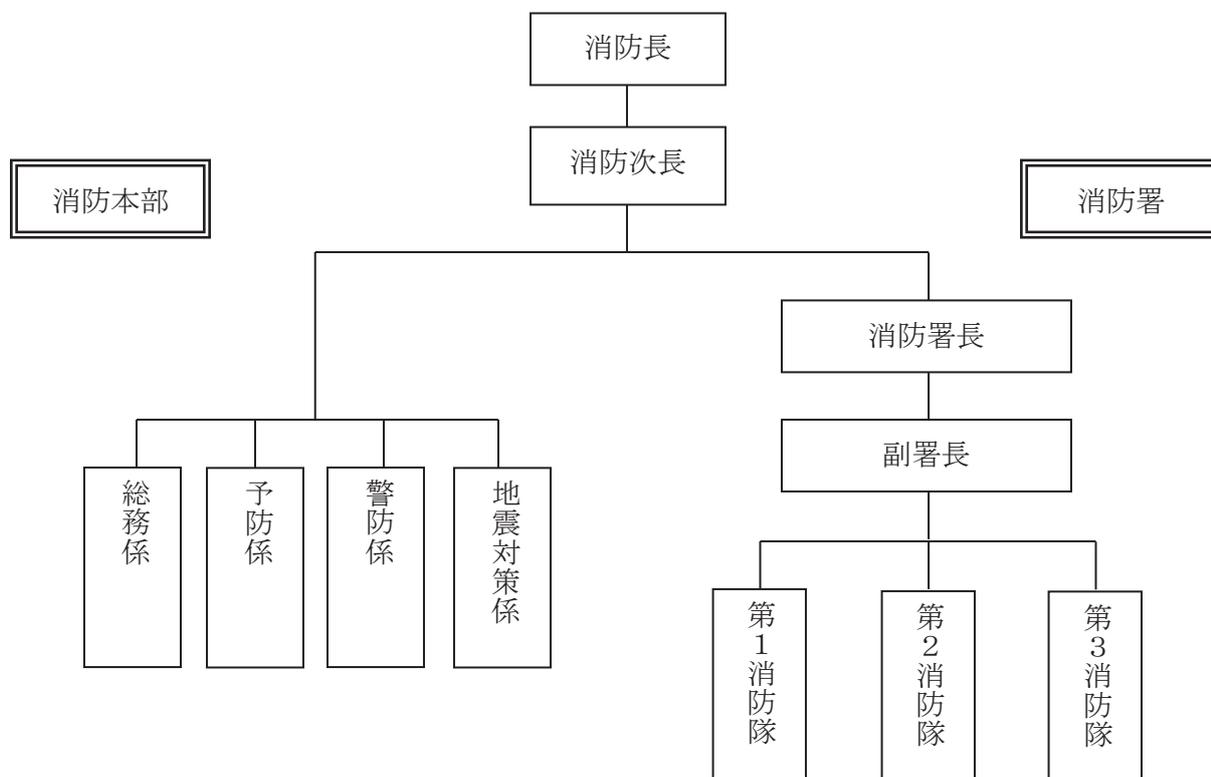
候補用地等		所在地	
立石小学校(校舎以外)	運動場	立石	1462
足摺岬小学校	運動場	足摺岬	579-1
地域密着型福祉施設あんきな家	運動場	加久見	1464-279
窪津小学校(校舎以外)	運動場	窪津	1421-2
清水小学校(校舎以外)	運動場	幸町	7-1
清水中学校(校舎以外)	運動場	浦尻	4-1
幡陽小学校(校舎以外)	運動場	大岐	2835-29
旧松尾小学校	運動場	松尾	467-1
中浜小学校(校舎以外)	運動場	中浜	161-1
土佐清水総合公園	運動場等	清水字笹原谷	853-26
土佐清水総合公園(盛土)	盛土	清水字笹原谷	853-3
下川口地区防災コミュニティセンター	運動場	宗呂丙	1977
あさひヶ丘公園	公園	旭町	60-1
グリーンハイツ1号公園	公園	グリーンハイツ	23-24
つつじヶ丘公園	公園	越前町	9-3
横道へき地集会所	学校用地	横道	189-1
グリーンハイツ2号公園	公園	グリーンハイツ	27-5
グリーンハイツ3号公園	公園	グリーンハイツ	20-8
さつきヶ丘公園	公園	清水字後口山 外	
うすばえ桜公園	土地	松尾臼簀	1021
足摺岬(金剛福寺前)駐車場	駐車場	足摺岬	
足摺岬(椿荘前)駐車場	駐車場	足摺岬	
臼簀駐車場	駐車場	松尾臼簀	
足摺岬(スカイライン入口)駐車場	駐車場	足摺岬	647-1
唐人駄馬市有地	土地	松尾	975
旧有永分校	公共用地	有永	1132
旧出合小学校	公共用地	宗呂丙	83-1
旧藤ノ川分校	公共用地	宗呂甲	229
三崎保育園	駐車場等	三崎	557-1

5. 消防

土佐清水市消防本部・署 組織図

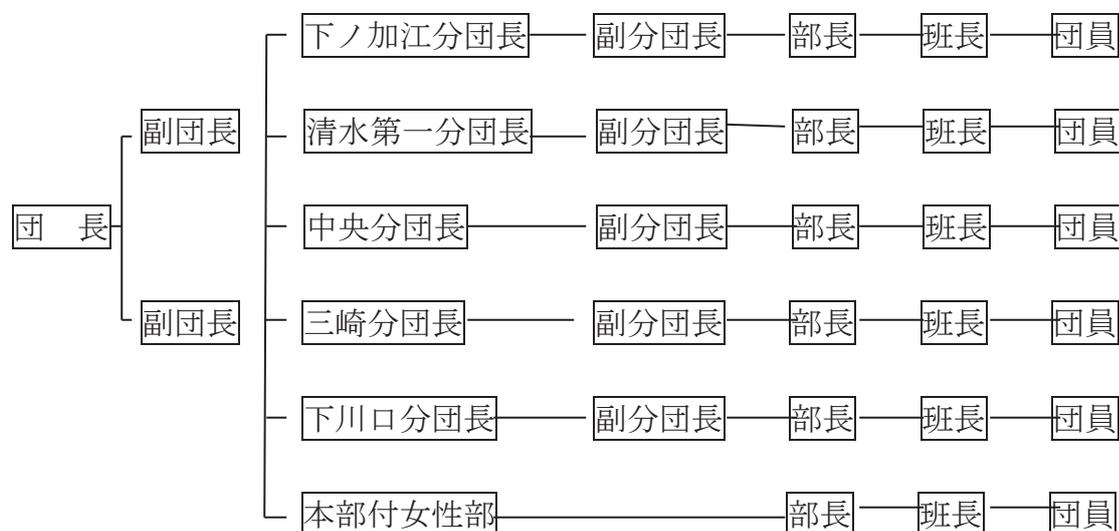
定数 37名

実員 36名



土佐清水市消防団組織及び施設等の状況

1 消防団組織



2 施設等の状況

団本部		団指揮車 1 台
下ノ加江分団	6 部	ポンプ車 1 台・小型動力ポンプ付積載車 6 台
清水第一分団	8 部	ポンプ車 1 台・小型動力ポンプ付積載車 7 台 可搬式消防ポンプ 1 台
清水中央分団	4 部	ポンプ車 1 台・小型動力ポンプ付積載車 4 台 可搬式消防ポンプ 1 台
三 崎 分団	6 部	ポンプ車 1 台・小型動力ポンプ付積載車 6 台
下川口 分団	4 部	ポンプ車 1 台 小型動力ポンプ付積載車 4 台

6. 物資・資材・施設

ヘリコプター臨時離発着場一覧表

No	名称	所在地	施設管理者	電話番号	長さ×幅	北緯	東経
1	あしずり灘	土佐清水市足摺岬先灘698	県林業振興・環境部環境共生課	088-821-4842	86×25	32度43分29秒	133度00分27秒
2	布中学校	土佐清水市布1670	土佐清水市教育委員会こども未来課	0880-82-1116	53×26	32度52分23秒	132度58分58秒
3	土佐清水運動公園	土佐清水市浦尻4番8号	土佐清水市役所まちづくり対策課	0880-82-1157	136×85	32度46分43秒	132度58分14秒
5	土佐清水総合公園(体育館前)	土佐市清水市清水字笹原谷853-26	土佐清水市役所まちづくり対策課	0880-82-1157	64×26	32度47分25秒	132度57分35秒
6	土佐清水総合公園	土佐市清水市清水字笹原谷853-26	土佐清水市役所まちづくり対策課	0880-82-1157	95×94	32度47分27秒	132度57分24秒
7	下ノ加江新港	土佐清水市下ノ加江字小串149-2	県幡多土木事務所土佐清水事務所	0880-82-1232	51×32	32度51分45秒	132度57分33秒
8	下ノ加江運動広場	土佐清水市下ノ加江2808-77	土佐清水市教育委員会生涯学習課	0880-82-1257	68×62	32度51分44秒	132度57分11秒
9	下ノ加江中学校	土佐清水市下ノ加江2808-77	土佐清水市教育委員会こども未来課	0880-82-1116	88×48	32度51分46秒	132度57分08秒
10	清水小学校	土佐清水市幸町7-1	土佐清水市教育委員会こども未来課	0880-82-1116	72×36	32度46分53秒	132度57分08秒
11	あしずり港	土佐清水市養老吹越303	県幡多土木事務所土佐清水事務所	0880-82-1232	113×31	32度46分50秒	132度56分00秒
12	航空自衛隊土佐清水分屯基地	土佐清水市下益野2078-2	航空自衛隊土佐清水分屯基地	0880-85-0266	46×38	32度48分26秒	132度53分52秒
13	三崎浦にここ公園	土佐清水市三崎浦2丁目928-3	県幡多土木事務所土佐清水事務所	0880-82-1232	133×29	32度47分23秒	132度52分43秒
14	三崎小学校	土佐清水市三崎浦4丁目3-1	土佐清水市教育委員会こども未来課	0880-82-1116	81×65	32度47分30秒	132度52分32秒
15	航空自衛隊土佐清水場外離着陸場	土佐清水市上野字島ノ内2521-10	航空自衛隊土佐清水分屯基地	0880-85-0266	45×35	32度51分16秒	132度51分56秒
16	爪白運動広場	土佐清水市爪白字ヨウゲンダ342	土佐清水市教育委員会生涯学習課	0880-82-1257	57×53	32度47分19秒	132度51分18秒
17	下川口漁港(東側)	土佐清水市下川口字前ノ浜1131-83	県幡多土木事務所土佐清水事務所	0880-82-1232	105×28	32度46分54秒	132度50分33秒
18	下川口漁港(西側)	土佐清水市下川口字前ノ浜1131-83	県幡多土木事務所土佐清水事務所	0880-82-1232	37×30	32度46分55秒	132度50分26秒
19	下川口中学校	土佐清水市下川口1	土佐清水市教育委員会こども未来課	0880-82-1116	84×51	32度47分18秒	132度49分33秒
20	貝ノ川中学校	土佐清水市貝ノ川800	土佐清水市教育委員会こども未来課	0880-82-1116	48×42	32度45分39秒	132度48分38秒
21	旧松尾小学校	土佐清水市松尾467番地1	土佐清水市役所総務課	0880-82-1111	44×50	32度44分03秒	132度58分49秒
22	旧立石小学校	土佐清水市立石1162番地3	土佐清水市役所総務課	0880-82-1111	32×18	32度53分49秒	132度59分41秒
23	足摺岬小学校	土佐清水市足摺岬579番地1	土佐清水市教育委員会こども未来課	0880-82-1116	45×65	32度43分31秒	133度00分40秒
24	土佐清水市足摺岬東側駐車場	土佐清水市足摺岬字燈妙典183番1	土佐清水市観光商工課	0880-82-1212	107×23	32度43分50秒	133度01分12秒
25	土佐清水市防災ヘリポート	土佐清水市清水字笹原谷653-6	土佐清水市危機管理課	0880-87-9077	40×40	32度47分22秒	132度57分23秒

水道施設所在地一覧表

番号	区 分	施 設	所 在 地	備 考
1	土佐清水上水道街	水源 配水池	土佐清水市加久見字溜場 218番地 土佐清水市加久見 1629-95	
	浦尻地区	水源 配水池	土佐清水市浦尻 139-3 土佐清水市浦尻 354-10	
	三崎地区	水源 配水池	土佐清水市三崎 1479 土佐清水市三崎 4931-ハ 4932-1	
2	立石簡易水道	水源 配水池	土佐清水市立石 774 土佐清水市立石 1338-イ-2	
3	布簡易水道	水源 配水池	土佐清水市布 1846-1 土佐清水市布 1157-イ	受水槽 布字三次郎谷 2201番4(長笹) 配水池
4	下ノ加江簡易水道	水源 配水池 ポンプ室	土佐清水市長野 2412 土佐清水市長野 3375-2 土佐清水市長野 2638-3	受水槽 (次郎駄馬) 配水池 布字長笹山 2874番179
5	久百々・大岐簡易水道 久百々地区	水源 配水池	土佐清水市久百々字下ドバ 157-2 土佐清水市久百々 323-313	
	久百々・大岐簡易水道 大岐地区	水源 配水池 ポンプ室	土佐清水市大岐 3453 土佐清水市大岐字皿ヶ峠 2980-9 土佐清水市大岐 3845-3	
6	以布利簡易水道	水源 配水池	土佐清水市以布利 357 土佐清水市以布利 982-30	
7	窪津簡易水道	水源 配水池	土佐清水市窪津 734 土佐清水市窪津 774、745、746、747	
8	津呂権現簡易水道	水源 配水池	土佐清水市津呂一本松 321-1地先 土佐清水市窪津下灘山 1710-319地先 土佐清水市津呂一本松 322-1	ろ過地 受水槽 浄水場 松尾 291
9	大谷簡易水道	水源 配水池	土佐清水市大谷 334-イ 土佐清水市大谷 334-イ	
10	足摺簡易水道	水源 " 新設配水池 既設配水池	土佐清水市足摺齒朶山 土佐清水市足摺西川 1443-2 土佐清水市足摺字西笠磐 909-3 土佐清水市足摺 368	
11	松尾天神簡易水道	水源 配水池	土佐清水市松尾天神川 土佐清水市弘川 土佐清水市松尾 122-1 土佐清水市臼磐	
12	大浜簡易水道	水源 配水池	土佐清水市大浜奥の川 土佐清水市大浜 411-1	
12	中浜簡易水道	水源 配水池	土佐清水市中浜音無川 土佐清水市中浜 929-7、8、9、10	
14	上野簡易水道	水源 配水池	土佐清水市上野竹ノハナ 1403 及び土佐清水市上野字眞神田 1375-1 土佐清水市上野 2366	
15	斧積簡易水道	水源 配水池	土佐清水市斧積盛山 1209 土佐清水市斧積釣山 1123-2	
16	下川口簡易水道	水源 配水池	土佐清水市下川口樋元 850-1 土佐清水市下川口磯中山 1750-81	
17	宗呂簡易水道	水源 配水池	土佐清水市宗呂 975-1 土佐清水市宗呂 4018番2	
18	貝ノ川簡易水道	水源 配水池	土佐清水市貝ノ川 621-2 土佐清水市貝ノ川 114-1	

飲料水兼用耐震性貯水槽設置施設等一覧表

番号	施設名	容量	備考
1	土佐清水上水道 市街地	2,000m ³	
2	久百々・大岐簡易水道 久百々地区	285m ³	大岐簡易水道と統合予定
3	清水第三土地 整理配水池	386m ³	
4	土佐清水総合公 園貯水槽	30m ³	

災害応急対策に必要な資機材等の現況

○ 消防本部

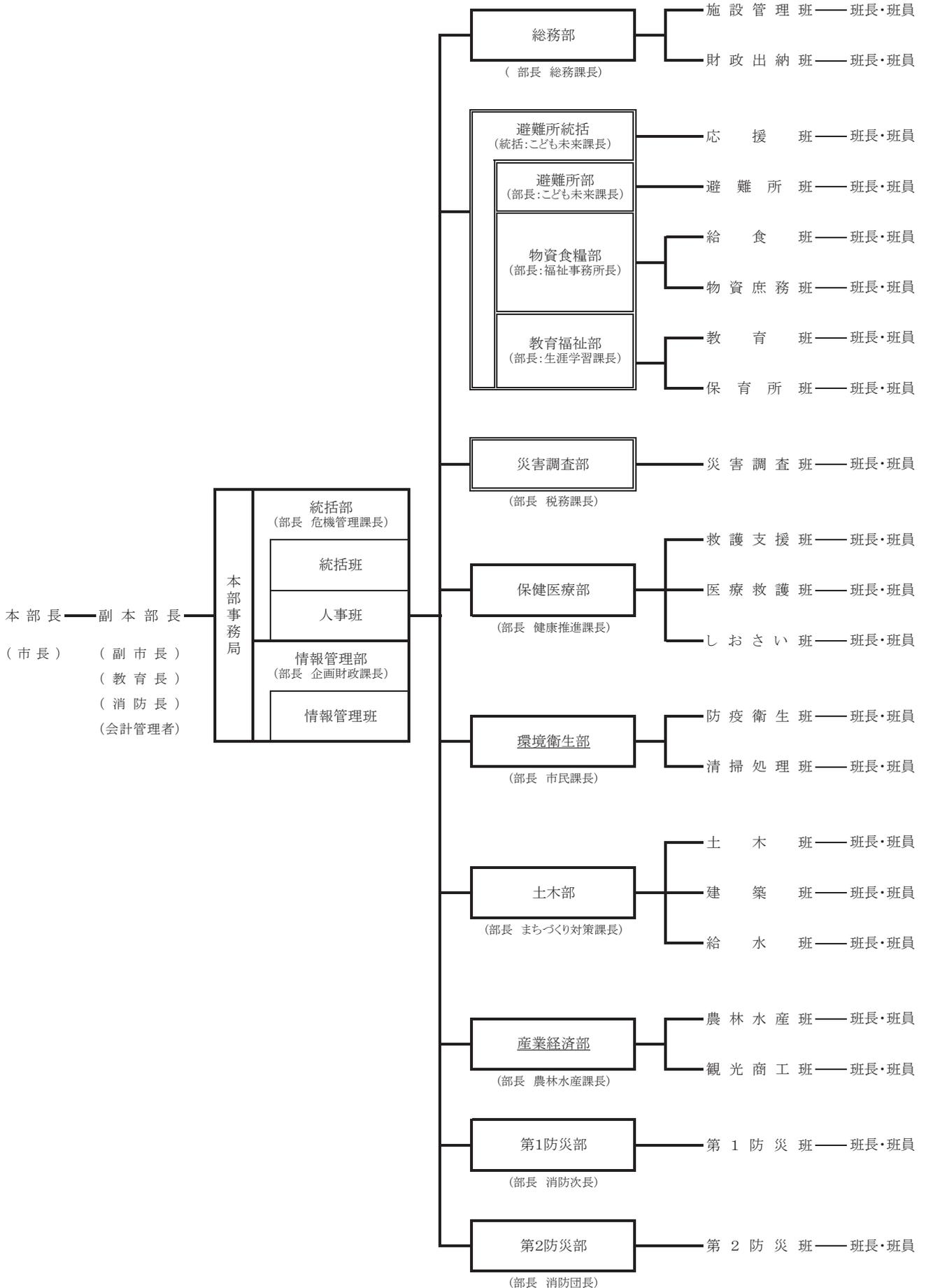
救急資機材	ワンタッチ担架
救助資機材	油圧ジャッキ(車載用)
	チェーンソー
	バール
	スコップ
	つるはし
	かけや
	ゲンノウ
のこぎり	
水害等対策資機材	土嚢

○ 消防団

救急資機材	ワンタッチ担架
救助資機材	油圧ジャッキ
	チェーンソー
	バール
	スコップ
	つるはし
	かけや
	ゲンノウ
	のこぎり
	大ハンマー
	ショウレン
ボルトクリッパー	
水害等対策資機材	土嚢

7. 災害対策本部

災害対策本部組織図



災害対策本部各部所掌事務

		所掌事項		
部	班	所属	災害対応	
統括部 (危機管理課長)	統括班 (危機管理課長補佐)	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策の全般 2. 災害対策本部の庶務 3. 各部に対する指令 4. 各部、班との連絡調整 5. 関係機関との連絡調整 6. 災害の予警報等の発令 7. 自衛隊等の災害派遣、応援要請 8. 被害の集計と被害報告 9. 本部事務局の運営 10. 災害救助法に関すること 	<p>災害対応に向けた準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 災害対応施設の建設、管理 3. 防災教育の充実 4. 住民への啓蒙啓発 5. 災害救助法に関する事務 6. 災害対応訓練 7. 必要な災害対応マニュアル等の作成
		総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員に対する連絡・周知 2. 参集職員の給食及び諸手当に関すること 3. 職員の被害状況の把握 4. 災害時の職員の健康管理に関すること 5. 本部事務局の運営 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 職員連絡網の作成 3. 職員訓練 4. 職員の備蓄食糧の確保 5. 必要な災害対応マニュアル等の作成
情報管理部 (企画財政課長)	情報管理班 (企画財政課長補佐)	企画財政課 総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報の収集・集約 2. 住民等の問い合わせ対応 3. 報道機関との連絡 4. 職員への災害速報周知 5. 情報収集(パソコン等)の準備・災害用ホームページ更新 6. 災害状況の文章記録 7. 災害の状況及び被害写真の撮影と編集(災害記録用) 8. 災害関係の広報 9. 本部事務局の運営 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 情報収集資機材等の準備 3. 必要な災害対応マニュアル等の作成
		総務課 (情報システム係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 庁舎及び施設に関すること 3. 災害対策用物品の購入 4. 輸送手段の確保(車両の確保) 5. 輸送対策対応 <p>※ 災害発生当初は本部事務局の応援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 庁内ネットワークの構築 3. 災害情報収集資機材の準備 4. 必要な災害対応マニュアル等の作成
総務部 (総務課長)	施設管理班 (財産管理係長)	総務課 選挙管理委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 災害予算及び財政計画 3. 災害関係経費の出納 4. 義援金の募集、受け、保管、配分に関すること <p>※ 災害発生当初は本部事務局の応援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 義援金の対応に必要な書類等の準備 3. 必要な災害対応マニュアル等の作成
	財務出納班 (企画財政課財政係長)	企画財政課 会計課		

本部事務局

所事事項			
部	班	所属	災害対応
避難所統括 (統括：こども未来課長)	応援班	保育園	1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 避難所の開設・運営に関する事 3. 避難所における食料、生活必需品の供給に関する事 ※ 応援班は避難所統括が必要に応じて召集する
	避難所班 (施設整備係長)	こども未来課 市民センター 議会事務局 監査委員事務局 (生涯学習課)	1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 避難所の開設・運営に関する事 3. 避難所における食料、生活必需品の供給に関する事 4. その他、避難所に関する事
物資食糧部 (福祉事務所長)	給食班 (学校給食係長)	こども未来課 教育センター	1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 避難所等における食料に関する事
	物資庶務班 (福祉事務所長補佐)	福祉事務所	1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 災害時応急食料の確保・管理・輸送 3. 災害時応急生活必需品等の確保・保管・輸送 4. 義援物資に関係した避難所部との連携
災害対応に向けた準備			1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 保育園児等の救護に関する事 3. 保育園等の防災教育(訓練)の充実 4. 所管公共施設の被害調査及び応急対応確立 5. 必要な災害対応マニュアル等の作成
保育園			1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 災害対策への教職員の協力体制の構築 3. 所管公共施設の被害調査及び応急対応確立 4. 必要な災害対応マニュアル等の作成
こども未来課 議会事務局 監査委員事務局			1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 災害対策への教職員の協力体制の構築 3. 所管公共施設の被害調査及び応急対応確立 4. 必要な災害対応マニュアル等の作成
市民センター			1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 災害時に活用する施設及び必要な物資管理 3. 必要な災害対応マニュアル等の作成
生涯学習課			1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 民間団体(青年団・婦人会等)への協力団体の調整 3. 文化財の防災対策 4. 所管公共施設の被害調査及び応急対応 5. 必要な災害対応マニュアル等の作成
こども未来課 教育センター			1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 災害時に活用する施設及び必要な物資管理 3. 必要な災害対応マニュアル等の作成 4. 災害時における学校給食に関する事
福祉事務所			1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 生活保護法の適用に関する事 3. り災児童及びひとり親家庭の支援 4. 身体障害者の災害救援、支援 5. 災害時要配慮者の安全確保 6. 社会福祉施設における入所者の安全確保 7. り災による身元不明の死者の埋葬等に関する事

		所學事項	
部	班	所属	災害対応
教育福祉部 (生涯学習課長)	教育班 (こども未来課長補佐)	こども未来課 生涯学習課	災害対応 1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 児童、生徒等の安否確認と集約 3. 所管公共施設における避難所の確保と連絡調整 4. 施設管理職員との連絡調整 5. 避難所情報の集約、管理 6. 避難者に関する問い合わせ等 7. 学校再開に向けた準備・調整
	保育所班 (こども未来課長補佐 兼幼保支援係長)	こども未来課	災害対応 1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 園児等の安否確認と集約 3. 所管公共施設における避難所の確保と連絡調整 4. 施設管理職員との連絡調整 5. 避難所情報の集約、管理 6. 避難者に関する問い合わせ等 7. 園再開に向けた準備・調整
災害調査部 (税務課長)	災害調査班 (税務課長補佐)	税務課	災害対応 1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 災害調査に関する事 3. 災害証明に調査に関する業務(大規模災害時) 4. 災害証明の発行に関する業務(大規模災害時) 5. 被災者に関する事 ※ 災害発生当初は、被害状況の情報収集にあたる 1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. ボランティアセンター(社会福祉協議会)に関する事 3. 福祉避難所に関する事 4. 災害弔慰金の支給等に関する事
保健医療部 (健康推進課長)	救護支援班 (健康推進課長補佐)	健康推進課	災害対応 1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 保健活動に関する事 3. 被災者の医療、助産に関する事 4. 被災者の心のケアに関する事 5. 災害対策用医薬品に関する事 6. 医療救護所に関する事
	保健医療班 (保健指導係長)	健康推進課	災害対応 1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 入所者の安全確保の確立 3. 災害時に必要な物資管理 4. 必要な災害対応マニュアル等の作成
	しおさい班 (しおさい園長)	しおさい	災害対応 1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 避難所・福祉避難所に関する事 3. 関係施設における被害状況及び応急対応 4. 入所者の安全確保に関する事
			災害対応に向けた準備 1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 小中学校の防災対策 3. 小中学校の防災教育(訓練)の充実 4. 災害時における教材教具の調達準備 5. 被災児童、生徒の救護に関する準備 6. 必要な災害対応マニュアル等の作成
			こども未来課 生涯学習課
			こども未来課
			税務課
			健康推進課
			しおさい

所掌事項			
部	班	所属	災害対応
環境衛生部 (市民課長)	防疫衛生班 (市民課長補佐)	じんけん課 市民課	1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 被災地の防疫活動に関すること 3. し尿処理に関すること 4. 災害時ペット動物の保護対策に関すること 5. 遺体の処理、埋葬・火葬に関すること
	清掃処理班 (市民課環境室長)	市民課 清掃管理事務所	1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. ごみ処理に関すること 3. 災害廃棄物の処理に関すること 4. 清掃業者との連絡調整
土木部 (まちづくり対策課長)	土木班 (まちづくり対策課長補佐)	まちづくり対策課	1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 土木施設等の被害把握 3. 道路、橋梁、堤防、河川、崖崩れ等の応急対応 4. 土砂災害危険箇所等の警戒及び安全措置 5. 浸水地の排水対策 6. 災害対策のための労務者確保と建設業者との連絡調整
	建築班 (まちづくり係長)	まちづくり対策課	1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 被災住宅の危険度判定 3. 応急仮設住宅の建設・管理 4. 災害対策のための建築業者との連絡調整 5. 家屋被害調査の協力 6. 公営住宅の災害対策及び被害調査
産業経済部 (農林水産課長)	給水班 (水道課長)	水道課	1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 水道施設の被害状況の把握 3. 飲料水の供給、確保 4. 消防用水の確保 5. 水道施設の応急対応
	農林水産班 (農林水産課長補佐【総括】)	農林水産課	1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 施設・公園に関する災害対策 3. 農林・水産に関する被害対策(土木関連) 4. 林道及び治山施設の災害対策 5. 農業用・水産・造林及び林業施設の災害対策 6. 農業・水産業・林業者に対する被災証明及び融資に関すること 7. 農業・水産業・林業施設及び作物等の被害調査 8. 市管理の漁港・海岸に関する災害対策 9. 主要食糧の需要調査及び農業用資材の確保 10. 災害時における病害虫対策 ※ 避難所開設時の応援【対応】
		市民課 じんけん課 清掃センター	1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 災害廃棄物に関する対応準備 3. し尿処理等に関する対応準備 4. 遺体の処理、埋葬・火葬に関する対応準備 5. 災害時のペット等に関する対応準備 6. 災害対策に必要な住基情報に関すること 7. 必要な災害対応マニュアル等の作成
		まちづくり対策課	1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 道路、橋梁、堤防、河川、崖崩れ等の災害対策 3. 浸水地の排水対策 4. 土砂災害危険箇所等の警戒及び安全措置に関すること
		まちづくり対策課	1. 応急仮設住宅に関する準備 2. 必要な災害対応マニュアル等の作成
		水道課	1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 災害時に必要な施設、物資管理 3. 必要な災害対応マニュアル等の作成
		農林水産課	1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 災害時に必要な施設、物資管理 3. 必要な災害対応マニュアル等の作成
		市民課 じんけん課 清掃センター	災害対応に向けた準備

所掌事項			
部	班	所属	災害対応
	観光商工班 (観光商工課長)	観光商工課	災害対応 1. 関係機関との連絡調整(災害対策本部へ報告) 2. 観光施設に関する被害対策 3. 観光業者の各種被災調査 4. 観光業者の各種被災証明 5. 観光客への対応 6. 被害商工業者に対する応急金融に関すること 7. 商工業者の各種被災証明 8. 利用可能な宿泊施設調査・調整 ※ 避難所開設時の応援【対応】
			災害対応に向けた準備 1. 文書、公印、図書、会計用度管理 2. 災害時に必要な施設、物資管理 3. 必要な災害対応マニュアル等の作成
			観光商工課

災害対策本部配備体制別職員動員表(総括表)

部		人数	警戒体制	班	配備					備考			
					部長	第一	第二	第三	合計				
本 部 長		1	1						市長				
副 本 部 長		4	4						副市長・教育長・消防長・会計管理者				
本 部 事 務 局	統 括 部	8	4	統 括 班						危機管理課			
	情 報 管 理 部	8	2	人 事 班	1	1	2		4	総務課			
総 務 部		13	1	情 報 管 理 班	1	1	2	2	6	企画財政課・総務課			
				施 設 管 理 班			1	2	4	7	総務課・選挙管理委員会		
避 難 対 策 統 括		30		財 政 出 納 班			1	1	3	5	会計課・企画財政課		
				應 援 班					30	30	保育園		
避 難 所 部		12	1	避 難 所 班	1	1	2	3	7	子ども未来課・議会・監査			
				下ノ加江市民センター	1(1)		(1)		1	下ノ加江市民センター・(応援対応)			
				三崎市民センター	1(1)		(1)		1	三崎市民センター・(応援対応)			
				下川口市民センター	1(1)		(1)		1	下川口市民センター・(応援対応)			
				中央公民館	1				1	生涯学習課			
物 資 食 糧 部		12	1	給 食 班		2	1		3	子ども未来課・教育センター			
				物 資 庶 務 班		1	2	5	8	福祉事務所			
教 育 福 祉		6	1	教 育 班		1	1	1	3	子ども未来課・生涯学習課			
				保 育 所 班		1	1		2	子ども未来課			
災 害 調 査 部		14	1	災 害 調 査 班		2	2	9	13	税務課			
保 健 医 療 部		65	1	救 護 支 援 班		1	2	11	14	健康推進課・包括支援センター			
				医 療 救 護 班		1	2	11	14				
				し お さ い 班		2	5	29	36	しおさい			
環 境 衛 生 部		20	1	防 疫 衛 生 班		1	2	8	11	市民課・じんけん課			
				清 掃 処 理 班		1	2	5	8	市民課・市民課環境室			
土 木 部		19	1	土 木 班		3	2	1	6	まちづくり対策課			
				建 築 班		1	2	2	5				
				給 水 班		3	3	1	7		水道課		
産 業 経 済 部		21	1	農 林 水 産 班	2	2	4	2	10	農林水産課			
				観 光 商 工 班	1	1	3	5	10	観光商工課			
一 般 職 員 合 計		233	20						10	28	43	132	213

第 1 防 災 部	32	11	第 1 防 災 班		12	9		21	消防本部・消防署			
全職員合計	265	31						10	40	52	132	234

第 2 防 災 部	376	8	第 2 防 災 班		29	339		368	消防団			
合計	641	39						10	69	391	132	602

8. その他

土砂災害警戒区域における、土砂災害防止対策を推進するため次の事項を定める。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
- 2 避難場所・避難経路
- 3 土砂災害に係る避難訓練の実施
- 4 要配慮者利用施設
- 5 救助
- 6 その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報および予警報については、高知地方気象台及び高知県からの連絡、等の情報から迅速に収集する。また、住民等に情報が確実に伝わるよう、防災行政無線や緊急速報メール等で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。

2 避難場所・避難経路

土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。避難経路については、土砂災害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果は土砂災害ハザードマップに掲載する。

3 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。また、自治会・自治防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

4 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、防災行政無線等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

5 救助

土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し行方不明者の捜索及び救出等を実施する。関係機関だけでは救出が困難な場合は、各協力団体等に救出活動の応援を要請する。

6 その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

避難情報が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行う。また、土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識の普及啓発を行うことなどの取り組みを行う。

7 ハザードマップの作成及び周知

土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めることとする。

8 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援する。

9 土砂災害警戒情報

土砂災害のおそれがある場合に、市町村単位で、高知地方気象台と高知県防災砂防課が連携して発表する土砂災害警戒情報について、高知地方気象台及び高知県等により情報を受信する。

10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難情報の発令

10.1 判断基準

a) 高齢者等避難

次のいずれかに該当する場合に、避難準備情報を発令する。

- 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）（2～3時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）となった場合
- 2：土砂災害の危険度分布において「警戒（赤）」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合
- 3：事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合
- 4：前線や台風等により、夜間・未明に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における高齢者等避難の発令の判断材料とする。

b) 避難指示

次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

- 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合
- 2：土砂災害の危険度分布において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合
- 3：土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の状態になると、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。
- 4：前線や台風等により、夜間・未明に避難指示を発令するような状況（発令基準例1～2に該当する場合等）が想定される場合には、その前の夕刻時点における避難指示の発令の判断材料とする。

他方、避難情報を発令していないにもかかわらず急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例①～③に該当した場合は、躊躇なく避難指示の発令の判断材料とする。

- 5：避難指示の発令が必要となる（発令基準例①～③に該当する場合等）ような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに避難指示の発令の判断材料とする。（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）
- 6：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象区域とする。

10.2 発令対象地区

避難情報の発令対象地区は、高知県の土砂災害危険度情報を参考に危険度が高まっている地区に発令する。

11 土砂災害緊急情報

四国地方整備局又は高知県から土砂災害緊急情報が通知された場合には、住民等に対して必要に応じて避難指示を発令する。

12 避難情報の発令・解除の際の助言

市長は、避難情報を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指四国地方整備局又は高知県に対し、避難情報発令に関する事項について助言を求める。

市長は、土砂災害に対する避難情報を解除しようとする場合において、必要に応じて四国地方整備局又は高知県に対して解除に関する事項について助言を求める。

土砂災害警戒区域一覧表

令和3年3月現在

【急傾斜地の崩落】

指定箇所数 294箇所

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
1	I-4059	立石	立石東	R2.7.10
2	I-4060	立石	立石西	R2.7.10
3	I-4061	布	東谷(2)	R2.7.10
4	I-4062	布	布東谷(東)	R2.7.10
5	I-4063	布	布東谷(西)	R2.7.10
6	I-4064	布	布高手	R2.7.10
7	I-4065	布	布郷	R2.7.10
8	I-4066	布	神母原(1)	R2.7.10
9	I-4068	布	布浦(南)	R2.7.10
10	I-4069	布	三次郎谷	R2.7.10
11	I-4070	下ノ加江	下浦(南)	R2.7.10
12	I-4071	下ノ加江	下浦	R2.7.10
13	I-4072	下ノ加江	船場(南)	R2.7.10
14	I-4073	下ノ加江	船場(1)	R2.7.10
15	I-4074	下ノ加江	船場(2)	R2.7.10
16	I-4075	下ノ加江	小方(1)	R2.7.10
17	I-4076	下ノ加江	市野々(北)	R2.7.10
18	I-4077	下ノ加江	市野々(1)	R2.7.10
19	I-4078	下ノ加江	長野上	R2.7.10
20	I-4079	下ノ加江	長野下(1)	R2.7.10
21	I-4080	下ノ加江	長野下(2)	R2.7.10
22	I-4081	下ノ加江	長野(1)	R2.7.10
23	I-4082	下ノ加江	大川内(1)	R2.7.10
24	I-4083	鍵掛及び下ノ加江	鍵掛(1)	R2.7.10
25	I-4084	久百々	久百々	R2.7.10
26	I-4085	大岐	浜垣	R2.7.10
27	I-4086	大岐	本奈呂	R2.7.10
28	I-4087	以布利	以布利(北)	R2.7.10
29	I-4088	以布利	以布利(1)	R2.7.10
30	I-4089	以布利	以布利(2)	H27.12.22
31	I-4090	以布利	以布利(中)	R2.7.10
32	I-4091	以布利	以布利和須谷	R2.7.10
33	I-4092	以布利	以布利(4)	R2.7.10
34	I-4093	以布利	以布利(5)	H29.3.17
35	I-4094	以布利	以布利西	R2.7.10

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
36	I-4095	窪津	窪津(北)	H27.12.22
37	I-4096	窪津	窪津(南)	H27.12.22
38	I-4097	足摺岬	足摺岬(2)	H31.4.16
39	I-4098	足摺岬	足摺(東)	H31.4.16
40	I-4099	足摺岬	足摺(南)	R2.7.10
41	I-4100	足摺岬	足摺(2)	R2.7.10
42	I-4101	足摺岬	足摺(西)	R2.7.10
43	I-4102	足摺岬	大岩	H31.4.16
44	I-4103	足摺岬	大戸(2)	H31.4.16
45	I-4104	足摺岬	大戸(3)	H31.4.16
46	I-4105	足摺岬及び松尾	大戸(1)	R2.7.10
47	I-4106	松尾	天神	R2.7.10
48	I-4107	松尾	松尾中	H31.4.16
49	I-4108	松尾	松尾(1)	H31.4.16
50	I-4109	松尾	松尾(2)	H31.4.16
51	I-4110	大浜	大浜(1)	H26.9.16
52	I-4111	大浜	大浜東	H26.9.16
53	I-4112	大浜及び中浜	大浜西	R2.7.10
54	I-4113	大浜	大浜(中)	H26.9.16
55	I-4114	中浜	中浜(1)	R2.7.10
56	I-4115	中浜	中浜(2)	R2.7.10
57	I-4116	中浜	東谷	H26.9.16
58	I-4117	中浜	中の浜(東)	R2.7.10
59	I-4118	中浜	中ノ浜	R2.7.10
60	I-4119	中浜	中の浜(中)	R2.7.10
61	I-4120	中浜	中の浜(西)	R2.7.10
62	I-4121	中浜	川西	R2.7.10
63	I-4122	浦尻及び厚生町	厚生町(1)	H26.9.16
64	I-4123	浦尻	小碓	H26.9.16
65	I-4124	浦尻	浦尻(8)	H29.3.17
66	I-4125	浦尻	浦尻(2)	H26.9.16
67	I-4126	浦尻及びグリーンハイツ	浦尻(3)	H26.9.16
68	I-4127	浦尻	浦尻	H23.9.30
69	I-4128	グリーンハイツ及び浦尻	グリーンハイツ	H27.12.22
70	I-4129	浦尻及び緑ヶ丘	緑ヶ丘(1)	H26.9.16
71	I-4130	旭町、浦尻及び緑ヶ丘	旭町(1)	H26.9.16
72	I-4131	旭町及び浦尻	旭町(2)	H26.9.16
73	I-4132	旭町及び浦尻	旭町(3)	H26.9.16
74	I-4133	旭町及び浦尻	鹿児ヶ丘	H26.9.16
75	I-4134	市場町、戎町、清水及び本町	戎町(1)	H26.9.16
76	I-4135	市場町、寿町、栄町及び清水	市場町	H26.9.16
77	I-4136	小江町、寿町及び清水	小江町(1)	H26.9.16

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
78	I-4137	小江町、清水及び浜町	小江町(2)	H26.9.16
79	I-4138	元町	元町	H26.9.16
80	I-4139	元町	元町北	H29.3.17
81	I-4140	幸町、清水及び天神町	幸町	H26.9.16
82	I-4141	越前町、加久見入沢町、汐見町及び清水	汐見町	H26.9.16
83	I-4142	加久見入沢町	加久見入沢町(3)	H29.3.17
84	I-4143	加久見	加久見南	H26.9.16
85	I-4144	加久見及び加久見新町	加久見東	H26.9.16
86	I-4145	加久見	加久見(1)	H26.9.16
87	I-4146	加久見	加久見タカラ山	H26.9.16
88	I-4147	加久見	加久見西	H26.9.16
89	I-4148	以布利及び加久見	広畑(東)	R2.7.10
90	I-4149	加久見	広畑(西)	H26.9.16
91	I-4150	横道	横道(1)	R2.7.10
92	I-4151	養老	養老(東)	H29.3.17
93	I-4152	養老	養老(西)	H29.3.17
94	I-4153	養老	養老(1)	H29.3.17
95	I-4154	加久見	松崎東	H29.3.17
96	I-4155	加久見	松崎南	H29.3.17
97	I-4156	加久見	松崎北	H29.3.17
98	I-4158	下益野	下益野東	R2.7.10
99	I-4159	下益野	下益野(西)	R2.7.10
100	I-4160	下益野	浜益野	R2.7.10
101	I-4161	上野	上野(東)	R2.7.10
102	I-4162	上野	上野(1)	R2.7.10
103	I-4163	上野	上野西	R2.7.10
104	I-4164	斧積	斧積(2)	R2.7.10
105	I-4165	三崎	下ノ段	R2.7.10
106	I-4166	三崎浦一丁目	三崎(6)	R2.7.10
107	I-4167	竜串、三崎、三崎浦三丁目及び三崎浦四丁目	三崎(1)	R2.7.10
108	I-4168	竜串及び三崎	竜串南	R2.7.10
109	I-4169	竜串及び三崎	竜串東	R2.7.10
110	I-4170	竜串及び三崎	竜串(2)	R2.7.10
111	I-4171	竜串及び三崎	竜串	R2.7.10
112	I-4172	三崎	平ノ段	R2.7.10
113	I-4173	爪白	爪白	R2.7.10
114	I-4174	下川口	下川口浦	H29.3.17
115	I-4175	下川口	下川口	H23.9.30
116	I-4176	下川口	下川口郷	H29.3.17
117	I-4177	下川口	下川口西	H29.3.17
118	I-4178	宗呂	宗呂下	H29.3.17
119	I-4179	宗呂	宗呂中	H29.3.17

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
120	I-4180	宗呂	宗呂上	H29.3.17
121	I-4181	宗呂丙	下馬場	H31.4.16
122	I-4182	片粕	片粕	H29.3.17
123	I-4183	貝ノ川	貝ノ川(1)	H29.3.17
124	I-4184	貝ノ川	貝の川浦	H29.3.17
125	I-4185	貝ノ川	貝ノ川郷	H29.3.17
126	I-4186	貝ノ川	貝ノ川(東)	H29.3.17
127	I-4187	貝ノ川	貝の川(西)	H29.3.17
128	I-4188	大津	大津南	H29.3.17
129	I-4189	大津	大津(東)	H29.3.17
130	I-4190	大津	大津(西)	H29.3.17
131	I-4191	大津	脇ノ川(1)	H31.4.16
132	I-4192	足摺岬	足摺	R2.7.10
133	I-4193	天神町	天神町	H26.9.16
134	II-8352	立石	立石(1)	R2.7.10
135	II-8353	立石	立石(2)	R2.7.10
136	II-8354	立石	立石(3)	R2.7.10
137	II-8355	布	布	R2.7.10
138	II-8356	布	神母原(2)	R2.7.10
139	II-8357	布	長笹	R2.7.10
140	II-8358	下ノ加江	幸増	R2.7.10
141	II-8359	下ノ加江	家路川(1)	R2.7.10
142	II-8360	下ノ加江	家路川(2)	R2.7.10
143	II-8361	下ノ加江	市野瀬(1)	R2.7.10
144	II-8362	下ノ加江	市野瀬(2)	R2.7.10
145	II-8363	下ノ加江	市野瀬(3)	R2.7.10
146	II-8364	下ノ加江	市野々(2)	R2.7.10
147	II-8365	下ノ加江	市野々(3)	R2.7.10
148	II-8366	下ノ加江	市野々(4)	R2.7.10
149	II-8367	下ノ加江	市野々(5)	R2.7.10
150	II-8368	下ノ加江	市野々(6)	R2.7.10
151	II-8369	下ノ加江	長野中	R2.7.10
152	II-8370	下ノ加江	長野(7)	R2.7.10
153	II-8371	下ノ加江	長野(2)	R2.7.10
154	II-8372	下ノ加江	長野(3)	R2.7.10
155	II-8373	下ノ加江	長野(4)	R2.7.10
156	II-8374	下ノ加江	長野(5)	R2.7.10
157	II-8375	下ノ加江	長野(6)	R2.7.10
158	II-8376	下ノ加江	大川内(2)	R2.7.10
159	II-8377	鍵掛	鍵掛(2)	R2.7.10
160	II-8378	大岐	浜垣(2)	R2.7.10
161	II-8379	大岐	大岐(1)	R2.7.10

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
162	Ⅱ-8380	大岐	大岐(2)	R2.7.10
163	Ⅱ-8381	以布利	大岐(3)	R2.7.10
164	Ⅱ-8382	窪津	権現	R2.7.10
165	Ⅱ-8383	窪津	津呂(1)	R2.7.10
166	Ⅱ-8384	窪津	津呂(2)	H31.4.16
167	Ⅱ-8385	津呂	津呂(3)	R2.7.10
168	Ⅱ-8390	足摺岬	赤箸	R2.7.10
169	Ⅱ-8391	足摺岬	足摺峠(3)	R2.7.10
170	Ⅱ-8392	足摺岬	足摺峠(4)	R2.7.10
171	Ⅱ-8393	足摺岬	足摺峠(5)	R2.7.10
172	Ⅱ-8394	松尾	足摺峠(1)	H31.4.16
173	Ⅱ-8395	大浜及び松尾	弘川	R2.7.10
174	Ⅱ-8396	大浜	大浜(2)	H26.9.16
175	Ⅱ-8397	大浜及び中浜	大浜(3)	R2.7.10
176	Ⅱ-8398	大浜及び中浜	大浜(4)	R2.7.10
177	Ⅱ-8399	中浜	中浜(3)	H26.9.16
178	Ⅱ-8400	中浜	中浜(4)	H26.9.16
179	Ⅱ-8401	中浜	中浜(5)	R2.7.10
180	Ⅱ-8402	浦尻及び厚生町	厚生町(2)	H26.9.16
181	Ⅱ-8403	浦尻及び緑ヶ丘	緑ヶ丘(2)	H26.9.16
182	Ⅱ-8404	清水	浦尻(6)	H27.12.22
183	Ⅱ-8405	浦尻及び清水	浦尻(7)	H27.12.22
184	Ⅱ-8406	浦尻	浦尻(4)	H26.9.16
185	Ⅱ-8407	浦尻	浦尻(5)	H26.9.16
186	Ⅱ-8408	旭町及び浦尻	旭町(4)	H26.9.16
187	Ⅱ-8409	旭町及び浦尻	旭町(5)	H26.9.16
188	Ⅱ-8410	旭町	旭町(6)	H26.9.16
189	Ⅱ-8411	戎町及び清水	戎町(2)	H26.9.16
190	Ⅱ-8412	小江町、清水及び浜町	小江町(3)	H26.9.16
191	Ⅱ-8413	小江町及び清水	小江町(4)	H26.9.16
192	Ⅱ-8414	越前町及び清水	越前町	H26.9.16
193	Ⅱ-8415	加久見入沢町及び清水	加久見入沢町(1)	H26.9.16
194	Ⅱ-8416	加久見、加久見入沢町及び清水	加久見入沢町(2)	H26.9.16
195	Ⅱ-8417	加久見新町	加久見入沢町(4)	H29.3.17
196	Ⅱ-8418	加久見及び加久見入沢町	加久見新町(1)	H26.9.16
197	Ⅱ-8419	加久見、加久見入沢町及び加久見新町	加久見新町(2)	H26.9.16
198	Ⅱ-8420	加久見及び加久見新町	加久見新町(3)	H26.9.16
199	Ⅱ-8421	加久見	加久見(2)	H26.9.16
200	Ⅱ-8422	加久見	加久見(3)	H26.9.16
201	Ⅱ-8423	加久見	加久見(4)	H26.9.16
202	Ⅱ-8424	加久見	加久見(5)	H26.9.16
203	Ⅱ-8425	横道	大串(4)	H31.4.16

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
204	Ⅱ-8426	横道	大串(1)	R2.7.10
205	Ⅱ-8427	横道	岩風呂山	R2.7.10
206	Ⅱ-8428	横道	鴨ヶ岩(1)	R2.7.10
207	Ⅱ-8430	横道	上ヶ市	R2.7.10
208	Ⅱ-8431	横道	横道(2)	R2.7.10
209	Ⅱ-8432	加久見	加久見(6)	H26.9.16
210	Ⅱ-8433	養老	養老(2)	H29.3.17
211	Ⅱ-8434	養老	養老(3)	H29.3.17
212	Ⅱ-8435	加久見	松崎(1)	H29.3.17
213	Ⅱ-8436	加久見	松崎(2)	H29.3.17
214	Ⅱ-8437	下益野	木野子畑(1)	R2.7.10
215	Ⅱ-8438	上野	上野(2)	R2.7.10
216	Ⅱ-8439	下益野及び三崎	三崎(4)	R2.7.10
217	Ⅱ-8440	三崎	三崎(2)	R2.7.10
218	Ⅱ-8441	三崎	三崎(3)	R2.7.10
219	Ⅱ-8442	三崎	三崎(7)	R2.7.10
220	Ⅱ-8443	三崎	三崎(8)	R2.7.10
221	Ⅱ-8444	三崎浦一丁目	三崎(9)	R2.7.10
222	Ⅱ-8445	三崎浦一丁目	三崎(10)	R2.7.10
223	Ⅱ-8446	三崎	三崎(11)	R2.7.10
224	Ⅱ-8447	竜串、三崎、三崎浦三丁目及び三崎浦四丁目	竜串(6)	R2.7.10
225	Ⅱ-8448	竜串及び三崎	竜串(7)	R2.7.10
226	Ⅱ-8449	竜串及び三崎	竜串(3)	R2.7.10
227	Ⅱ-8450	竜串及び三崎	竜串(4)	R2.7.10
228	Ⅱ-8451	竜串及び三崎	竜串(5)	R2.7.10
229	Ⅱ-8452	斧積	斧積(3)	H31.4.16
230	Ⅱ-8453	三崎	平ノ段(2)	R2.7.10
231	Ⅱ-8454	下川口	遠奈呂(1)	H31.4.16
232	Ⅱ-8455	下川口	遠奈呂(2)	H31.4.16
233	Ⅱ-8456	宗呂丙	木ノ辻	H31.4.16
234	Ⅱ-8457	下川口	下川口郷北	H29.3.17
235	Ⅱ-8458	宗呂丙	小駄馬(1)	H31.4.16
236	Ⅱ-8459	宗呂丙	小駄馬(2)	H31.4.16
237	Ⅱ-8460	宗呂丙	下場馬	H31.4.16
238	Ⅱ-8461	宗呂丙	木ノ川(1)	H31.4.16
239	Ⅱ-8462	宗呂丙	木ノ川(2)	H31.4.16
240	Ⅱ-8463	有永	珠々玉	H31.4.16
241	Ⅱ-8464	有永	珠々玉南	H31.4.16
242	Ⅱ-8465	有永	有永南	H31.4.16
243	Ⅱ-8466	有永	長私(1)	H31.4.16
244	Ⅱ-8467	有永	長私(2)	H31.4.16
245	Ⅱ-8468	有永	荒神田	H31.4.16

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
246	Ⅱ-8469	片粕	片粕西	H29.3.17
247	Ⅱ-8470	貝ノ川及び片粕	齒朶浦	H29.3.17
248	Ⅱ-8471	貝ノ川	松山(1)	H31.4.16
249	Ⅱ-8472	貝ノ川	松山(2)	H31.4.16
250	Ⅱ-8473	貝ノ川	貝ノ川(2)	H29.3.17
251	Ⅱ-8474	大津	大津	H29.3.17
252	Ⅱ-8475	大津	脇ノ川(2)	H31.4.16
253	Ⅱ-8476	宗呂甲	藤ノ川(1)	H31.4.16
254	Ⅱ-8477	宗呂甲	藤ノ川(2)	H31.4.16
255	Ⅱ-8478	宗呂甲	藤ノ川(3)	H31.4.16
256	Ⅱ-8479	宗呂甲	藤ノ川(4)	H31.4.16
257	Ⅱ-8509	布	ツルベ谷	R2.7.10
258	Ⅱ-8510	加久見	松崎(3)	H29.3.17
259	Ⅲ-374	浦尻及び緑ヶ丘	緑ヶ丘(3)	H26.9.16
260	Ⅲ-375	以布利	以布利(3)	R2.7.10
261	Ⅲ-376	小江町、清水及び浜町	小江町(5)	H26.9.16
262	Ⅲ-377	加久見及び養老	加久見(7)	H26.9.16
263	Ⅲ-378	加久見	加久見(8)	H26.9.16
264	Ⅲ-379	横道	大串(2)	R2.7.10
265	Ⅲ-380	横道	大串(3)	R2.7.10
266	Ⅲ-381	横道	鴨ヶ岩(2)	R2.7.10
267	Ⅲ-382	下益野	落窪	R2.7.10
268	Ⅲ-383	下益野	中益野(1)	R2.7.10
269	Ⅲ-384	下益野	中益野(2)	R2.7.10
270	Ⅲ-385	下益野	木野子畑(2)	R2.7.10
271	Ⅲ-386	下益野	下益野(1)	R2.7.10
272	Ⅲ-387	上野及び下益野	下益野(2)	R2.7.10
273	Ⅲ-388	下益野	三崎(5)	R2.7.10
274	Ⅲ-389	上野	上野(3)	R2.7.10
275	Ⅲ-390	上野	高畑	R2.7.10
276	Ⅲ-391	上野	斧積(1)	R2.7.10
277	Ⅲ-392	斧積	斧積(4)	R2.7.10
278	Ⅳ-209001	窪津	開(1)	R2.7.10
279	Ⅳ-209002	窪津	開(2)	R2.7.10
280	Ⅳ-209003	下ノ加江	小方(2)	R2.7.10
281	Ⅳ-209004	下益野	下益野北	R2.7.10
282	Ⅳ-209005	養老	養老北	R2.11.17
283	Ⅳ-209006	宗呂丙	木ノ辻東	R2.11.17
284	Ⅳ-209007	大津	銚ノ平	R2.11.17
285	Ⅳ-209008	大津	鳥淵	R2.11.17
286	Ⅳ-209009	片粕	片粕北	R2.11.17
287	Ⅳ-209010	爪白	爪白北	R2.7.10

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
288	IV-209011	三崎	平ノ段(3)	R2.7.10
289	IV-209012	三崎	三崎(12)	R2.7.10
290	IV-209013	横道	横道(3)	R2.7.10
291	IV-209014	以布利	以布利(6)	R2.7.10
292	IV-209015	加久見入沢町	加久見入沢町(5)	R2.11.17
293	IV-209016	清水	浦尻(9)	R2.11.17
294	IV-209017	足摺岬	大岩(2)	R2.7.10

【土石流】

指定箇所数	190箇所
-------	-------

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
1	209-92-201	有永	クボノ谷古川(1)	H31.4.16
2	209-92-202	有永	クボノ谷古川(2)	H31.4.16
3	209-92-203	有永	クボノ谷川	H31.4.16
4	209-92-204	有永	奥ノ谷川(3)	H31.4.16
5	209-93-001	下ノ加江	立石南川	R2.7.10
6	209-93-002	布	谷頭谷川	H29.3.17
7	209-93-003	布	市ヶ谷川	R2.7.10
8	209-93-004	下ノ加江	カルト谷川	R2.7.10
9	209-93-005	下ノ加江	八坂谷川	R2.7.10
10	209-93-006	下ノ加江	小山谷川	R2.7.10
11	209-93-007	下ノ加江	清水谷川及び支川(1)	R2.7.10
12	209-93-008	下ノ加江	清水谷川及び支川(2)	R2.7.10
13	209-93-009	下ノ加江	谷田川	H23.9.30
14	209-93-010	下ノ加江	西峠山谷川 土石流	H29.3.17
15	209-93-011	下ノ加江	沢	H29.3.17
16	209-93-012	下ノ加江	野々木谷川	H29.3.17
17	209-93-013	下ノ加江	長野川(1)	R2.7.10
18	209-93-014	下ノ加江	正谷川	R2.7.10
19	209-93-015a	下ノ加江	摺木谷川	R2.7.10
20	209-93-015b	下ノ加江	摺木谷川(2)	R2.7.10
21	209-93-015c	下ノ加江	摺木谷川(3)	R2.7.10
22	209-93-016	下ノ加江	杉谷川	R2.7.10
23	209-93-017	下ノ加江	常ヶ谷川	R2.7.10
24	209-93-201	以布利	カンスケ谷川	R2.7.10
25	209-93-202	以布利	正中谷川	H29.3.17
26	209-93-203	窪津	市野瀬	H29.3.17
27	209-93-204	窪津	中河内谷川	R2.7.10
28	209-93-205	窪津	谷口川	H29.3.17
29	209-93-206	浦尻	市野々川	R2.7.10
30	209-93-207	下ノ加江	長野川(2)	R2.7.10
31	209-93-208	鍵掛	彌次郎谷川	H27.12.22
32	209-93-209	久百々	久百々(1)	R2.7.10
33	209-93-210	久百々	久百々(2)	R2.7.10
34	209-94-001	養老	ドウノオク川	R2.7.10
35	209-94-201	立石	立石川	R2.7.10
36	209-96-001	爪白及び三崎	爪白川	H31.4.16
37	209-96-002	爪白	西の谷川	H31.4.16
38	209-96-003	下川口	奥の谷川	H23.9.30

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
39	209-96-004	下川口	恵比須谷川	H29.3.17
40	209-96-005	下川口及び宗呂	宮野川	H31.4.16
41	209-96-006	宗呂	宗呂下南川	H29.3.17
42	209-96-007	宗呂	宗呂下北川	H29.3.17
43	209-96-008	宗呂	藤原谷川	H31.4.16
44	209-96-010	片粕	オンボ谷川	H29.3.17
45	209-96-011	貝ノ川	港谷	H29.3.17
46	209-96-012	貝ノ川	コガノ谷	H29.3.17
47	209-96-013	貝ノ川	奥ノ谷川(2)	H29.3.17
48	209-96-014	貝ノ川	貝ノ川郷	H29.3.17
49	209-96-015	貝ノ川	田平谷川	H29.3.17
50	209-96-016	大津	白皇川	H29.3.17
51	209-96-017	大津	大津川	H29.3.17
52	209-96-018	大津	小谷川(1)	H29.3.17
53	209-96-201	三崎	平ノ段	R2.7.10
54	209-96-202	下川口	遠奈呂	H31.4.16
55	209-96-203	下川口	遠奈呂川	H31.4.16
56	209-96-204	宗呂	木の辻川	H31.4.16
57	209-96-205	下川口	樋ノ口谷川	H29.3.17
58	209-96-206	宗呂	イノ谷川	H29.3.17
59	209-96-207	宗呂	谷ノ前川	H31.4.16
60	209-96-208	片粕	垣の内谷川	H29.3.17
61	209-96-209	片粕	片粕	H29.3.17
62	209-96-210	貝ノ川	西谷川	H31.4.16
63	209-96-211	貝ノ川	シュロウ谷	H31.4.16
64	209-96-212	宗呂	藤ノ川	H31.4.16
65	209-96-213	宗呂	奥の谷川(2)	H31.4.16
66	209-96-214	大津	トリプチ谷川	H31.4.16
67	209-96-215	大津	小谷川(2)	H29.3.17
68	209-97-001	大岐	宮ヶ谷川	R2.7.10
69	209-97-002	大岐	和田川	H31.4.16
70	209-97-003	以布利	ツヅラガ谷川	R2.7.10
71	209-97-004	市場町及び本町	奥ノ谷川	H23.9.30
72	209-97-004	以布利	下の谷川	R2.7.10
73	209-97-005	窪津	清水谷川	H29.3.17
74	209-97-006	窪津	菰畠谷川	R2.7.10
75	209-97-007	窪津	菜畠谷川	R2.7.10
76	209-97-008	大浜	奥の川	R2.7.10
77	209-97-009	大浜	大浜川	R2.7.10
78	209-97-010a	中浜	東谷川右支川	R2.7.10
79	209-97-010b	中浜	東谷川	R2.7.10
80	209-97-011	中浜	谷前川及び雉子谷川(1)	H27.12.22

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
81	209-97-012	中浜	谷前川及び雉子谷 川(2)	H27.12.22
82	209-97-013	厚生町	厚生町谷川	H27.12.22
83	209-97-014	浦尻	大碓谷川(1)	H27.12.22
84	209-97-015	浦尻	大碓谷川(2)	H27.12.22
85	209-97-016	浦尻	小碓川	H27.12.22
86	209-97-017	以布利	浦尻川(1)	H29.3.17
87	209-97-018	浦尻	浦尻川(2)	H29.3.17
88	209-97-019	浦尻及びグリーン ハイツ	ニツ谷川	H31.4.16
89	209-97-022	緑ヶ丘	ナゴヤ谷川	H26.9.16
90	209-97-023	旭町及び浦尻	赤毛川	H26.9.16
91	209-97-026	戒町及び清水	戒谷川	H26.9.16
92	209-97-027	汐見町	汐見谷川	H26.9.16
93	209-97-028	加久見、加久見入 沢町及び清水	オノ谷川(1)	H26.9.16
94	209-97-029	加久見及び加久見 入沢町	オノ谷川(2)	H26.9.16
95	209-97-030	加久見及び加久見 新町	ウマチ谷川	H26.9.16
96	209-97-031	加久見	オロノカ谷川	H29.3.17
97	209-97-032	養老	養老川及び支川 (1)	H29.3.17
98	209-97-033	養老	養老川及び支川 (2)	H29.3.17
99	209-97-034	養老	西ノ谷川	H29.3.17
100	209-97-035	加久見	クダシ川	H29.3.17
101	209-97-036	加久見	小谷	H29.3.17
102	209-97-037	上野	上野(1)	R2.7.10
103	209-97-038	小江町、清水及び 浜町	浜谷川(1)	H26.9.16
104	209-97-039	小江町、清水及び 浜町	浜谷川(2)	H26.9.16
105	209-97-040	越前町、小江町、寿町、幸町及び清水	西牧山谷川	H26.9.16
106	209-97-202	大岐	大岐	H31.4.16
107	209-97-203	大岐	浜垣	H31.4.16
108	209-97-204	大岐	和田(1)	H31.4.16
109	209-97-205	大岐	和田(2)	H31.4.16
110	209-97-206	大岐	下港山(1)	H31.4.16
111	209-97-207	大岐	下港山(2)	R2.7.10
112	209-97-208	大岐	地蔵谷川	R2.7.10
113	209-97-209	以布利	広畑	R2.7.10
114	209-97-210	加久見	広畑谷川	H26.9.16
115	209-97-211	横道	クダシ谷川	H29.3.17
116	209-97-212	清水	呼簗山谷川(1)	H27.12.22
117	209-97-213	清水	呼簗山谷川(2)	H27.12.22
118	209-97-214	浦尻	ミコグラ川	H27.12.22
119	209-97-215	浦尻	浦尻川(3)	H29.3.17
120	209-97-216	旭町	旭町川	H29.3.17
121	209-97-216-	浦尻	中山谷川(1)	H23.9.30
122	209-97-216-	浦尻	中山谷川(2)	H23.9.30

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
123	209-97-216	浦尻	中山谷川(3)	H23.9.30
124	209-97-218	加久見入沢町	加久見入沢谷川(1)	H26.9.16
125	209-97-219	加久見入沢町	加久見入沢谷川(2)	H26.9.16
126	209-97-220	加久見	加久見	H29.3.17
127	209-97-221	横道	横道川(1)	R2.7.10
128	209-97-222a	横道	クルエ谷川	R2.7.10
129	209-97-222b	横道	クルエ谷川(2)	R2.7.10
130	209-97-223	横道	横道川(2)	H31.4.16
131	209-97-224	横道	ムカセ谷	H29.3.17
132	209-97-225	加久見	中ノ谷川	H29.3.17
133	209-97-226	加久見	落窪	H29.3.17
134	209-97-228	上野	上野(2)	H31.4.16
135	209-97-229	斧積	斧積(1)	H31.4.16
136	209-97-230	斧積	フジ谷川	H31.4.16
137	209-97-231	三崎及び三崎浦三丁目	三崎浦(2)	R2.7.10
138	209-97-232	三崎	三崎浦(3)	H29.3.17
139	209-97-501	大岐	内沢	H31.4.16
140	209-97-502	大岐	和田(3)	H31.4.16
141	209-97-503	大岐	和田(4)	R2.7.10
142	209-97-505	窪津	窪津川	H29.3.17
143	209-97-506	清水	呼礬山谷川(3)	H27.12.22
144	209-97-507	旭町及び浦尻	旭谷川	H26.9.16
145	209-97-508	横道	横道(2)	H29.3.17
146	209-97-509	横道	加久見川(1)	H31.4.16
147	209-97-510	横道	加久見川(2)	H31.4.16
148	209-97-511	横道	加久見川(3)	H31.4.16
149	209-97-512	横道	カクレン谷川	R2.7.10
150	209-97-513	横道	横道(1)	R2.7.10
151	209-97-516	下益野	落窪(2)	H31.4.16
152	209-97-517	下益野	木野子畑(1)	H31.4.16
153	209-97-519	下益野	木野子畑(2)	H31.4.16
154	209-97-520	上野	高畑(1)	R2.7.10
155	209-97-521	上野	高畑(2)	R2.7.10
156	209-97-523	上野	上野(3)	R2.7.10
157	209-97-524	下益野	下益野	H31.4.16
158	209-97-525	三崎	三崎	H31.4.16
159	209-97-526	斧積及び三崎	斧積(2)	H31.4.16
160	209-97-527	三崎	三崎浦(1)	R2.7.10
161	209-98-001	窪津	アマノ谷川	R2.7.10
162	209-98-002	窪津	柳谷川	H31.4.16
163	209-98-003	窪津	窪津(1)	R2.7.10
164	209-98-004	窪津及び津呂	戒谷川(2)	H31.4.16

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
165	209-98-201	窪津及び津呂	窪津(2)	R2.7.10
166	209-98-202	窪津及び津呂	カンソ場谷川	R2.7.10
167	209-98-203	窪津及び津呂	宮ノ谷川	R2.7.10
168	209-98-204	津呂	北谷川	R2.7.10
169	209-98-205	足摺岬及び大谷	トクダニ川	H31.4.16
170	209-98-501	窪津	窪津(3)	H31.4.16
171	209-99-001	足摺岬	ミヤコ谷川	H23.9.30
172	209-99-002	足摺岬	戸田川	R2.7.10
173	209-99-003	足摺岬	戸田川(2)	R2.7.10
174	209-99-004	足摺岬	イタチ川(1)	R2.7.10
175	209-99-005	松尾	天神川	R2.7.10
176	209-99-006	松尾	三千谷川	R2.7.10
177	209-99-007	松尾	女川	R2.7.10
178	209-99-008	松尾	カンチ川	R2.7.10
179	209-99-201	足摺岬	ダイキヨ川	H31.4.16
180	209-99-202	足摺岬	足摺岬(1)	H31.4.16
181	209-99-203	足摺岬	足摺岬(2)	R2.7.10
182	209-99-204	足摺岬	イデ谷川	H31.4.16
183	209-99-205	足摺岬	千崎川	R2.7.10
184	209-99-206	足摺岬	イタチ川(2)	R2.7.10
185	209-99-207	大浜及び松尾	松尾山谷川	R2.7.10
186	209-99-501	足摺岬	足摺岬(3)	H31.4.16
187	209-99-502	足摺岬	足摺岬(4)	H31.4.16
188	209-99-503	足摺岬	切詰川	R2.7.10
189	209-99-504	足摺岬	足摺岬(5)	H31.4.16
190	209-99-505	足摺岬	ショウノウ川	R2.7.10

危険物取扱所一覧表

	名 称	取扱区分
1	今の山レーダー	地下タンク
2	土佐清水市(し尿)	地下タンク
3	高知県漁協(清水)	地下タンク
4	中島かずお	地下タンク
5	高知県漁協(窪津) みなし	地下タンク
6	高知県漁協(窪津) 軽	地下タンク
7	高知県漁協(窪津) 重	地下タンク
8	西日本電報電話局①	地下タンク
9	広島防衛施設局 今の山	地下タンク
10	広島防衛施設局 下益野	地下タンク
11	松谷病院	地下タンク
12	足摺テルメ	地下タンク
13	土佐丹羽クリニック	地下タンク
14	太陽の家	地下タンク
15	高知県漁協(以布利)	地下タンク
16	たけだ石油	地下タンク
17	高知県漁協(大浜)	地下タンク
18	高知県漁協(越)	地下タンク
19	高知県漁協(下ノ加江)	地下タンク
20	高知県漁協(下川口)	地下タンク
21	高知県漁協(養老)	地下タンク
22	渭南病院	地下タンク

	名 称	取扱区分
1	高知県漁協(清水)	船舶給油取扱所
2	高知県漁協(清水) 三古倉	船舶給油取扱所
3	高知県漁協(窪津)	船舶給油取扱所
4	高知県漁協(窪津)	船舶給油取扱所
5	高知県漁協(中の浜)	船舶給油取扱所
6	高知県漁協(大浜)	船舶給油取扱所
7	高知県漁協(松尾)	船舶給油取扱所
8	高知県漁協(足摺)	船舶給油取扱所
9	高知県漁協(下川口)	船舶給油取扱所
10	高知県漁協(下川口)	船舶給油取扱所
11	高知県漁協(三崎)	船舶給油取扱所
12	高知県漁協(以布利)	船舶給油取扱所
13	高知県漁協(養老)	船舶給油取扱所
14	高知県漁協(布)	船舶給油取扱所
15	高知県漁協(越)	船舶給油取扱所
16	高知県漁協(下ノ加江)	船舶給油取扱所
17	高知県漁協(下ノ加江)	船舶給油取扱所
18	中島和夫	船舶給油取扱所

	名 称	取扱区分
1	新谷力ヨ子	自家用給油取扱所
2	中島建設	自家用給油取扱所
3	航空自衛隊	自家用給油取扱所
4	土佐清水市消防本部	自家用給油取扱所

	名 称	取扱区分
1	二神石油	屋外給油取扱所
2	JA高知県 三崎SSセルフ	屋外給油取扱所
3	三浦石油	屋外給油取扱所
4	橋詰石油	屋外給油取扱所
5	仙石石油	屋外給油取扱所
6	江口石油	屋外給油取扱所
7	カネニ石油	屋外給油取扱所
8	高知県漁協(窪津)	屋外給油取扱所
9	福山石油	屋外給油取扱所
10	久松石油	屋外給油取扱所
11	ヒワサキ石油(カネニ)	屋外給油取扱所

	名 称	取扱区分
1	たけだ石油	屋内給油取扱所

	名 称	取扱区分
1	大旺新洋株式会社 (ヒワサキ)	屋外タンク貯蔵所
2	全国農業協同組合連合会	屋外タンク貯蔵所
3	(株)ヒワサキ	屋外タンク貯蔵所
4	(株)ヒワサキ	屋外タンク貯蔵所
5	土佐清水市鯉節水産加工業協同組合	屋外タンク貯蔵所
6	(株)永野	屋外タンク貯蔵所

	名 称	取扱区分
1	高知県漁協(布)	屋内貯蔵所
2	網野久義	屋内貯蔵所

	名 称	取扱区分
1	土佐観光株式会社	屋内タンク貯蔵所
2	足摺国際観光	屋内タンク貯蔵所

	名 称	取扱区分
1	中島和夫	第1種販売取扱所
2	高知県漁協(布)	第1種販売取扱所
3	網野久義	第1種販売取扱所

	名 称	取扱区分
1	中島和夫	簡易タンク貯蔵所

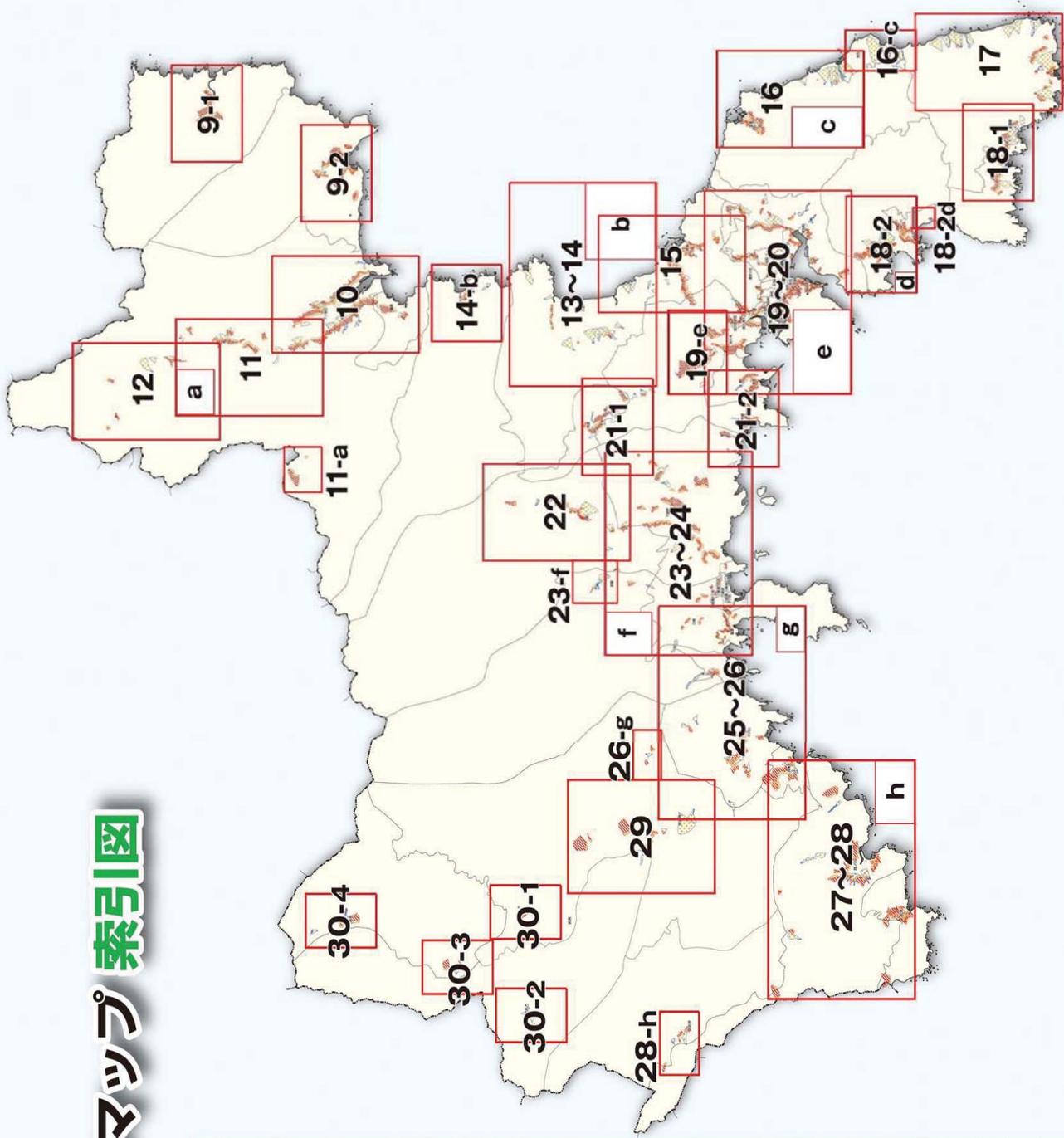
	名 称	取扱区分
1	ホテル足摺園 (木質ペレット)	指定可燃物
2	足摺サニーサイドホテル(")	指定可燃物

	名 称	取扱区分
1	土佐清水鯉節水産加工業組合	屋外タンク貯蔵所(指定可燃物)
2	南国製菓新工場(動植物油)	屋外タンク貯蔵所(指定可燃物)

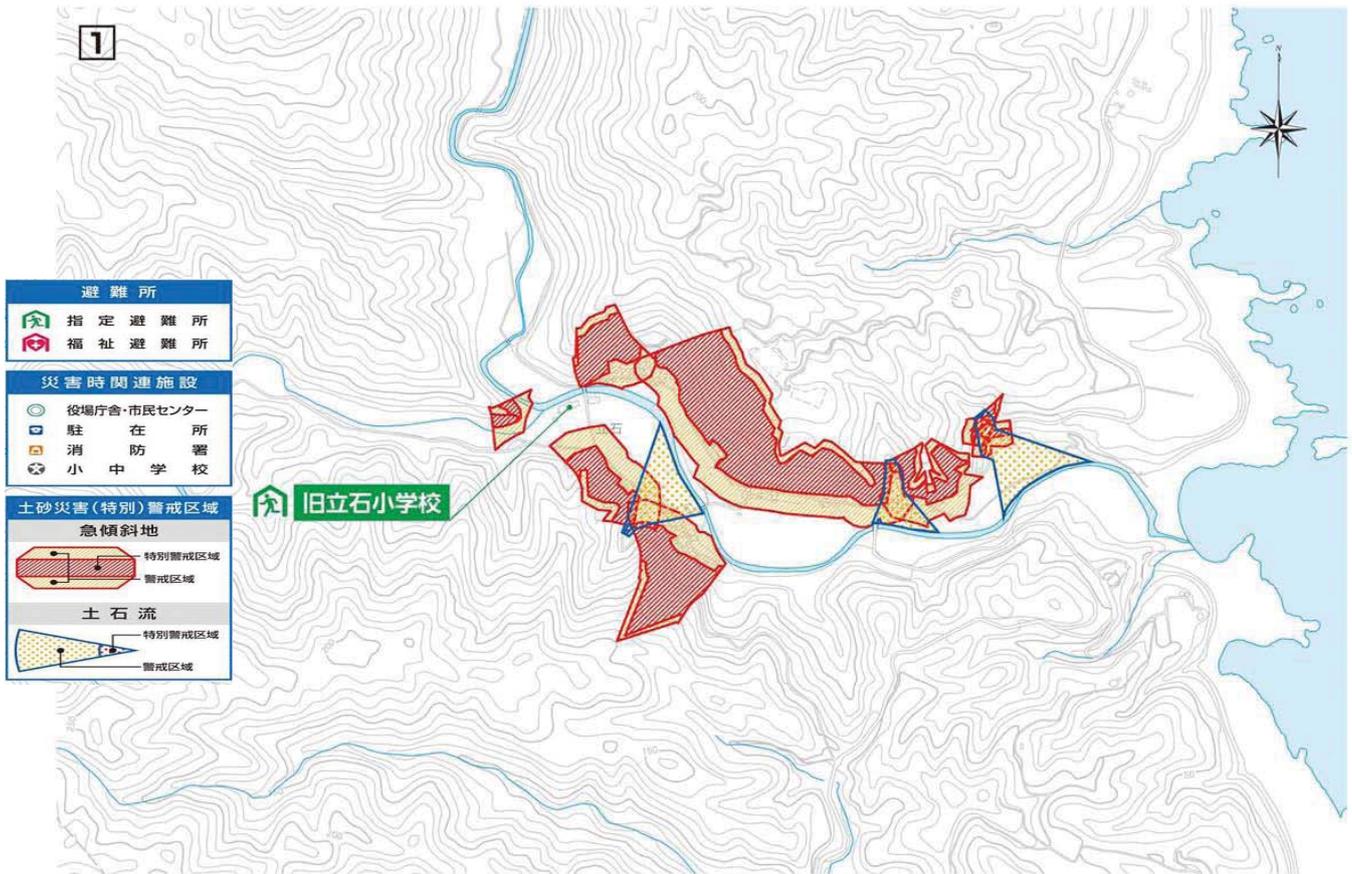
	名 称	取扱区分
1	全国農業協同組合連合会	一般取扱所
2	広島防衛施設局長	一般取扱所
3	南国製菓新工場	一般取扱所
4	中島和夫	一般取扱所
5	大旺新洋株式会社	一般取扱所
6	高知県漁業協同組合連合会	一般取扱所
7	株式会社コメリ	一般取扱所

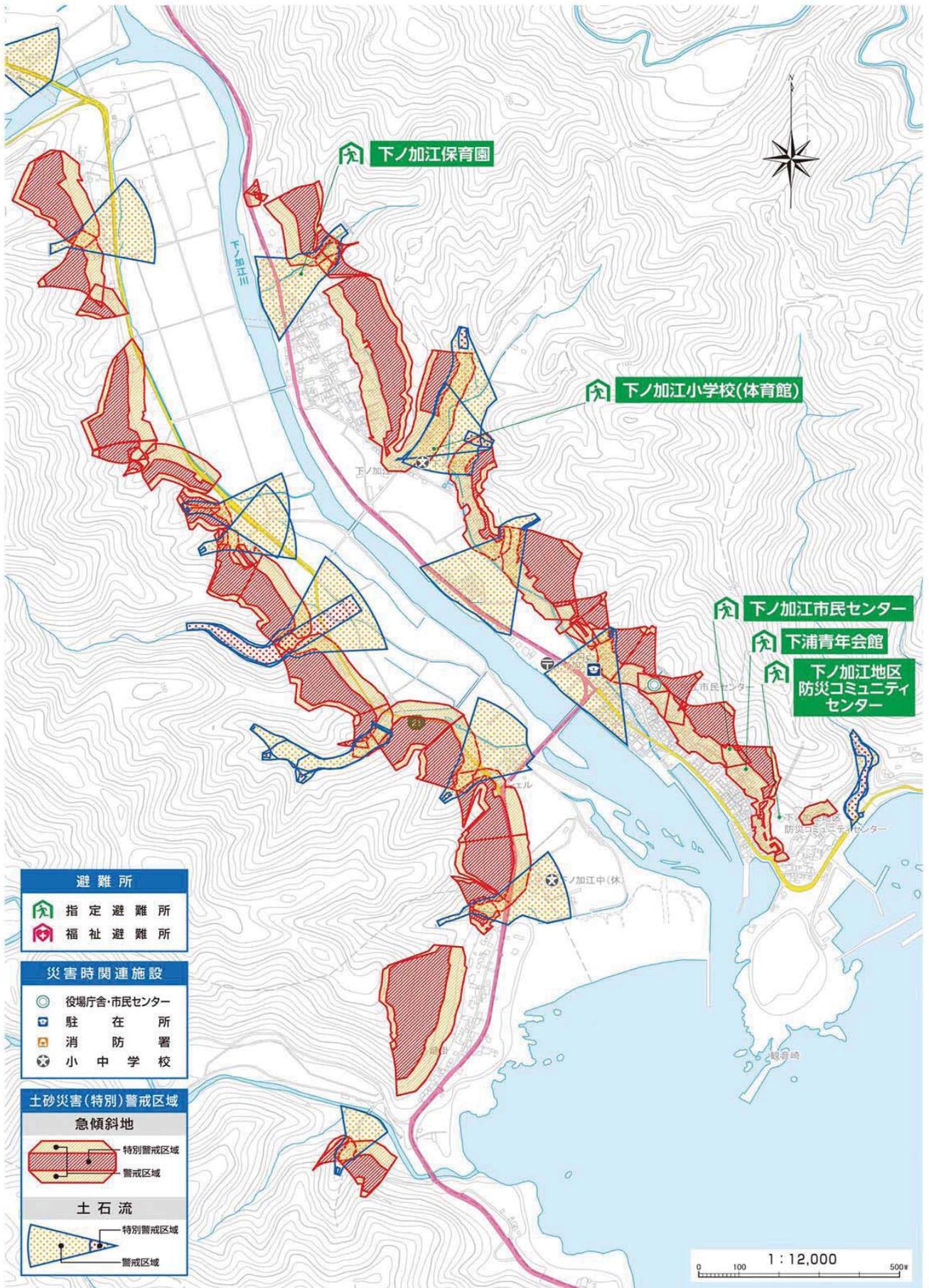
土佐清水市 土砂災害ハザードマップ 索引図

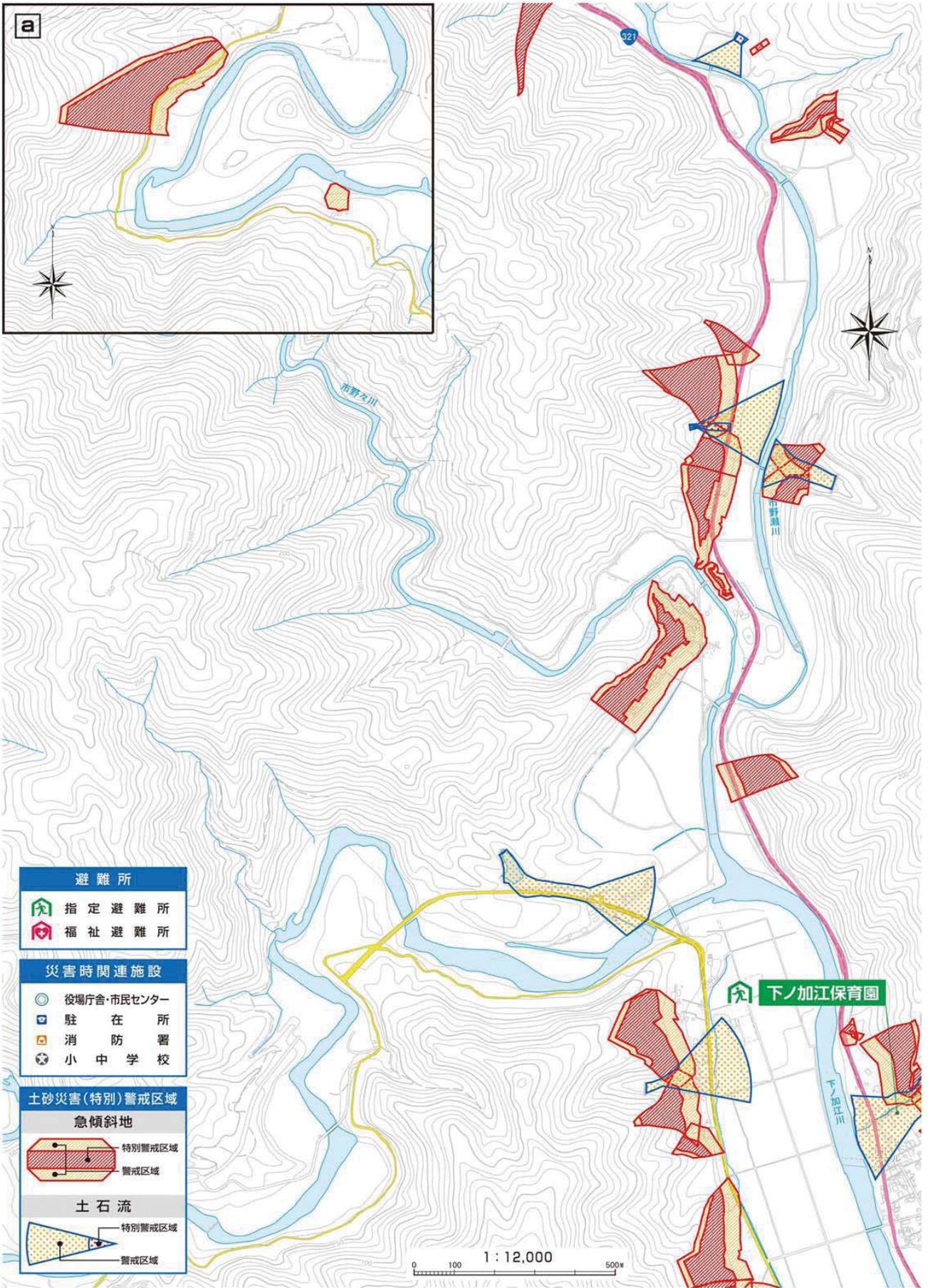
地区名	ページ	地区名	ページ
立石	9-1	上野	22
東谷		斧積	23-f
布郷	9-2	下益野	
布浦		浜益野	23~24
下浦		三崎浦	
船場		平ノ段	
小方	10	下ノ段	
長野		竜串	
鍵掛		爪白	
市野々	11	下川口郷	25~26
大川内	11-a	下川口浦	
市野瀬	12	片粕	
久百々	14-b	齒染ノ浦	
大岐	13~14	貝ノ川郷	
以布利	15	貝ノ川浦	
窪津	16	大津	27~28
津呂	16、16-c	鳥淵	
足摺岬	17	銚ノ平	
松尾	18-1	松山	
大浜	18-2,18-2d	横峯	
中浜	19~20,19-e	宗呂上	29
市街地	21-1	宗呂下	28-h
横道	21-2	藤ノ川	30-1
養老		木ノ川	30-2
松崎		坂井	30-3
		珠々玉	30-4
		有永	30-4

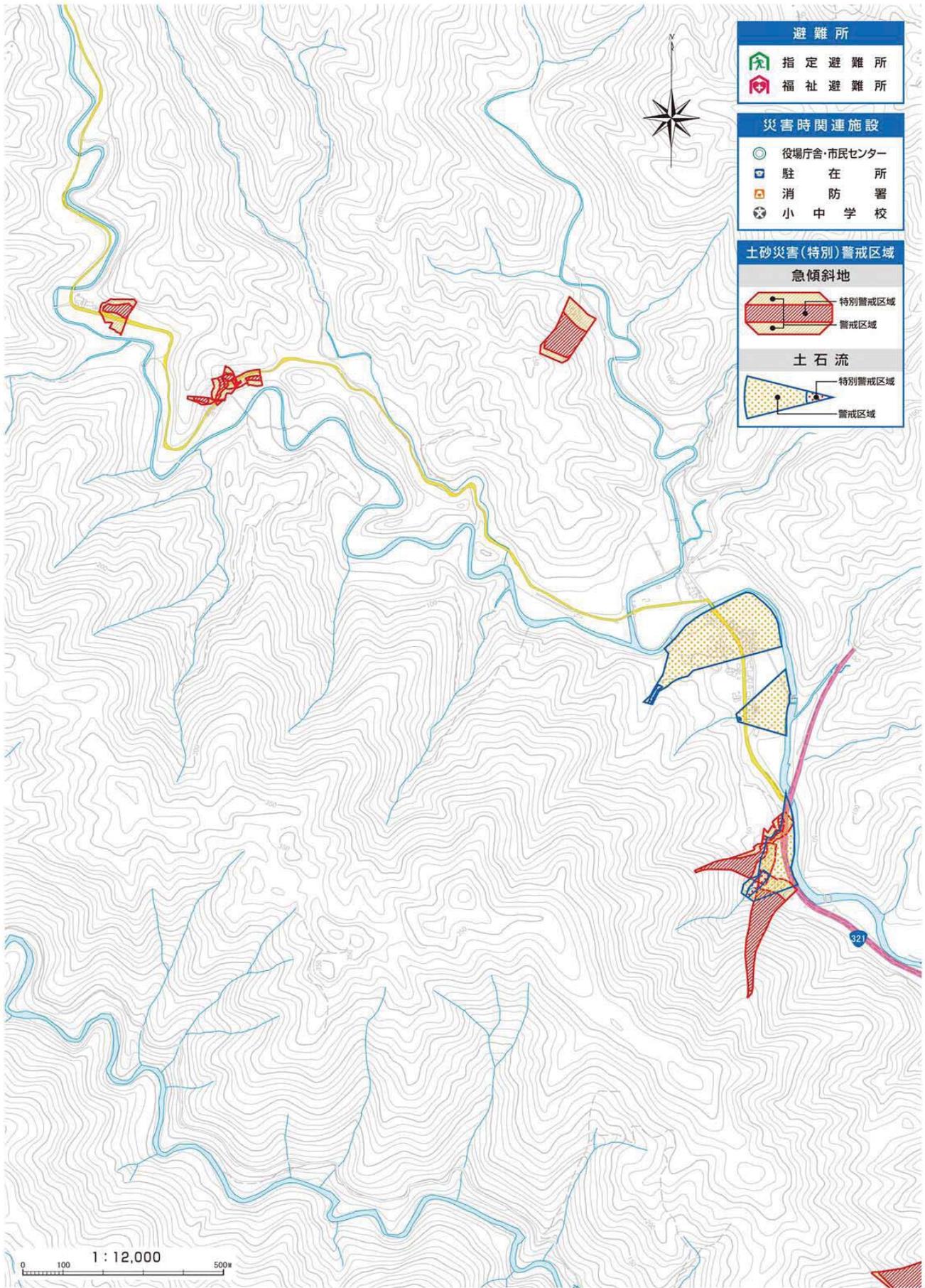


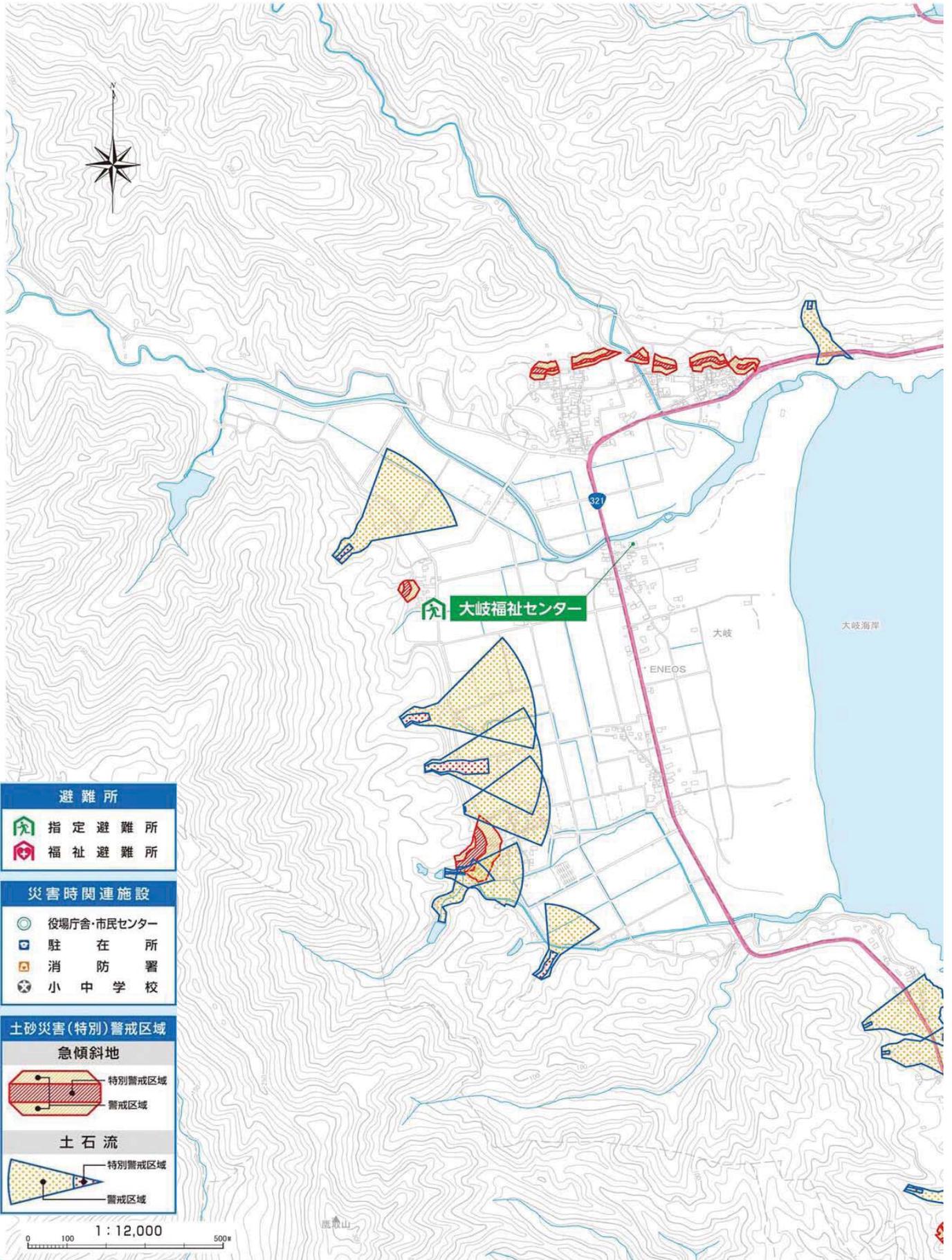
パワートップ地図社、GEOGRAPHIC INFORMATION SYSTEMS、All Rights Reserved

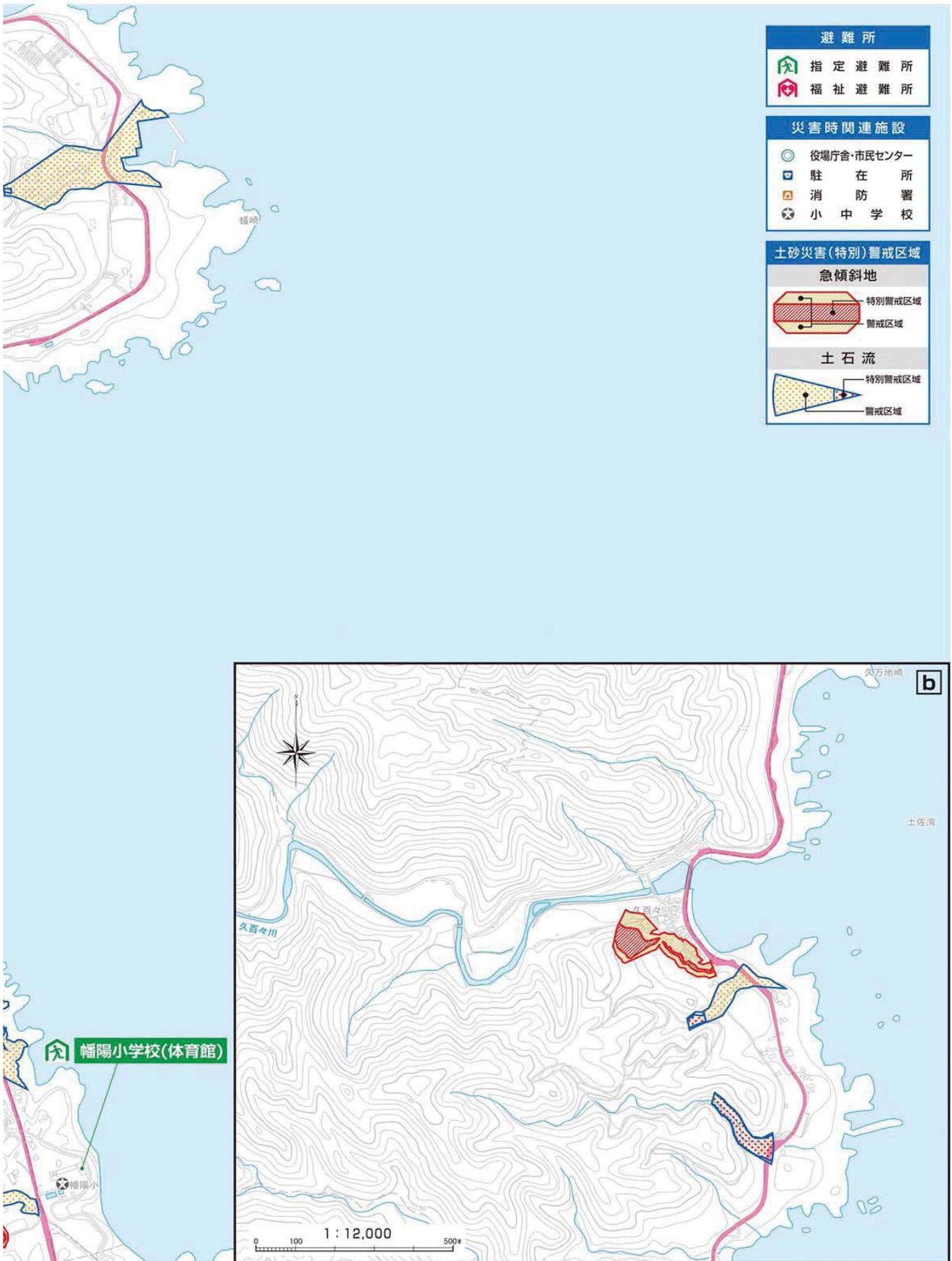


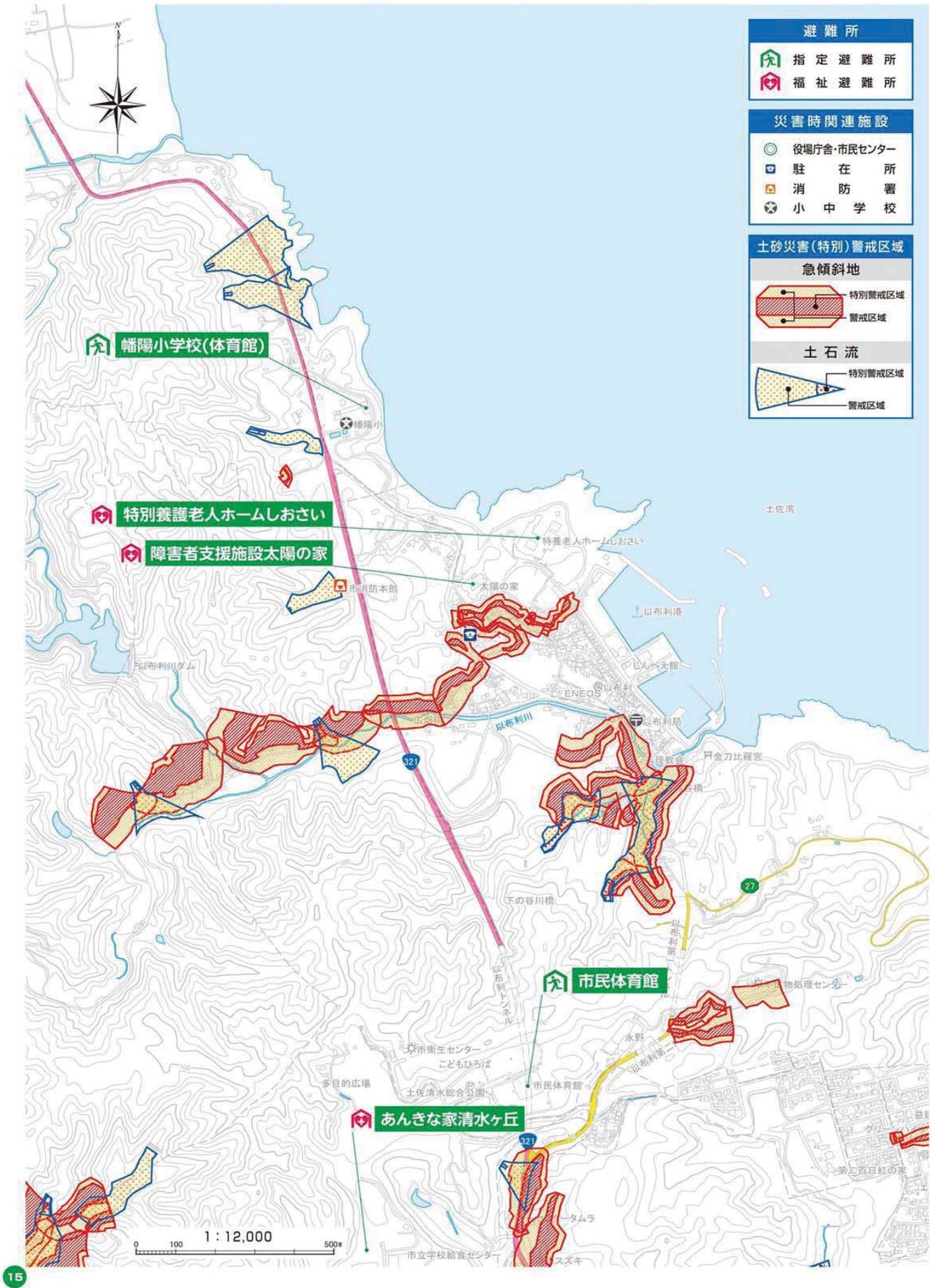


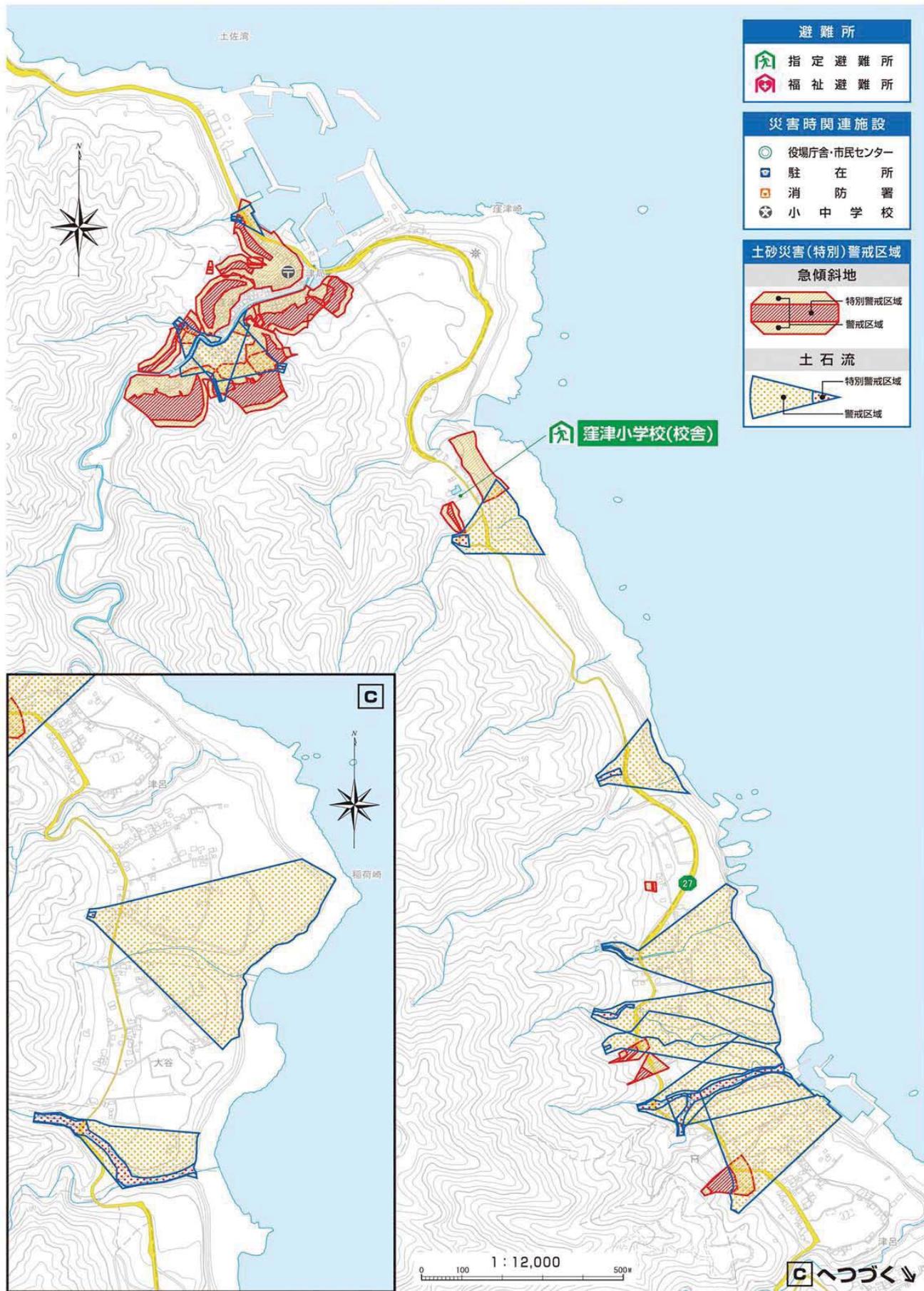


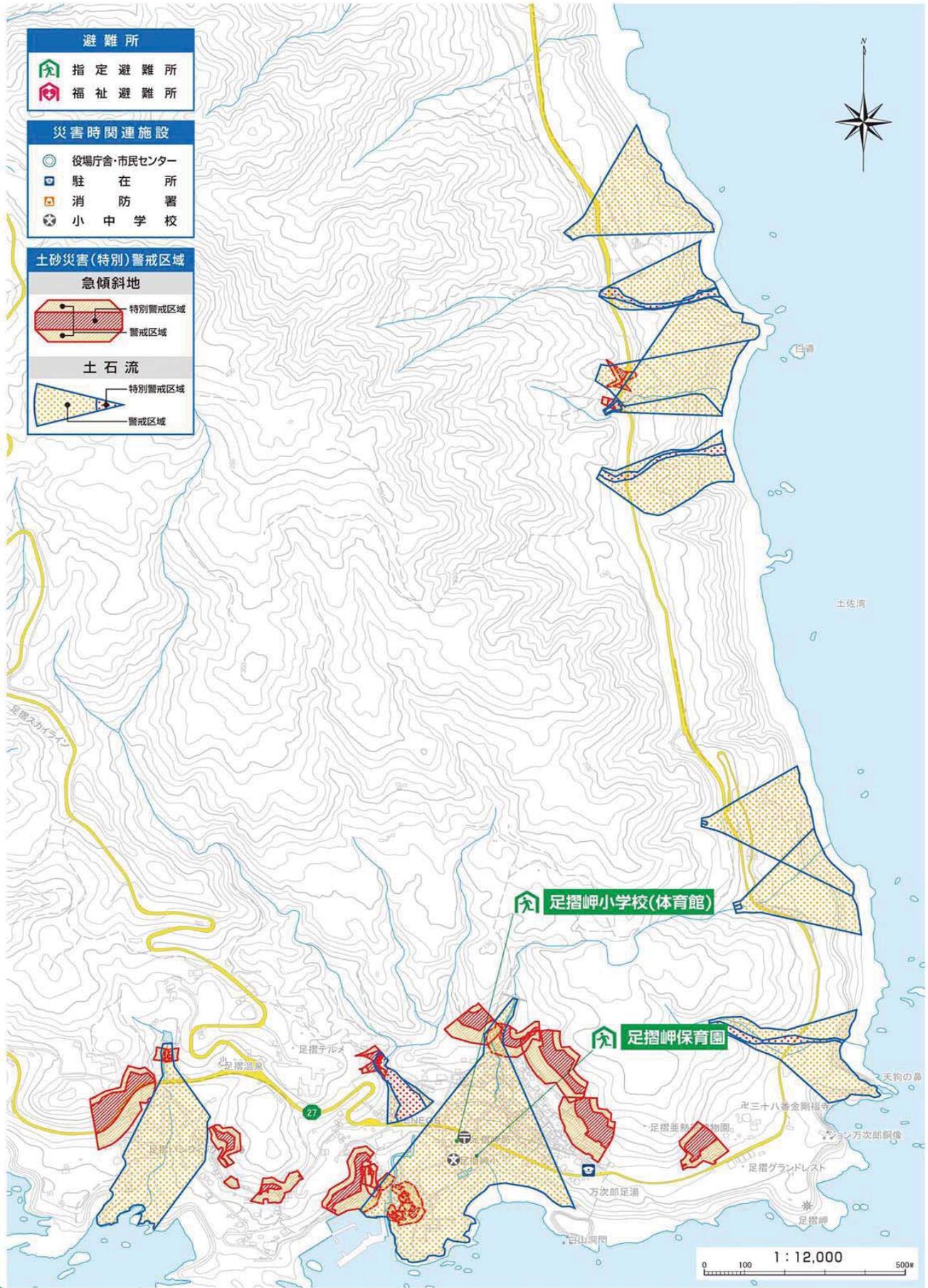


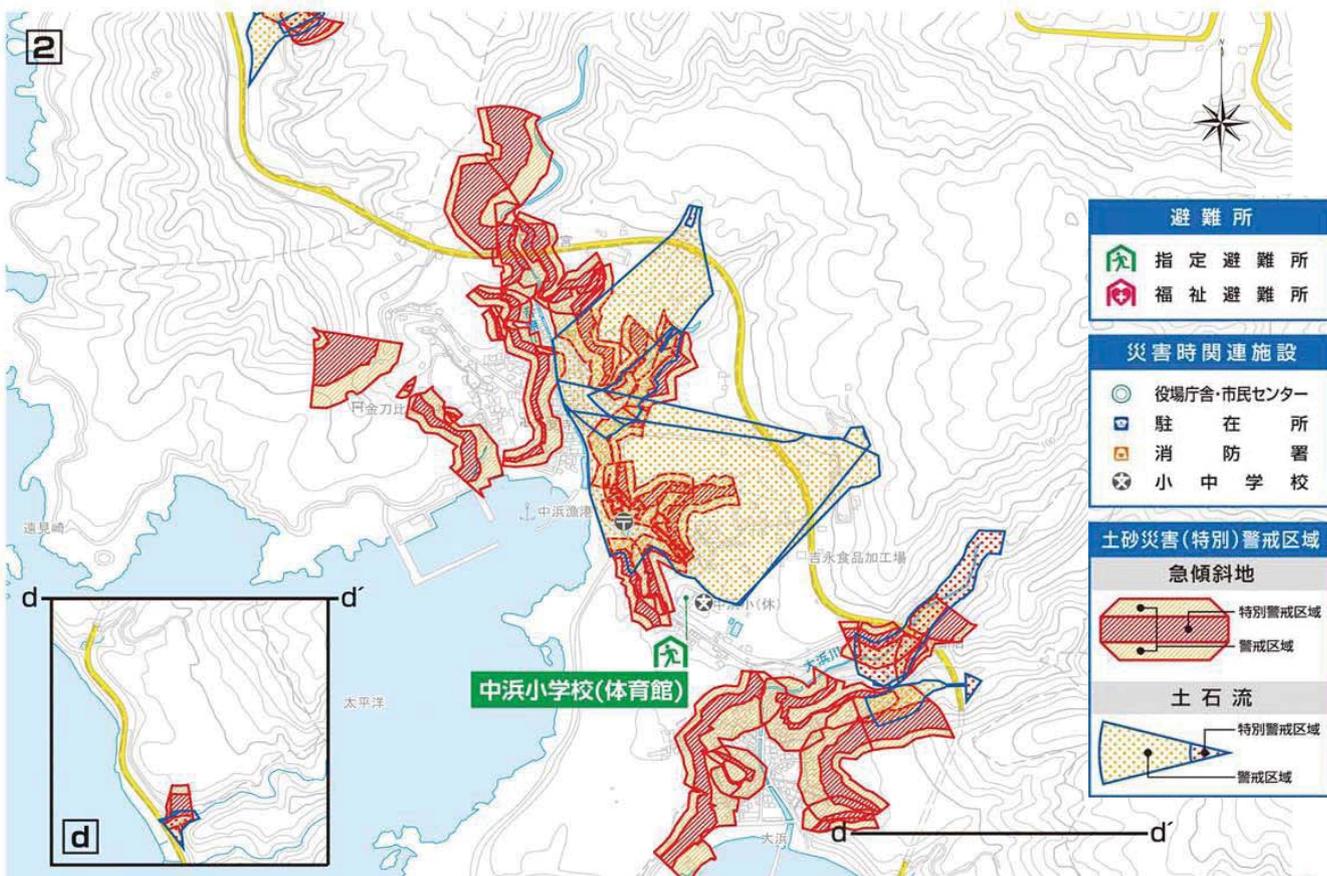
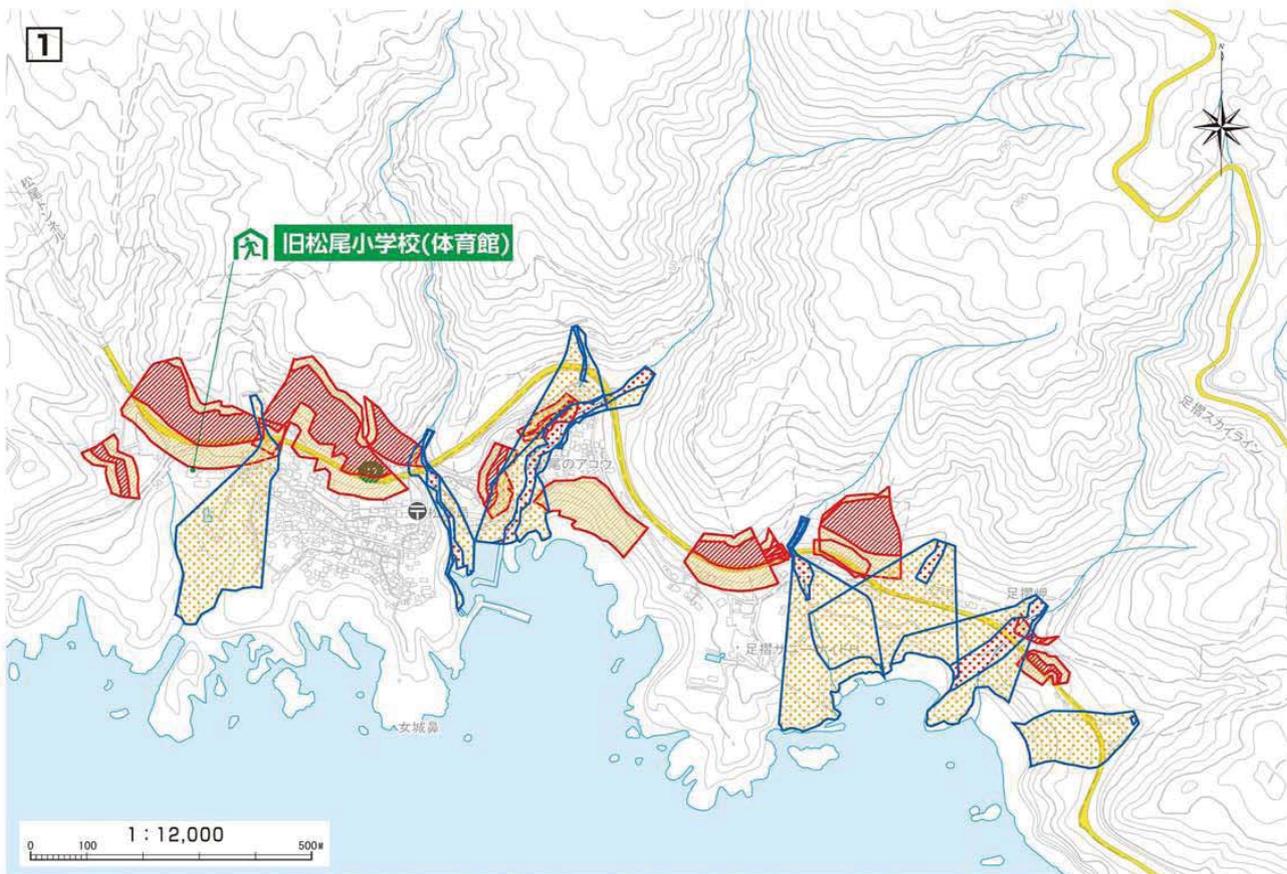


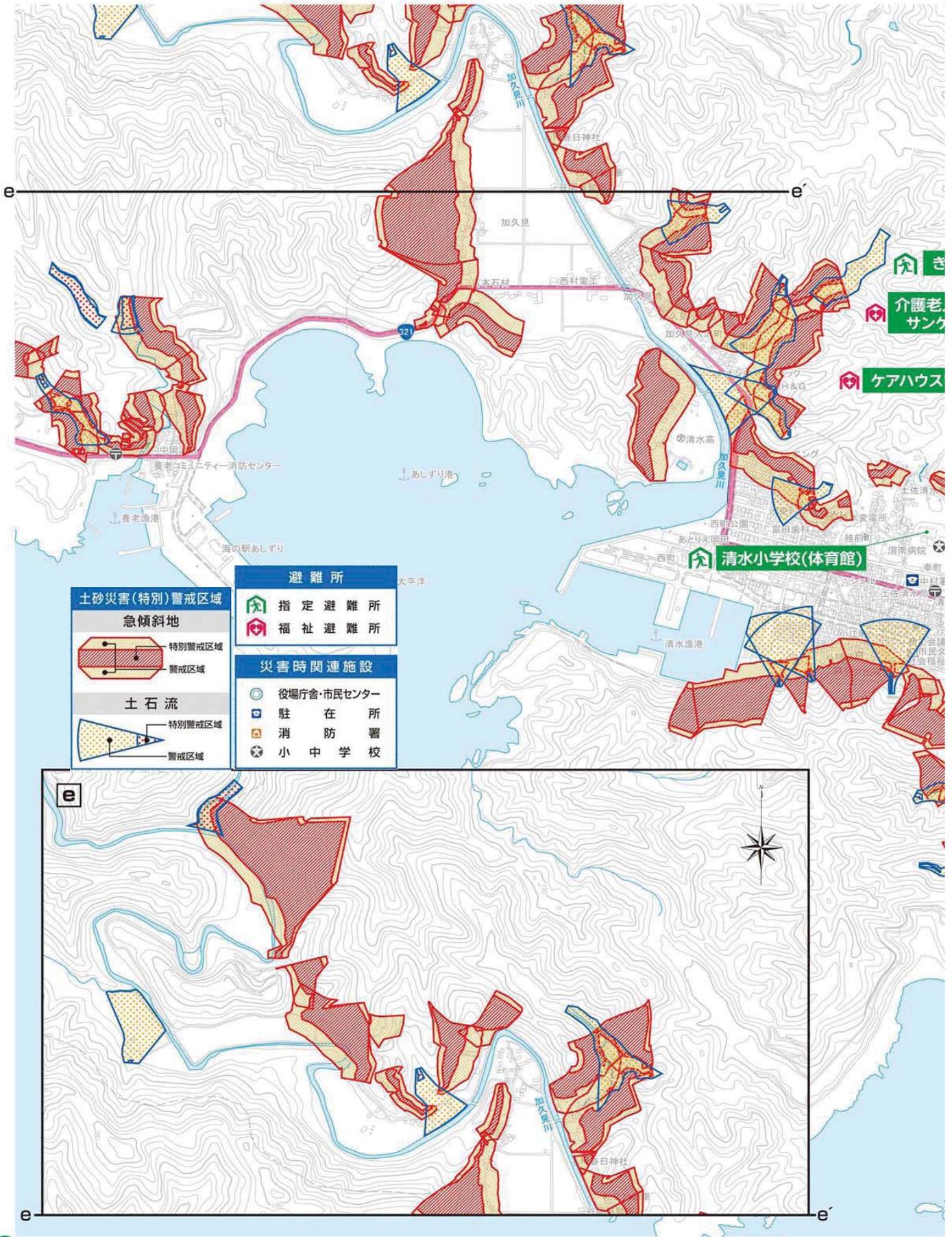


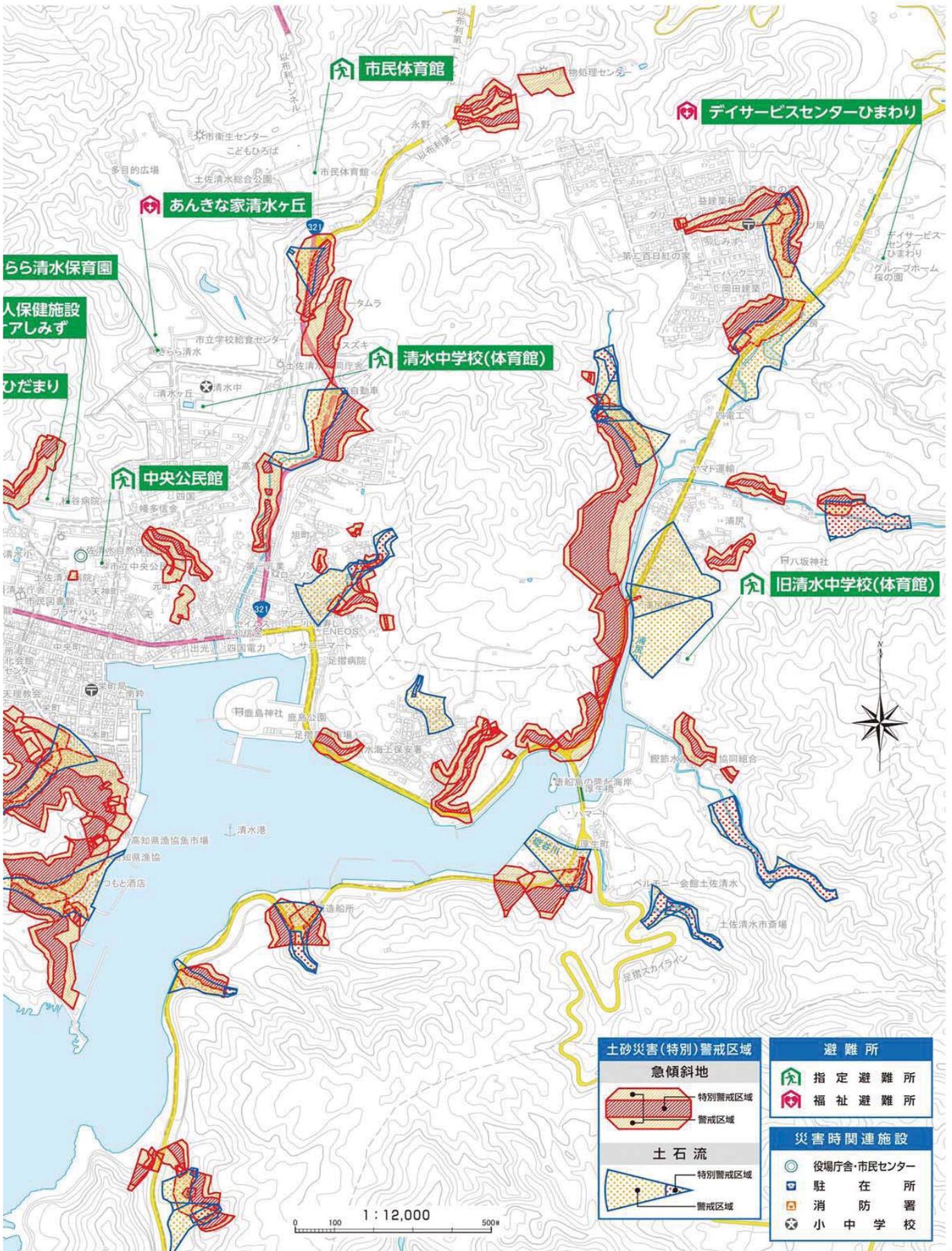


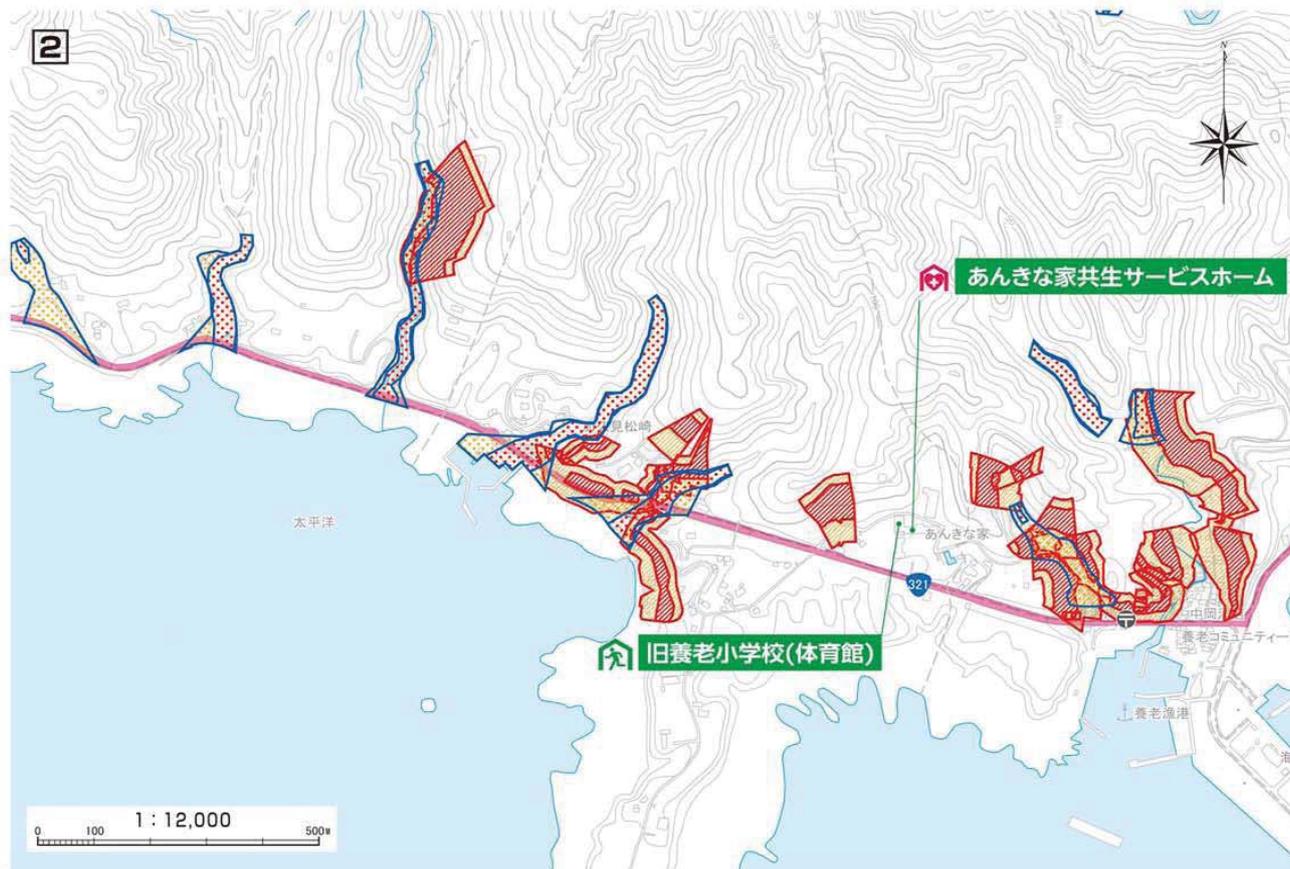
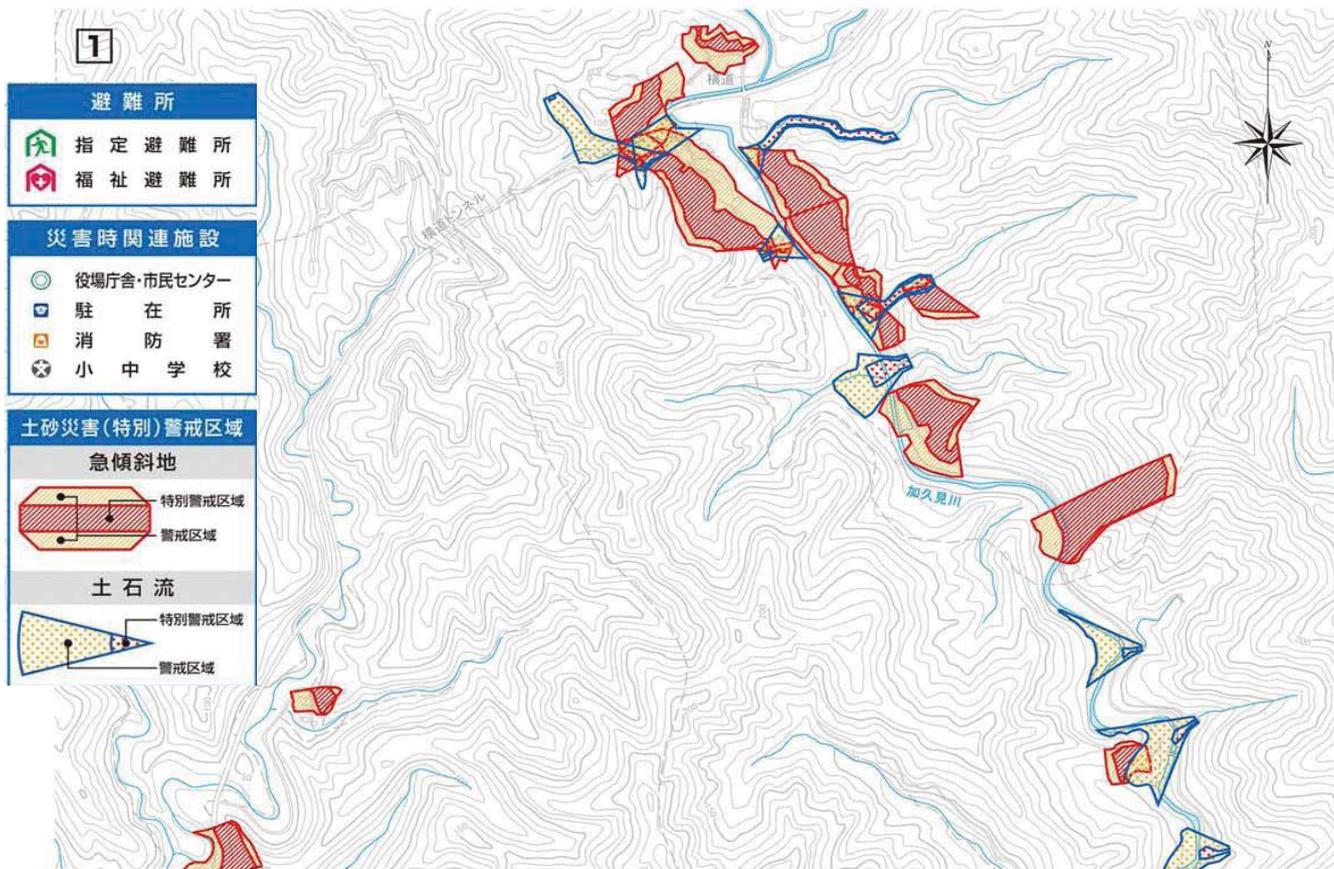


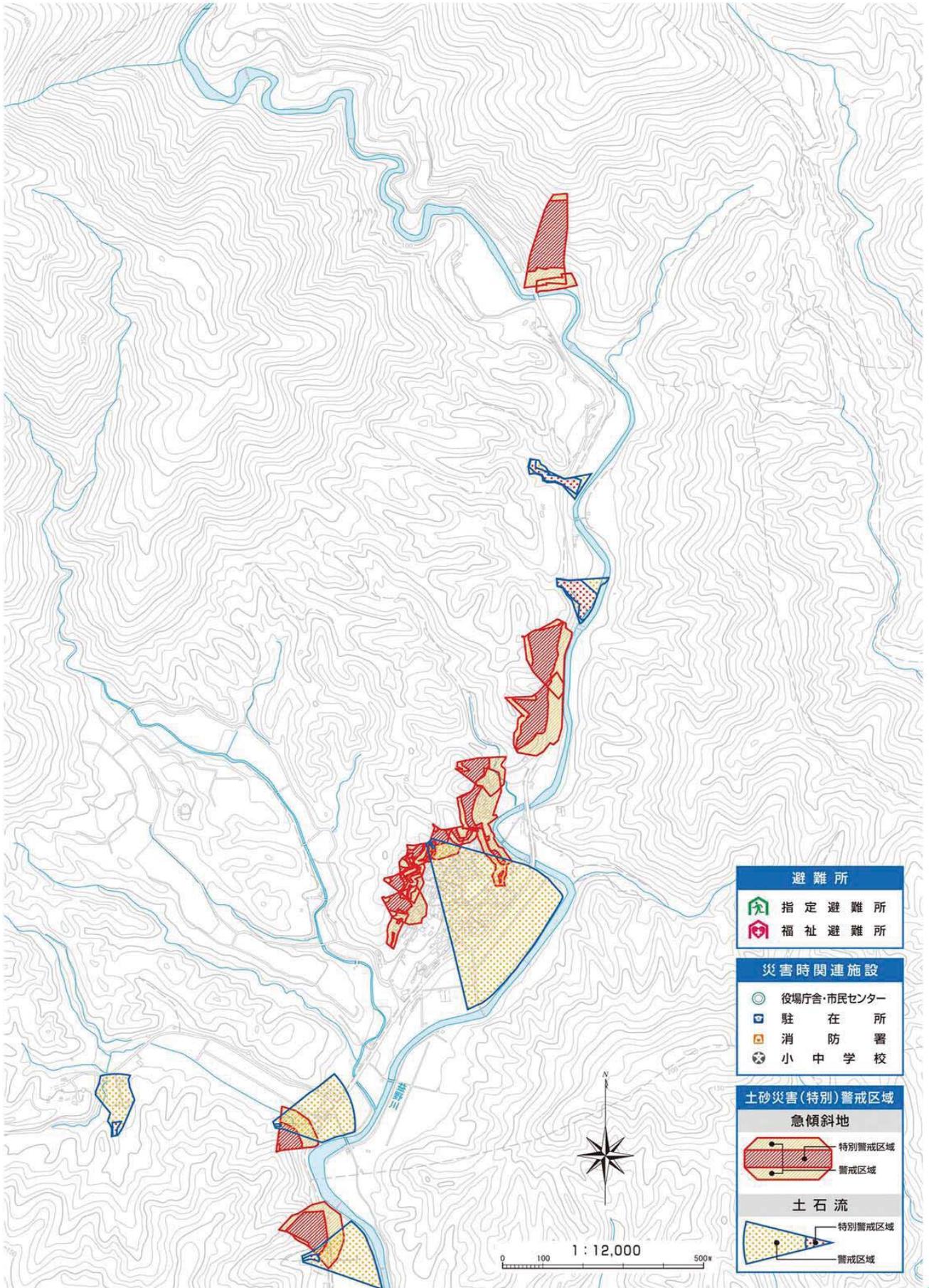


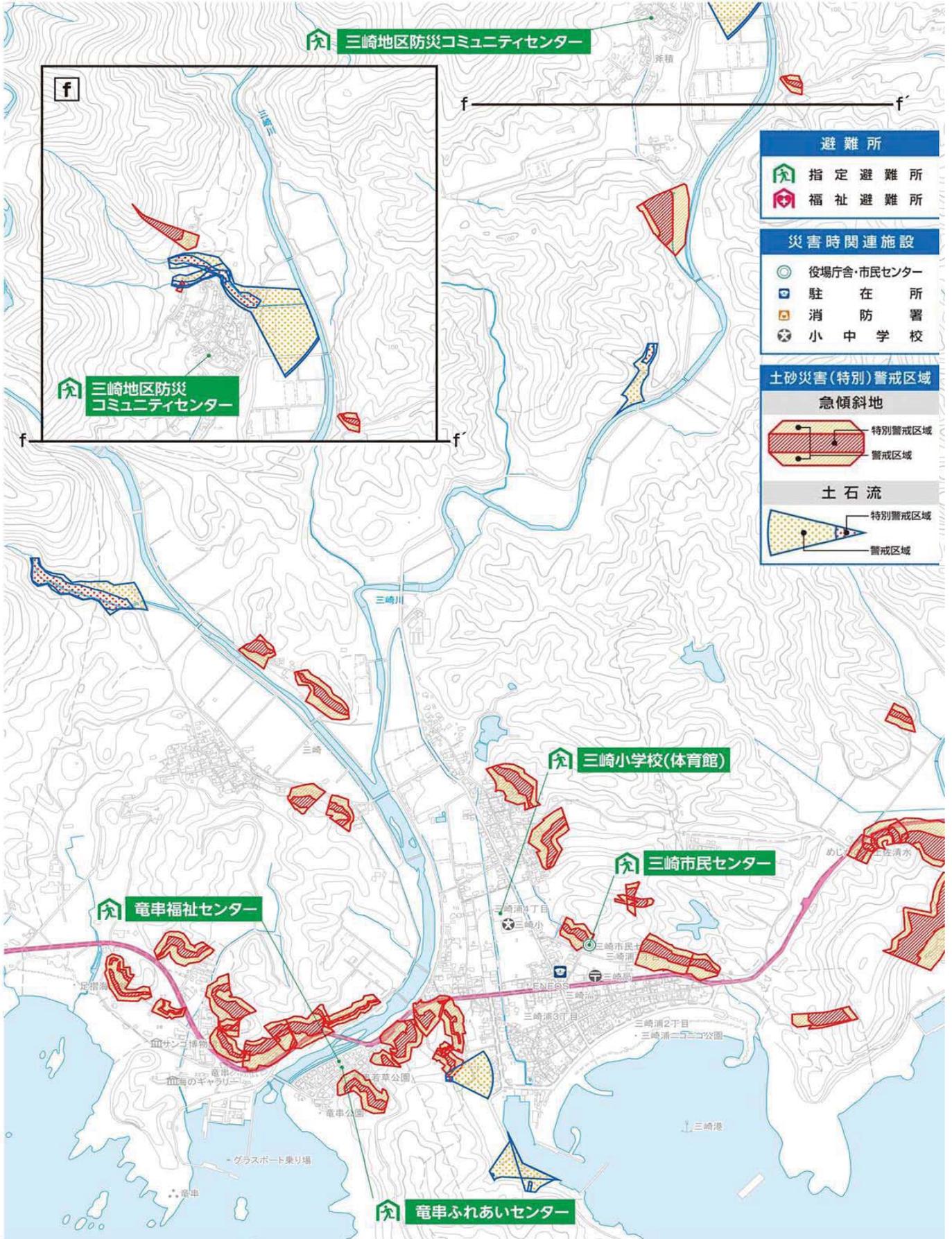


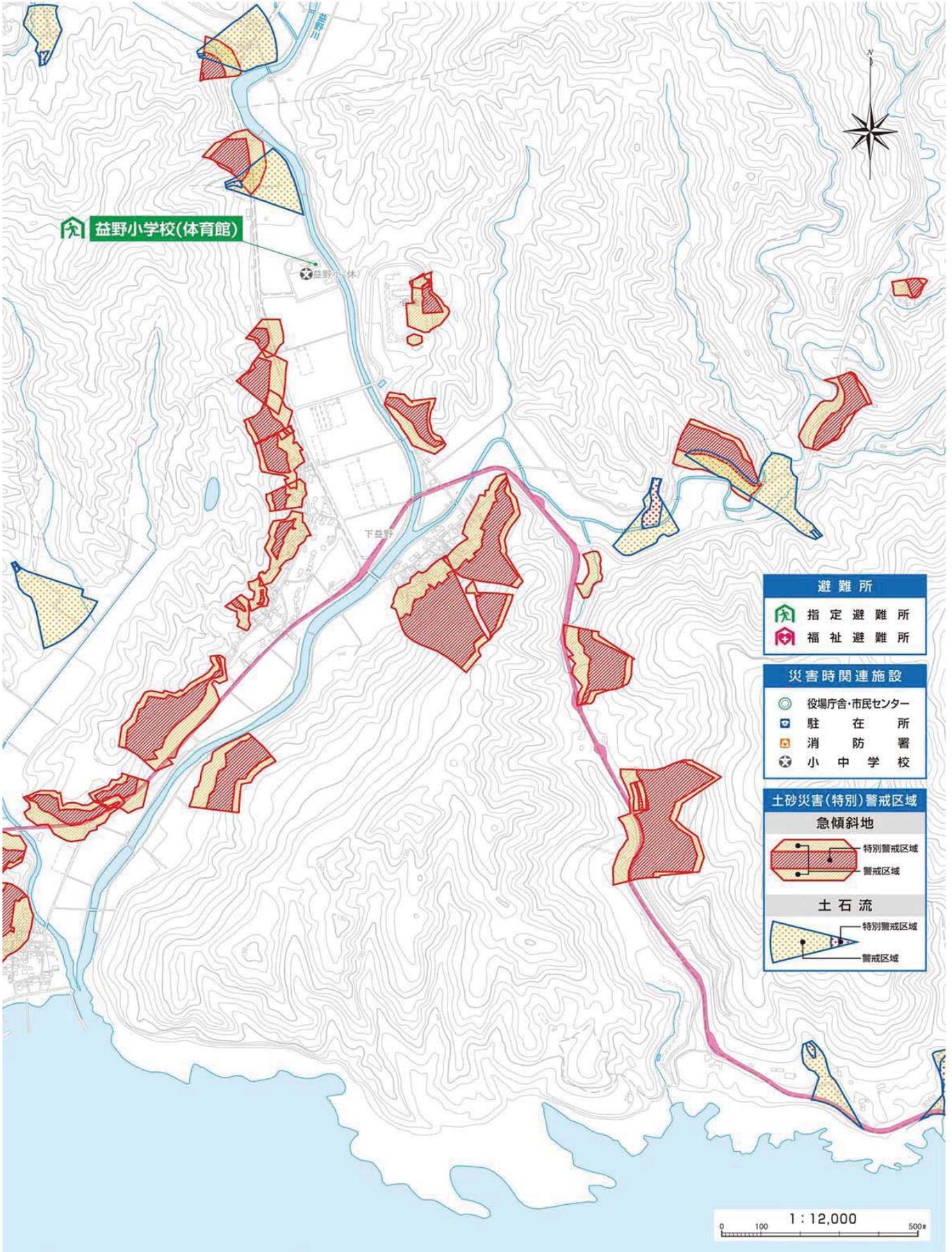


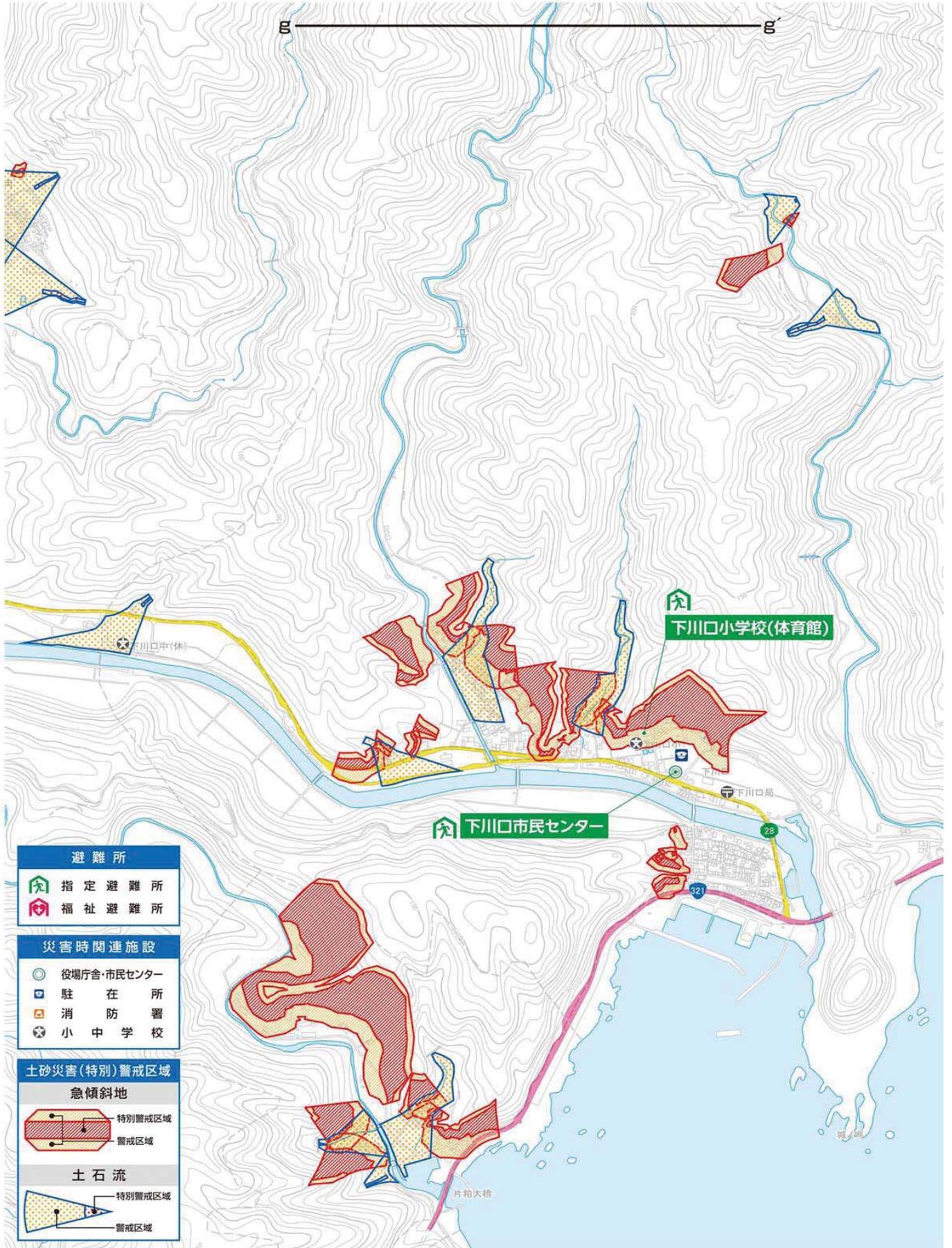


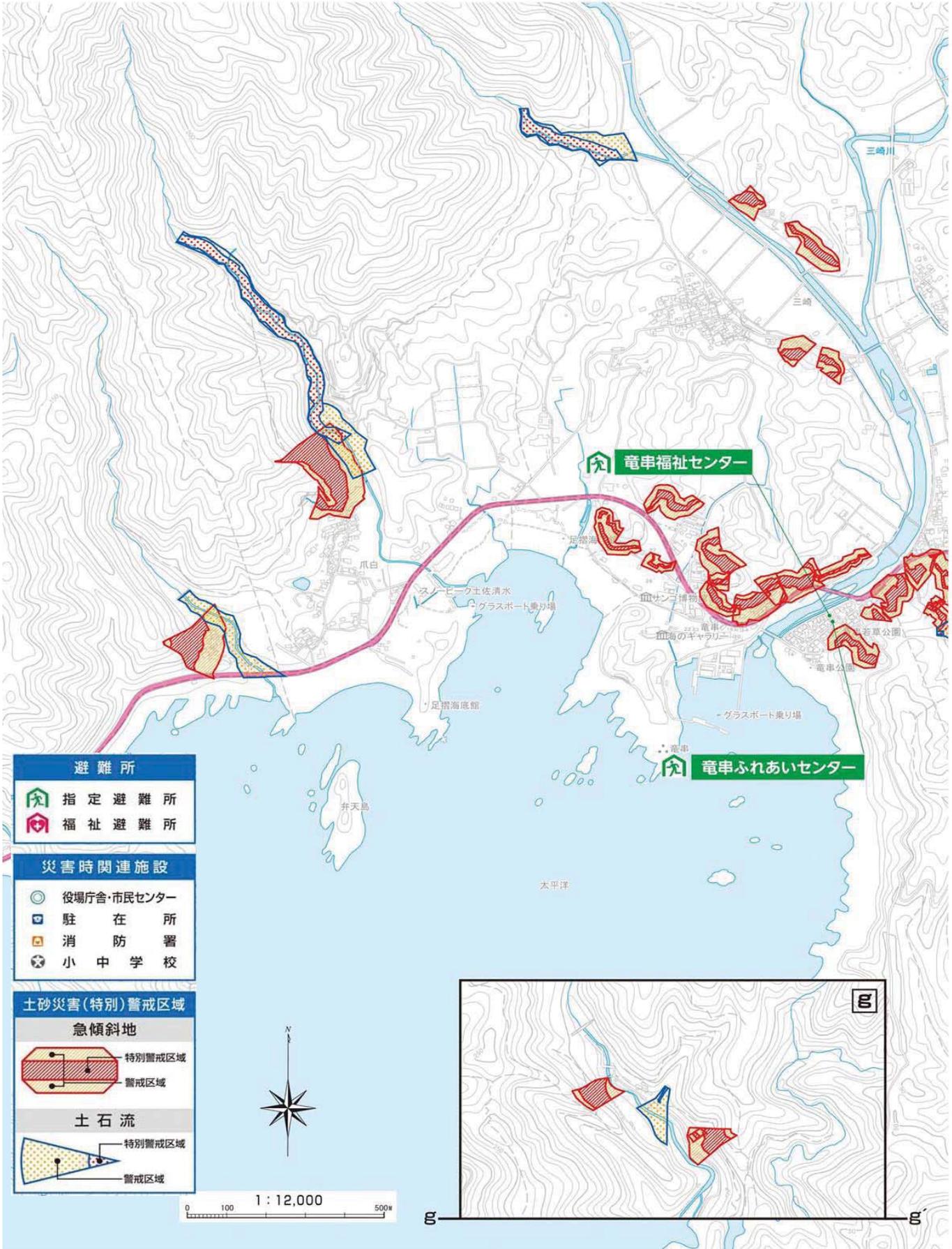


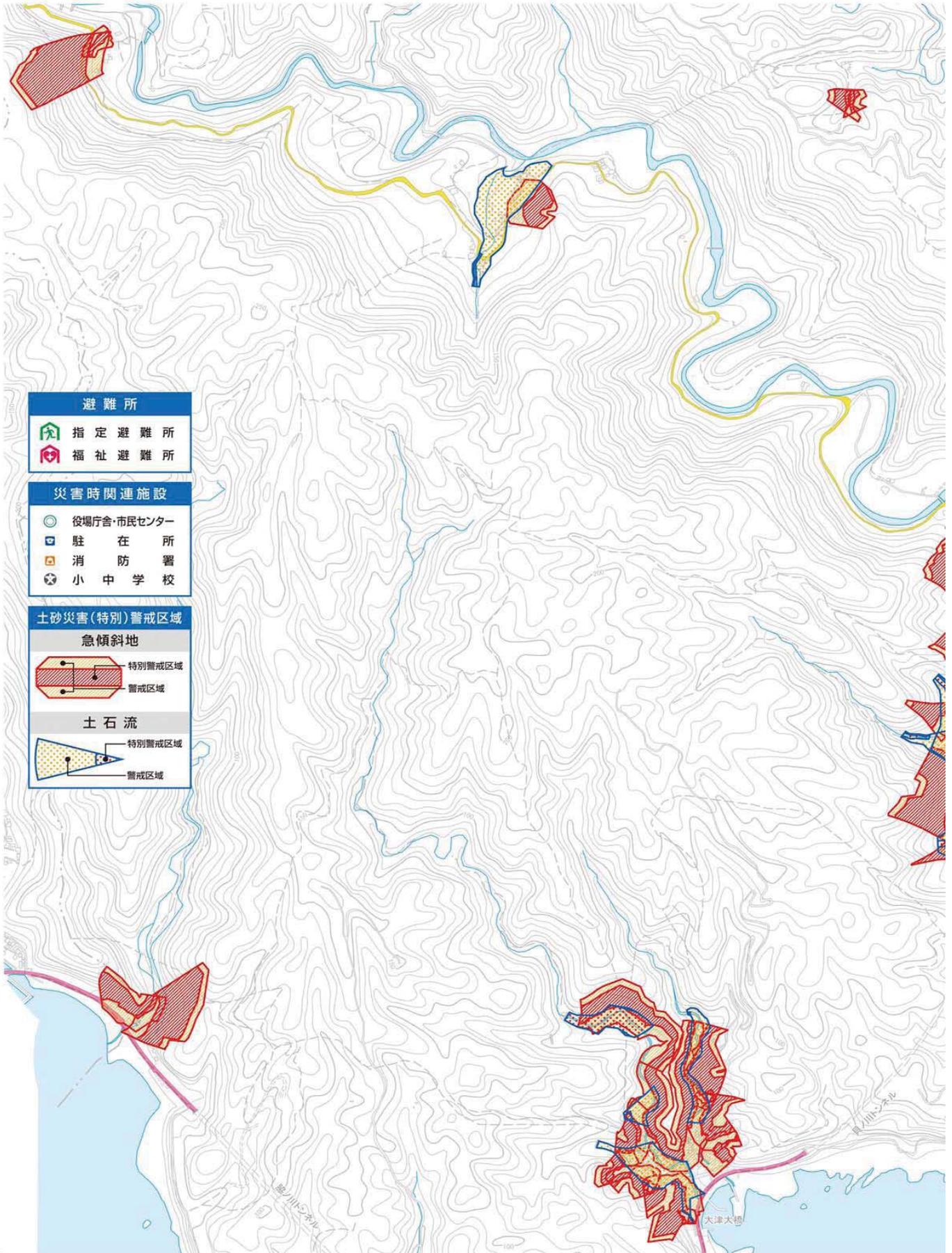


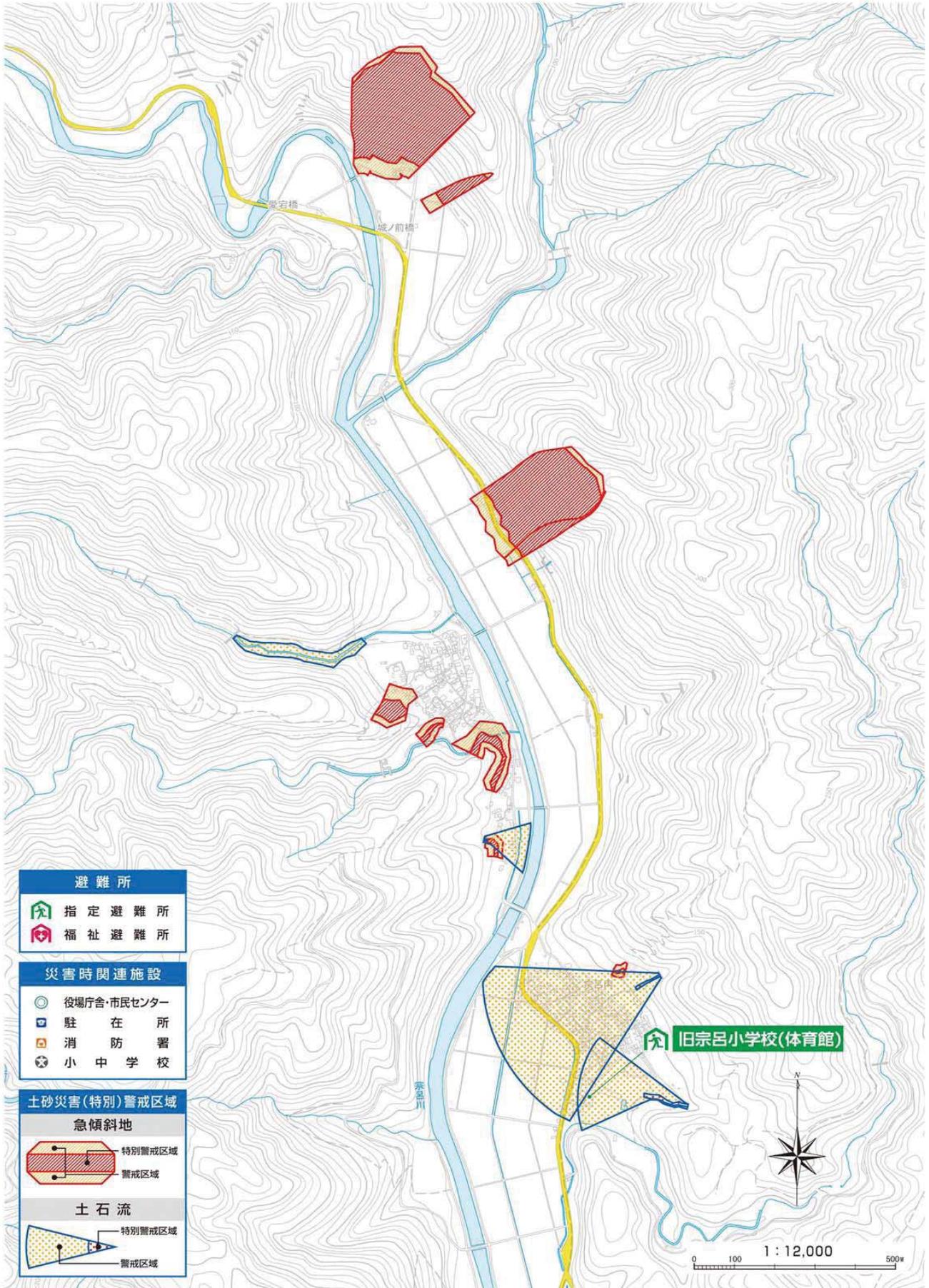


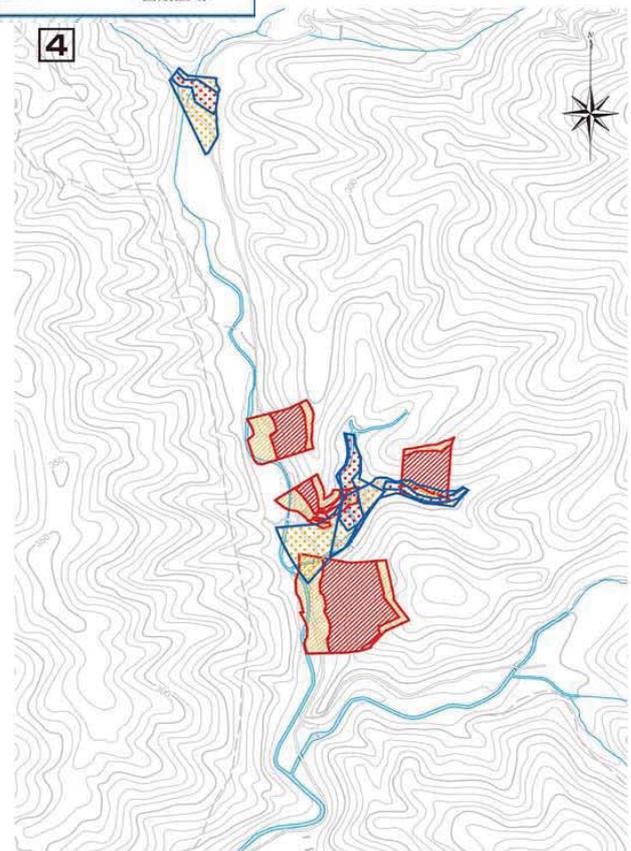
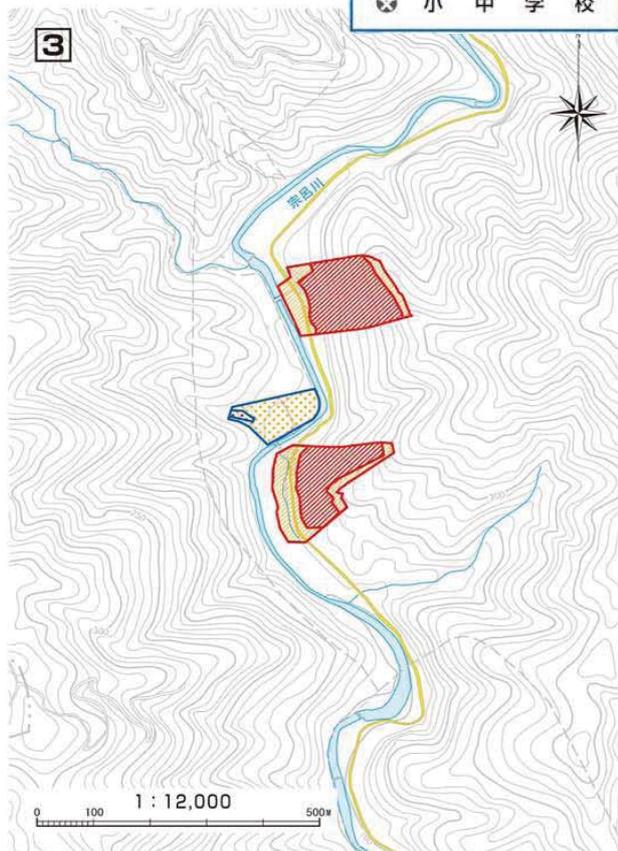












被害認定基準

R3. 6. 24内閣府通知

1 人的被害

被害区分	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

2 住家被害

「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

被害区分	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

準半壊に至らない (一部損壊)	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、その住家の損害割合が10%未満のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
--------------------	---

3 非住家被害

「非住家」とは、住家以外の建築物をいうものとする。

なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

被害区分	認定基準
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

4 その他

被害区分	認定基準
田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	L Pガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

○激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）

改正 昭和四十年二月十七日
 同 四十七年八月十一日
 同 五十六年四月十日
 同 五十六年十月十四日
 同 五十七年九月十日
 同 五十八年七月九日
 平成十二年三月二十四日
 同 十二年十月三十一日
 同 十九年二月二十七日
 同 二十一年三月十日
 同 二十八年二月九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五%をこえる災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - （1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五%をこえる都道府県が一以上あること。
 - （2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五%をこえる都道府県が一以上あること。
- 2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの
- 3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・

五%を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

- (1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害
- (2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三%をこえる都道府県が一以上あるもの

5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五%を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇%を超える都道府県が一以上あるもの

6 法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二%を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都

道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

- 7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。
- ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- 8 法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害
- B 次の要件のいずれかに該当する災害
- ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- (1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害
- (2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害
- 9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害に適用。

○局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正 昭和四十六年十月十一日
 同 五十六年十月十四日
 同 五十八年六月十一日
 平成十二年三月二十四日
 同 十九年二月二十七日
 同 十九年四月十九日
 同 二十年七月三日
 同 二十一年三月十日
 同 二十三年一月十三日
 同 二十八年二月九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）
 - （イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）
 - （ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％を超える市町村
 - （ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村
- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇

所の数がおおむね十未満のものを除く。)

(2) 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害

- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害について適用。

令和 5 年度 災害 救助 基準

令和 5 年 6 月 現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000 円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100 円以内 小人（12歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考														
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。														
		<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</td> </tr> </table>			イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10	ロ	3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9	ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8	ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7	ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6	ヘ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5	ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4
イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10																	
ロ	3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9																	
ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8																	
ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7																	
ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6																	
ヘ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5																	
ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4																	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

9. 様式等

○災害報告取扱要領

		〔 昭和45年4月10日 消防防第246号消防庁長官 〕
改正	昭和58年12月	〔 消防総第833号 消防災第279号 消防救第58号 〕
	昭和59年10月	消防災第267号
	平成6年12月	消防災第278号
	平成8年4月	消防災第59号
	平成13年6月	〔 消防災第101号 消防情第91号 〕
	平成31年4月	消防応第28号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	災害確定報告応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

(2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

(1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

(2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

(4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

(1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2) 「全壊」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(3) 「半壊」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、

すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校Uにおける教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、LPガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第 号
年 月 日

高知県知事

様

土佐清水市長



災害対策基本法第 68 条に基づく応援について（要請）

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援を要請する事由
- 3 応援を希望する人員又は物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容
- 6 その他必要な事項

第 号
年 月 日

高知県知事 様

土佐清水市長



自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第 83 条により、下記のとおり、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 連絡場所及び連絡職員

(3) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

第1号様式(第3、第5、第6、第7関係)

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第 号
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証		
高知県公安委員会殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		年 月 日
届出者住所 (電話) 氏名		高知県公安委員会		<input type="checkbox"/>
番号標に表示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
出 発 地				
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。				
(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を警察本部(交通規制課)、最寄りの警察署又は交通検問所に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通行車両等が該当しなくなったとき。 ・ 緊急通行車両等が廃車となったとき。 ・ その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。 				
備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。				

被災者台帳

【災害の名称：】

番号	調査年月日	氏名	住所	電話番号	り災の場所	罹災の状況（人的・物的被害の状況等）		備考
	・					人的被害	1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()	
	・					建物被害	住家（自家・借家）2. 非住家 3. その他 () 種類：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 被害：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 7. 準半壊 8. 準半壊 9. 一部破損 7. 床上浸水 8. 床下浸水	
	・					人的被害	1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()	
	・					建物被害	住家（自家・借家）2. 非住家 3. その他 () 種類：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 被害：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 7. 準半壊 8. 準半壊 9. 一部破損 7. 床上浸水 8. 床下浸水	
	・					人的被害	1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()	
	・					建物被害	住家（自家・借家）2. 非住家 3. その他 () 種類：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 被害：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 7. 準半壊 8. 準半壊 9. 一部破損 7. 床上浸水 8. 床下浸水	
	・					人的被害	1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()	
	・					建物被害	住家（自家・借家）2. 非住家 3. その他 () 種類：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 被害：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 7. 準半壊 8. 準半壊 9. 一部破損 7. 床上浸水 8. 床下浸水	
	・					人的被害	1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()	
	・					建物被害	住家（自家・借家）2. 非住家 3. その他 () 種類：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 被害：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 7. 準半壊 8. 準半壊 9. 一部破損 7. 床上浸水 8. 床下浸水	
	・					人的被害	1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()	
	・					建物被害	住家（自家・借家）2. 非住家 3. その他 () 種類：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 被害：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 7. 準半壊 8. 準半壊 9. 一部破損 7. 床上浸水 8. 床下浸水	
	・					人的被害	1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()	
	・					建物被害	住家（自家・借家）2. 非住家 3. その他 () 種類：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 被害：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 7. 準半壊 8. 準半壊 9. 一部破損 7. 床上浸水 8. 床下浸水	
	・					人的被害	1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()	
	・					建物被害	住家（自家・借家）2. 非住家 3. その他 () 種類：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 被害：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 7. 準半壊 8. 準半壊 9. 一部破損 7. 床上浸水 8. 床下浸水	
	・					人的被害	1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()	
	・					建物被害	住家（自家・借家）2. 非住家 3. その他 () 種類：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 被害：1. 全壊 2. 全焼 3. 流出 4. 大規模半壊 5. 中規模半壊 6. 半壊 7. 準半壊 8. 準半壊 9. 一部破損 7. 床上浸水 8. 床下浸水	

罹 災 証 明 書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員	氏 名	続柄	生年月日	備 考

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	土佐清水市
住家※の被害の程度	
浸水区分等	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備 考	
-----	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

土佐清水市長

罹災証明等申請受付簿兼交付簿

受付番号	氏名	住所	証明の種類
		土佐清水市	・罹災証明書 枚 ・被災証明書 枚
			・罹災証明書 枚 ・被災証明書 枚

異議申出者一覽

受付番号	氏名	住所	電話番号	異議事項
		土佐清水市		

受付番号	氏名	住所	電話番号	異議事項
		土佐清水市		

受付番号	氏名	住所	電話番号	異議事項
		土佐清水市		

受付番号	氏名	住所	電話番号	異議事項
		土佐清水市		

10. タイムライン (台風接近時)

台風接近時におけるタイムライン

令和 3 年 4 月

警報	台風上陸までの流れ	市	住民	災害時の注意
予報開始	台風発生	気象情報の収集	住民	災害時の注意
進路予想 (テレビの進路予想)	高波	防災行動の再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビラジオネットなどで気象予報を確認 ・ 自宅の保全（流されそうなものは屋内へ、貴重品は 2 階へ、雨戸のチェック） ・ ハザードマップなどで避難所、避難ルートを確認 ・ 防災グッズの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀裂や落成ががけ崩れの前兆となることも ・ がけや斜面から水がわき出る ・ 樹木が傾く ・ 川や井戸水が濁る ・ 雨が続けているのに川の水位が下がったり、流木があつたりすると土石流の恐れも ・ がけの高さ 2 倍の距離まで土砂がくる ■ 竜巻 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家の 1 階に移動。カーテンを閉めて窓から離れる。 ・ 車庫やプレハブは危険、丈夫な建物に。 ・ 電柱や太い木が倒れることも。 ■ 浸水 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下街や地下鉄に雨水が流れ込むことも
見通しの報道 (気象庁による記者会見)	強風	消防団への注意喚起		
特別警報有無の見通し		休校の判断・体制の確認		
大雨・洪水警報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 山沿いの危険地域に高齢者等避難 ・ 1 時間ごとに河川水位、雨量、降水予報を確認 ・ 河川、海岸、道路の巡視 	山沿いの地域での高齢者等避難開始	
土砂災害警戒情報	大雨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山沿いの地域に気象・避難についての注意喚起、避難所の開設準備 ・ 福祉施設などに注意喚起 ・ 首長又は代理者が登庁 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災無線や携帯メールなどで気象情報等を確認 ・ 高齢者、要配慮者等は避難の準備 ・ テレビ、ラジオ、ネットなどで雨や河川の状況を確認 ・ 断水に備え、浴槽に水を張る 	
氾濫注意情報 (レベル 2)	土砂災害	15 時間前		

氾濫警戒情報 (レベル3)	12時間前	川沿いの地域に高齢者等 避難発令、避難所の開設 ・10分ごとに河川水位など を確認	川沿いの地域で高齢者等は避難開始	<ul style="list-style-type: none"> あふれた水で見えない溝、マンホールに注意 浸水した道路で長靴は危険、運動靴で 用水路の見回り、野外作業はやめる
氾濫危険情報 (レベル4)	9時間前	避難指示	危険地域からの立退き避難を完了	
氾濫発生情報 (レベル5)	6時間前	警察、消防、消防団は危険 地域から退避		
	3時間前	支援要請	逃げ遅れた場合は2階に上がったり、近くの 頑丈な建物へ避難	
	0時間			
	台風接近	台風上陸 大規模水 害の発生		

平成28年3月 一部改訂
平成28年7月 一部改訂
平成30年9月 一部改訂
令和2年4月 一部改訂
令和3年10月 一部改訂

土佐清水市地域防災計画 資料編

令和5年10月 一部改訂

土佐清水市防災会議

事務局 土佐清水市役所 危機管理課
〒787-0392 土佐清水市天神町11番2号
TEL 0880-87-9077 FAX 0880-82-2882
